

平成15年5月29日(木曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
土田久二郎	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	職務代理者	荒木恒	企画調整課長
秋場元	庶務課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	財政課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	市民課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員事務局長	小松仁一	農業委員会事務局長
事務局職員出席者		鈴木一徳	局長補佐
片桐久志	事務局長	大沼秀彦	主任
月光龍弘	庶務主査		

議事日程第1号 第2回定例会
平成15年5月29日(木) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第55回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 議員派遣について
- (4) 第109回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 平成16年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成14年度寒河江市土地開発公社決算及び平成15年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成14年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成15年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- ” 5 報告第4号 平成14年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 6 報告第5号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 7 報告第6号 平成14年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- ” 8 報告第7号 平成14年度寒河江市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- ” 9 議第28号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 10 議第29号 寒河江市公告式条例の一部改正について
- ” 11 議第30号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- ” 12 議第31号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 13 議第32号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- ” 14 議第33号 字の区域及び名称の変更について
- ” 15 議第34号 市道路線の廃止について
- ” 16 議第35号 市道路線の認定について
- ” 17 請願第2号 現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書の提出を求める請願
- ” 18 議案説明
- ” 19 質疑
- ” 20 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第2回定例会日程

平成15年5月29日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月29日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願上程、同説明、質疑、委員会付託	議 場
5月30日(金)		休 会		
5月31日(土)		休 会		
6月 1日(日)		休 会		
6月 2日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 3日(火)		休 会		
6月 4日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 5日(木)	午前9時30分	総務委員会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会	付託案件審査	議会図書室
6月 6日(金)		休 会		
6月 7日(土)		休 会		
6月 8日(日)		休 会		
6月 9日(月)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会

午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成 15 年第 2 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、5 月 26 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 3 番鴨田俊・議員、20 番遠藤聖作議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 6 月 9 日までの 12 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は 12 日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第 3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第 5 5 回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 議員派遣について
- (4) 第 1 0 9 回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第 4、行政報告であります。

- (1)平成 16 年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2)平成 14 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 15 年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3)平成 14 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 15 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成 16 年度の国県に対する重要事業の要望事項について御報告申しあげます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成 16 年度の要望事項は 26 件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

主な事業といたしましては、上水道第 4 次拡張事業に伴い、配水池の増設を行う緊急時給水拠点確保等事業、特別養護老人ホームや市立たかまつ保育所の整備事業、寒河江駅前商店街の活性化を図る拠点駐車場整備事業、果樹の生産振興を図るための鹿島石持地区及び日田中向地区の畑地帯総合整備事業、本市の平たん部における農業生産基盤や生活環境基盤を整備する農村振興総合整備事業、広域的な道路網の確立と市街地相互間のスムーズな連結・交流を図るための都市計画道路柴橋日田線、八幡町地内の整備を初めとする道路網の整備、駅前中心市街地を流れる沼川の河川改修を行うふるさとの川整備事業、全市下水道化に向けた公共下水道事業の促進などであります。これら重要事業の促進により、第 4 次振興計画に掲げる「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」の実現に努めてまいり所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

次に、平成 14 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 15 年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申しあげます。

平成 14 年度の事業報告及び決算であります。委託事業としては、市の委託による駅前中心市街地整備用地や醍醐小学校校舎等建設整備用地、寒河江学園地域交流ホール建設整備用地、柴橋学童保育施設整備用地などの取得・処分を行っております。自主事業では、寒河江みずき団地用地などの取得、白岩さくら団地用地の造成・処分及び寒河江中央工業団地、醍醐住宅団地などの処分を行っております。

また、住宅需要及び地域振興にこたえるため、これまで進めてまいりました白岩さくら団地については平成 14 年 8 月に分譲を開始し、さらに寒河江みずき団地についても平成 15 年 10 月の分譲開始に向け造成工事を進めております。

以上のような主要事業を実施し、常に経費節減に努め、健全な財政運営に努めた結果、当期利益は 48 万 5,000 円となり、平成 14 年度末における準備金合計は 14 億 3,040 万 1,000 円となっております。また、平成 15 年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとし、これらに伴う収益的支出予算として 27 億 1,051 万 1,000 円を、また資本的支出予算として 67 億 9,195 万 3,000 円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成 14 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 15 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申しあげます。

平成 14 年度の事業報告及び決算であります。市が管理を委託した七つの体育施設が、市民の生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として各種のスポ

ーツ教室などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供してまいりました。これらの活動の中で、施設利用者数は12万8,000名を数え、決算総額は歳入歳出とも5,375万9,070円となっております。

平成15年度の事業計画及び予算につきましては、財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施するため、予算総額5,175万7,000円を計上し、生涯スポーツなどの普及・振興を積極的に推進してまいります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、平成16年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成14年度寒河江市土地開発公社決算及び平成15年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 土地開発公社の予算、それから決算に関連をしますが、前にお聞きをしたことがあったのですが、情報公開をすべきだということで私ども前から申しあげてきた経過がありますが、土地開発公社についても情報公開をすべきだということで申しあげてきた経過があります。それで、そうしたときの答弁が、たしか「平成14年度中に実施をしたい」というふうに答弁されたというふうに記憶しておりますが、平成15年度に入っているわけでありまして、どのようになっているかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、土地開発公社の方で住宅団地を造成して売っているわけでありまして、それぞれの現況について今どのようになっているのか、ひとつお知らせいただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 最初に、土地開発公社の情報公開の件について申し上げます。

先般行われました土地開発公社の理事会において協議をされ、そして決定をされ、土地開発公社の理事会で正式に情報公開制度が確立いたしました。なお、平成14年度中でありましたけれども、それは理事会の方にもお話を申しあげて、ちょっと延び延びに関係上延びて、先般の理事会で決定をされたということでございます。

あと、分譲宅地の現状ということでありまして、土地開発公社で分譲宅地を造成している団地は、白岩の団地と、それから日和田の団地と、これは造成済みです。今分譲中でございます。それから、今造成中のものが、みずき団地が造成中でありまして、その分譲開始が本年の10月ころを予定しております。あと完売したのは石田分譲宅地、これはみずき団地に通ずるところの団地です。これは100%完売済みです。以上であります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 そうしますと、開発公社の情報公開については、もういつでも例えば請求すると情報公開をしていただけると、こういうふうな状況にもうなっているということで理解してよろしいわけですね。

それから、石田の住宅団地が完売というふうな今御報告がありました。完売したところだけ御報告いただいて、完売していないところは御報告いただけないというふうなところかなというふうに思いますが、それぞれの程度残っているのか、そうするとこれもきちっと教えていただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 醍醐の方の日和田の団地の方が27区画中20区画を分譲済みです。したがって、7区画がまだ残っているということでございます。白岩の方が65区画中36区画を分譲済みです。29区画がまだ残っているというような状況であります。

あと情報公開の方は制定になりましたので、請求があれば公開できると。ただし、平成15年4月1日以降の

情報について公開をするという内容になっております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成 14 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 15 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 5、報告第 4 号から日程第 17、請願第 2 号までの 13 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 18、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 平成 14 年度補正予算で繰越明許の取扱いをとりました平成 14 年度寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

初めに、報告第 4 号は、介護予防等拠点施設整備事業 1,445 万 9,000 円、都市公園事業最上川寒河江緑地整備事業 1 億 1,172 万円、まちづくり総合支援事業の都市計画道路山西鶴田線道路整備事業 163 万 4,000 円、寒河江中部小学校特別教室増築事業 1,960 万 8,000 円、醍醐小学校屋内運動場改築事業 2 億 9,900 万 4,000 円をそれぞれ平成 15 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 5 号は、寒河江市駅前中心市街地整備事業費 3 億 6,540 万 7,000 円を平成 15 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 6 号、平成 14 年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成 14 年度建設改良事業において、第 4 次拡張事業に基づく予算に係る配水管布設工事、中央監視装置更新工事及び事務費のうち 3 億 450 万 1,785 円の建設改良費の予算を繰り越したため、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第 7 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成 14 年度建設改良事業において、第 4 次拡張事業に基づく予算に係る木の沢配水池増設工事費 2 億 570 万円の継続費の繰越繰り越しをしたため、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により御報告申し上げます。

次に、議第 28 号平成 15 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成 14 年度の医療給付に係る支払基金交付金返還金 657 万 1,000 円を計上するものであります。この所要額に対する財源については繰越金で対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 40 億 9,807 万 1,000 円となるものであります。

次に、議第 29 号寒河江市公告式条例の一部改正について御説明申し上げます。

公告式条例第 2 条第 2 項において、市掲示場について規定しておりますが、醍醐小学校の移転改築に伴い掲示場の名称を変更しようとするものであります。

次に、議第 30 号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料を定めるものであります。

次に、議第 31 号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

現在建設中であります醍醐小学校校舎が平成 15 年 7 月に完成するため、平成 15 年 8 月 1 日からその位置を変更しようとするものであります。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の介護納付金課税限度額の引き上げなど所要の改正をしようとするものであります。

次に議第 33 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査を実施しました幸生地区の飛び地や混在する字界について整然とした字の区域に変更し、行政の簡素化と住民の土地の利便を図ろうとするものであります。

次に、関連があります議第 34 号市道路線の廃止について及び議第 35 号市道路線の認定について御説明申

しあげます。

工業団地柴橋線ほか3路線は、道路網を再編するため認定がえを行うべく廃止しようとするものであり、新たに開発行為等による13路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12案件を御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第 19、これより質疑に入ります。

報告第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 5 号に対する質疑はありませんか。16 番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 駅前中心市街地整備事業の中で、公衆浴場の設置について私は一般質問の中でも取り上げてきましたけれども、これは駅前の業者の方たちとの話し合いとかそういうものを続けながら検討していくということだったんですけれども、現在どのような状況になっているのかお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 ただいまの件についてお答え申し上げます。

温泉・銭湯につきましては、これまで地元の見守り委員会、さらには商店街の皆さんと、温泉のさらなる、より前向きに検討していただくために委員会を設置しまして、現在そういう話し合いをしているというふうなことでございまして、事業主体とか、それから事業費、だれが実際やってくれるのかというふうなことの可能性、実現性をより具体的に検討していくための話し合いを引き続きやっているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 これはいつまでに検討して、その期限ですとか、実現の可能性がないということで廃止をしてしまうというようなことがあるのですか。引き続き前向きな方向で、設置をしていくというような方向で検討をされていくのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 お答え申し上げます。

期限につきましては、具体的にいつまでというふうなことをその会議、委員会の中で取り決めをしていることはないです。ただ、先ほど申しあげましたように、その実現性、可能性についてとにかく地元の皆さんとも、駅前の活性化を図るためには必要な施設であるというふうな認識のもとに、その可能性をいろいろ話し合いしながらやっていきたいというふうな考え方で進んでいるということでございます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 駅前の区画整理の中で土壌汚染箇所がありまして、その浄化対策でいろいろこの間に取り組んできて、区画整理事業そのものにも当初の計画どおりに進まない部分などもあったわけでありましてけれども、この土壌汚染の浄化対策がどのようになったのか、この数値的なものをお聞かせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 お答え申し上げます。

数値的なものについては今手元に資料がございませんのでお答えできませんけれども、土壌汚染ガス吸引法によって平成 14 年 2 月まで行ってきました。それまでのガス吸引の調査結果をもとに県と御相談して、ガス吸引法で対応する時点はもういいのではないかとということで、今後、地下水のモニタリング調査を継続して行っていく方法を考えてみてはということで、そのようなことでモニタリング井戸を掘りまして、調査をできるように対応しているところでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 そうしますと、これからモニタリング調査をしていくのはわかりますけれども、地下水のモニタリング調査の結果、土壌汚染が判明して浄化対策をしてきておったわけでありましてけれども、浄化されたというふうに判断しているのかどうか、この点だけお聞かせをいただきたいと思います。県の方で

も数値があるわけでありますから、何ぼ以下にしなければならぬというふうなね。それを達成したというふうに理解をしていいのかどうかだけ端的にお答えを願いたいと思います。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 お答えします。

ガス吸引法による浄化対策は、これ以上続けても同じような結果しか出てこないということで、今後は経緯を見守るという形でモニタリング井戸を掘って、今後引き続き地下水の状況を調査していくというふうにしております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 引き続き調査していくのはわかりますけれども、もう土壤汚染はないというふうに判断したことなのかどうか端的にお尋ねをしているんです。問題ないというふうになったのかどうか。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 先ほども申しあげましたように、土壤汚染についてはガス吸引法、一部掘削して排除しながら対応してまいりました。それで、ガス吸引法で長期間にわたり汚染物質の吸引を続けてきましたのですけれども、これ以上続けても同じような数値しか出てこないということで、モニタリング井戸で今後の経緯を見ていこうということにしたわけでございます。（「問題なくなっただすかということを知っているんです」の声あり）

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 議第35号中の30027路線番号、下道橋本線の関係です。それはもちろん議第34号、議第35号は両方関係あるわけでありますけれども、先ほど市長の提案の際にも議第34号、議第35号は関連あるというようなことで提案あったわけでありますけれども、今回のこれを見ますというと、従来のものを廃止して、国営かん排などであそこの一帯が整備されたので、ループ化するような形で認定をしていくというふうな

ことでありますけれども、これを見てもおわかりのとおり角が出たような状態の市道になるわけです。

今市道の認定に当たっては、行きどまり道路をつくらない、こういう大原則といたしますか、それがあられるわけでありまして。しかし、従来の廃止する方の路線自体が、下道線が行きどまりになっているという市道なわけでありまして。しかし、その路線も起点の部分が今回の国営かん排なり、あるいは県道の日和田松川線の整備などに伴って起点の部分も新たに延びるのだそうでありまして。

それから、こうずっと新しく橋本の方に行く道路とあるわけでありましてけれども、こうした場合に、私は将来のために行きどまり道路をつくるというふうなことになるはしないかと、行きどまり道路も認めるということになるはしないかというふうに思うのです。したがって、議第34号で廃止する下道路線の起点の部分を逆にふやすと。そうして、今回の新たな部分はその中間から橋本の方に延びる部分を新たな部分として、例えば2号線というふうな名称にするかどうかは別ですけれども、そうした方が後々のためにいいのではないかというふうに私は思うのです。したがって、これまでの……、

佐竹敬一議長 川越君、ひとつ簡潔にお願いします。

川越孝男議員 将来のために行きどまり道路をつくらないというこの大原則からすれば、2本に分けてした方がいいのではないかというふうに思いますが、この点についての提案者の見解をお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 お答えします。

まず、行きどまり道路ということですが、これは現在の下道線が昔入れたもので袋小路的な中で市道編入なされているということです。これについては、今回その……、だからそこだけを除いて市道編入することはできないわけですので、一体的な形の中で起点と終点をしたと。ただ、起点関係についても、今回の頭首工ですか、国営かん排の中で道路も変わっておりますので、その辺の再編をするために全体的な形の中で生まれた1本と申しますか、下道橋本線というふうな形の中で上げさせていただいたということでございます。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 わかるんです。そういう趣旨で今回提案されているなということもわかりますし、もう従来市道になっているわけでありましてからね。行きどまりであっても、これを今回市道でなくするということができないと思うのです。したがって、従来の路線も起点と終点が同じでなくて、前の部分もね、始点の部分が新たにふえているというふうなことのようですので、その路線1本をすると。従来のものを起点の部分で足した形で認定をするということと、その途中から橋本の方に通じた路線と2本に提案した方がいいのではないかというふうに思うのです。

それはさくら団地のものもそうですし、中河原の元の三泉小学校跡地の路線の今回の認定などもそういう形でやられているわけでありまして、その方が後々のために、今回新しく認定するわけですから、行きどまりというものをしないような形にした方がよりいいのではないかということで、後ほど委員会にも付託になるわけでありまして、ぜひ執行部の方においても余りかた苦しなく、将来のことを展望しながら、もし直した方がいいというようなことであれば、そのようにしていただきたいということを求めてここでの質問を終わっておきたいと思っております。見解ありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 今回のものについては、先ほど言ったように起点も変わっているということなものですから、それからあわせて関係者の陳情というか要望もございまして、この地区一帯について1路線とした形の中で管理をしていくということで今回はしたということなんです。

ただ、ほかのものについては、起点を新たに工事をするということではございませんので、したがってこういうふうな中で設定をさせていただいたところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 所管の委員会で十分検討してください。
請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 20、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付して

おります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付 託 案 件
総務委員会	議第 2 9 号、議第 3 0 号
文教厚生委員会	議第 2 8 号、議第 3 1 号、議第 3 2 号、請願第 2 号
建設経済委員会	議第 3 3 号、議第 3 4 号、議第 3 5 号

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

午前 10 時 06 分

散 会

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

平成15年6月2日(月曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
土田久二郎	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	職務代理者	荒木恒	企画調整課長
秋場元	庶務課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	財政課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	市民課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長	安孫子雅美	監査委員 農業委員会 事務局長
布施崇一	監査委員 事務局長	小松仁一	
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成15年6月2日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成15年6月2日(月)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	中学校給食の実施について	選挙戦を踏まえて、湧き上がっている中学校給食への市民の願いを教育委員会はどのようにとらえるか	16番 佐藤 陽子	教育委員長
2	移動通信用鉄塔施設整備事業について	携帯電話の受信障害解消に向けて、県との協議と経過について	6番 松田 孝	市長
3	都市計画道路栄町住吉町線見直し(廃止)に関連して	これまでの経緯と見直しの理由について 東部地区まちづくりと栄町住吉町線見直しの関連について 本市での流雪溝の整備構想について 東部地区まちづくりと木の下土地区画整理組合との関連事業について	8番 石川 忠義	市長
4	農地(遊休農地も含む)を活用した子供たちのアグリカルチャーについて	子供のころから農業に親しむことについて		市長
5	農薬使用の課題について	農薬の安全性に関して、市民に理解を求める取り組みについて	3番 鴨田 俊	市長
6	教育の課題について	ジェンダーフリー的教育の是非について		教育委員長
7	行政課題について	市の財政問題と事業の取捨選択について 小規模修繕などの発注方法について	20番 遠藤 聖作	市長
8	合併問題について	任意合併協議会設立準備会のあり方について 市民投票の実施について		市長

再 開

午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、改選後初めての議会にトップバッターとして登壇し、一般質問をさせていただきます。

選挙戦を通じて負託された多くの市民の願いにこたえるべく、新たな決意で臨んでいるところです。教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

今回の選挙で、日本共産党の 3 名の候補者は、中学校給食の実現を共通の公約として掲げ、選挙戦に臨みました。

御存じのように、中学校給食を求める父母たちが実現を求めて署名運動に立ち上がったのは 12 年も前の平成 3 年のことです。議会への請願を繰り返し、議会での請願採択を受けましたが、平成 7 年に教育委員会は中学校給食は実施しないと結論を出しました。しかし、その後も実施を求める声は絶えることなく出されており、その声はますます大きくなってきております。ことしの 2 月にも、中学校給食を求めるお母さんたちが教育委員会との話し合いを求め、それが実施されております。

私は、市議選を通してその要望が根強く脈々と息づいていることを実感しました。私が雨の中で街頭で訴えていると、家の中から飛び出してきて、「中学校給食、ぜひ頑張ってください」と握手を求めてきたり、公園で子供を遊ばせていたお母さんたちが寄ってきて、「寒河江市は中学校給食ないんですか。私は中学校給食を食べて育ってきたから、どこでもあると思っていた」と驚きの表情で給食の実現を求めるといったことが至るところでありました。

選挙戦を前にしたことし 2 月、共産党市議団はホームページを開設しました。このホームページは、2 カ月足らずの間に 1,600 件を超すアクセスがあり、その反響の大きさに私たちも驚いているのですが、4 月に入ったある日、中学校給食に対するメールも入ってございました。その原文を紹介いたします。「初めまして。きょう家に帰宅したら、テーブルの上に佐藤さんのあいさつメッセージを見ましてメールしました。私は、今度中 2 になる息子と小 3 になる娘の子供を持つ母親です。佐藤さんの中学校給食の実現を応援します。夏の暑さでお弁当は悪くなる。冬の寒さでお弁当は冷たい。中学校では親の愛情弁当とうたっていますが、全然間違いだと思います。ぜひ給食の実現を実現してください」というものでした。

このように顔も見えない見ず知らずの方からも給食への期待や願いが届けられ、この声は中学校給食を公約に掲げた候補者だけにとどまらず、今回立候補されたすべての候補者に託された市民の切実な願いであったと思われまます。

議員の仕事は、市民の声に耳を傾け、多様な意見や要望を議会に届け、実現に向けて頑張ることだと思います。市、行政当局も市民の多様な意見や要望を真摯に受けとめ、行政に反映させるべきと考えます。教育委員長はこういった父母の願いをどのように受けとめられるかお伺いいたします。

次に、改めて給食に対するアンケート調査を実施することに対し、教育委員長のお考えを伺います。

寒河江市の教育委員会が、中学校給食の実現について 2 度にわたり請願書が出されたことや、たび重なる議会での質問に対し、学校給食に関するアンケート調査を実施したのは平成 3 年 12 月のことでした。寒河江市内の小中学校の生徒及び保護者、そして教師を対象としたものでした。圧倒的な多数の父母が中学校給食の実現を望んでいたにもかかわらず、給食は実施されず、教育委員会は相変わらず愛情弁当論にしきの御旗に給食の実現を拒んでいます。あれから 12 年が経過し、社会情勢も大きく変化し、子供たちの食を取り巻く環境

や親たちの仕事の实態、家庭の様子もさまざま変わりしています。再度、児童生徒、保護者、教師を含めたアンケート調査を試みる必要があると思いますが、そのことに関して教育委員長の見解を伺います。

また、お母さんたちは、近隣の市や町が次々と中学校給食の実施を約束し、その準備を進めている中で、なぜ寒河江市だけが実施をしないのか、納得できる回答が聞きたいと、教育委員会との話し合いを求めています。2月の話し合いの場には教育長や教育委員長の出席はなく、納得のいく回答は得られなかったということです。

今県内の市や町では、中学校給食実施に向けた動きが次々と出てきております。まず、西村山管内においては、既に昭和50年代からおかず給食を実施している大江町、朝日町に続き、ことしの5月からは西川町でもおかず給食がスタートしました。東南村山管内では、これまで実施してこなかった上山市が小学校の給食センター建てかえを機に中学校給食を実施することが決定し、給食センター建てかえのための準備が始まっているそうです。上山市が中学校給食を実施すれば、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町と東南村山管内ではすべての小中学校で給食が実施されることとなります。

さらに、寒河江市の近隣の町では、尾花沢市が平成16年度から中学校給食を実施することが決定し、その準備に取りかかっているそうです。また、村山市でも中学校の統合を機に二つの中学校に給食を実施することとなり、開校に合わせた中学校給食が実現される見込みです。北村山管内でもすべての小中学校に学校給食が実施される見通しがつきました。このように周りの実施状況から見ても、寒河江市だけが実施しないと言っていることにお母さんたちの疑問と行政に対する不信は募るばかりです。

3月議会の一般質問で、私は、教育委員会とお母さんたちとの話し合いについてお尋ねいたしました。教育長からは、次回の話し合いには責任ある立場の教育長あるいは教育委員長が参加してくださるという答弁をいただいております。お母さんたちは再度教育委員会との話し合いを持ちたいと準備をしているようです。ぜひお母さんたちの率直な意見や疑問に責任を持って答えていただきたいと思いますが、3月議会での教育長の答弁は守っていただけるものと信じておりますけれども、再度そのことを確認させていただきます。

次に、広域合併に関する協議の中で、中学校給食に関してはどのような検討がなされるのかお伺いいたします。

今、全国的に広域合併に対する論議が行われております。寒河江・西村山管内においても、寒河江市、西川町、朝日町の1市2町による任意合併協議会の準備会が設立され、合併に関する調査や研究が行われることになりました。市庁舎の4階に設けられた準備室には、寒河江市の4人の職員のほかに、西川、朝日からおのおの2名の職員が出向し準備作業に追われておりますが、それぞれの首長の合併に対する思惑も一様ではなく、合併に向かって進むのか否かの判断は今後の検討によるものと思われる。

私たち共産党市議団は、国や県からの押しつけ合併には反対の態度をとっていますが、合併するかしないかはあくまでも住民が判断すべきと考えています。行政は、合併によるメリット・デメリット、合併でどんな町にしていくのか、将来のまちづくりに対するビジョンを示すとともに、あらゆる情報を市民に提供し、是非については住民みずからが大いに議論をすべきと考えます。その判断の材料となる調査研究をするのが当面の課題と思います。

行財政や医療、福祉、教育、産業、文化などあらゆる面での調査研究、検討がされることと思いますが、合併の前提として言われていることは、行政サービスは高い方に、住民負担は低い方に合わせ、以前の市や町よりも住民にとって豊かさが感じられる住みよいまちにすることが条件となっていると思いますが、教育に関しても同じことが言えると思います。給食に関してはどのような検討がなされるのでしょうか。小学校においては、1市2町とも完全給食が実施されておりますが、中学校給食に関してはばらつきがあります。この件についてはどのような検討がなされるのか、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、地元でとれた農産物や食材を取り入れた給食の実施について伺います。

私たちの毎日の食事に季節感が乏しくなってきたから久しくなります。スーパーなどの店頭にはイチゴやトマト

といった果物やキュウリ、ホウレンソウ、ピーマンといった野菜まで、一年じゅう出回るようになりました。そしてそれが当たり前のこととして何の不思議も感じない感覚に慣らされてしまっております。それぞれの果物や野菜の旬がいつであるかを知っている私たち大人でさえも、ためらいなく季節外れの野菜や果物を毎日の食卓に乗せています。ハウス栽培や農業技術の進歩、流通機関の発達などが年間を通して野菜や果物などの食材を消費者に提供してくれることになり、私たちの生活も大変便利になりました。

しかし、その反面、大人も子供も旬の食べ物のおいしさや初物を食べたときの喜びや感動を味わう機会が少なくなっているのではないかと思います。また、輸入農産物からは基準値を超える農薬や殺虫剤などが使用されていたりと、消費者の不安をかき立てるものばかりです。

学校給食の食材としては、第一に安全安心なものを使わなければなりません。学校給食には地元でとれた野菜や果物をできるだけ多く給食に取り入れるべきと思います。このことにつきましては、多くの議員が一般質問で取り上げ、教育委員長に見解を求めております。

寒河江市においては、地産地消運動と相まって、地元でとれた新鮮な野菜や果物を各小学校給食に取り入れていると伺っております。本当のおいしさを知ってもらおうとともに、生産から配分、消費まで、実践的な食の学習として積極的に取り入れていることは大変素晴らしいことだと思います。米飯給食の米は地元産のササニシキが100%使用されているそうですし、野菜や果物、魚肉なども地元の小売店からバランスよく購入されていると答弁されております。このことは、給食が心と体を育む教育としての役割を果たすとともに、地元の小売業者への活性化や地元生産農家への意欲と農業振興への励みにもなるのではないかと思います。

教育の一環としての給食を小学校だけにとどめるのではなしに中学校でも実施することは、生徒たちの心身の健全な成長にとって大きな意義のあることであると同時に、地域と学校との共同の輪を強め、活性化、雇用の創出などにも大きく役立つのではないかと考えますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校の給食の実施についてお答えします。

中学校給食の実施を求める保護者の強い願いがあるとのことですが、これについては、これまで幾度が質問をお受けし、その都度お答え申し上げてきたところです。

そこで、さきの 3 月の定例市議会でもお答え申し上げましたように、中学校給食に関しましては基本的な考え方に変更はございません。今日、より一層親子の触れ合いや家庭の教育力を高めることが求められている状況の中で、弁当を通じて家庭における食と栄養などについての語らいや結びつきを深めることが、健康管理や食嗜好の改善につながり、さらに、中学生自身の自立心、実践力の育成を図るなどのねらいも達成されることになるものであり、その意味で、家庭での食事、弁当づくり活動は大変意義深いものがあるからであります。

次に、アンケートなどによる母親たちの声の収集に関してお答えします。

これにつきましても、これまで幾度となくお答えしてきたところであり、中学校給食の是非に関するアンケート等を改めて実施する考えはありません。教育委員会では、これまで一貫して繰り返し述べてきたとおり、中学校における弁当給食は、家族関係、とりわけ親と子のきずなを深めるためにも非常に大切であると考えており、この思いはより一層深まっているからであります。

次に、中学校給食に関して教育委員会が母親の方々と話し合いの場を持つことをお約束したように受け取られているようであり、そして、その話し合いを数多く持ってほしいということのようでございますが、さきの 3 月定例市議会では、話し合いに関して検討するとお答え申し上げたところであり、話し合いの場の開催をお約束したものではありません。母親の方々を含め広く市民の方々の要望などをお聞きしていくことに変わりはありませんが、中学校給食に限った集まりを開催していく考えはございません。

続きまして、市町村合併の取り組みの中で、中学校給食に関する今後の方針というお尋ねでございますが、去る 5 月 15 日、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会設立準備会が設置されたところでありますが、本教育委員会としては、現在のところ中学校の給食に関する基本的な考え方は変わっておりません。

最後に、中学校における学校給食は、地産地消、地域経済活動にも貢献し、教育活動にも役立つのではないかということに関してお答えします。

中学校で完全給食をすることは、現在のさまざまな状況から考えて、必ずしも地産地消や地域経済の活性化に結びつくものとは考えておりません。あえて言いますと、むしろ各家庭で弁当をつくるための食材調達の中で、それぞれの家庭で地域の商店から購入したり、自家菜園等の農産物を利用したりすることにより、地産地消や地域の小売店の利用などが図られるのではないかとと思われるところです。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 教育委員会の考え方は今までと変わらないということでありましたけれども、家庭で子供たちの教育、健康や食事に関する基本的な管理、そういうものをするというのは当然のことだと思います。

子供というのは、生まれたときからその家庭で責任を持って、赤ちゃんの離乳食から始めて、食事の管理、それから健康の状態というものをずっと観察したり管理をしたりしながら子育てをしてきているわけですから、そのことに関しては、時代が変わっても、どんな世の中になろうとも基本的な考えというものには変わりはないと私は思っております。そのことが弁当を持たせることとイコールという考え方にはならないと私は考えております。

みんな、本当にお母さんたちは、家族や子供たちのために食事をつくり、そして、職場に働きにいきながら、子供たちの部活の練習の送り迎えとか、試合があれば試合についていくとか、また、地元で何か行事があれば、それにも親子で参加するとか、そういうことで一生懸命子供たちの教育には携わっているわけです。

中には、父子家庭の子供なんかもあります。そういうお父さんが子供を育てている家庭では、やはり何といても食事をつくるのは苦手だということで、お父さんは、一生懸命子育て、子供たちに対する愛情なんていうのはだれにも負けないほど本当に一生懸命子供を育てているんですけれども、それでも弁当だけはどうしてもつけれないというようなお父さんもいます。

また、私の近くには、事情があっておばあさんが孫を育てているという御家庭もあります。でも、その子供は、やはり地域の方にも守られ、また、家族の中でもおばあさんやおじいさんやその他の人に守られながら、愛情いっぱい育てております。そういうおばあさんが、子供が今小学校だけれども、中学校になって弁当をつくらなければならないというふうになると、本当に子供の健康を考えたり、バランスを考えたり、彩りを考えたりということで、弁当を私につくれなみたいな気がする、そういう不安を持っているわけです。

ですから、そういう人たちが弁当を持たせられないとしても、親子の愛情や家庭のそういう子供たちへのかわりから放棄をしているというのではなくて、本当に親子の愛情や肉親の愛情というのはその弁当一つに象徴されるわけではないと思います。弁当を持たせないからといって、親子の愛情が通じないとか、語らいがないとか、そんなことはないはずで、そんなことを言ったら、今中学校給食を実施しているところの子供たちはどうなるんですか。そういう子供たちだって立派に成長しているではないですか。弁当と親子の愛情とのつながりというのは、それに象徴されるものではないと私は考えておりますし、親子のそういうきずなというのは、弁当だけでなく、そういう家庭の中でさまざまな触れ合い、一緒に過ごす時間を多く設けるとか、話し合いとか、そういうもので十分つながっていきますし、子供たちはそれなりに健全な成長を遂げていくのであると私は考えております。

ですから、弁当一つに愛情を象徴するという考え方については、それは違うのではないかと私は考えております。そんなことを言えば、小学校だって給食をやっていますし、中学校だって今給食をやっているところはたくさんあります。そして、これからもしようとしているところがたくさんあらわれてきているわけです。ですから、その愛情弁当論だけで片づけられない問題がこの中にはあると私は考えております。

P T A の会合なんかで、母親が中学校では何で給食しないんですかと校長先生なんかにお聞きすると、中学校時代が一番難しい時代だから、お母さんの手づくりの弁当が一番子供の心や体を支えてくれるんだと。だから、大変だけれども弁当つくってくださいと言われるんだそうです。ですから、お母さんさんたちは、そう言われれば、先生たちの手前、子供が楯にとられているような学校の中では、それ以上のことは先生には言えないということで黙って帰ってくるんだそうですけれども、絶対それで納得しているわけではないんです。帰ってくれば、「何だづね、あそこの学校では。あそこの校長は」というような、そういう不信の声がたくさん聞かれるんです。お母さんたちの気持ちの中には、そんな理屈じゃない、給食は絶対やってもらいたいんだと。

先ほど紹介しましたメールにもありますように、冬は冷たい弁当だし、夏は腐るんじゃないかという心配をしながら弁当を詰めていかなければならない。そういう現実があるわけです。

ですから、そういうところをもう少し認識をしていただきたいと思うんです。家庭の愛情、親子のきずなと弁当というものは一致じゃないということを教育委員長はどのように考えておられるか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

そして、お母さんたちとの話し合いなんですけれども、これについては、教育長が検討されるとおっしゃったんですか。私は、第3問のときに答えをいただいたわけですが、お受けをしてくださると受け取ったわけです。お母さんたちも、ぜひ今度は責任ある立場の方との話し合いをしたいということを言っております。

こういう生の声を聞かないで、どうして給食を実施しないで弁当だということが言えるんですか。実際にお母さんたちの話を聞いて、その中でお母さんたちにもそれじゃ納得できるような回答を示してほしいんです。そうでなければお母さんたちは納得できません。この教育委員会との話し合い、もう一度私は確認させていただきます。お母さんたちにアンケートもとらない。また、そういう話し合いの場も給食に関するだけの話し合いはしないというようなことになれば、それじゃあ、お母さんたちは一体どこで自分たちの思いを言ったり、教育委員会の考え方を聞くということが出来るわけですか。そういう機会をぜひつくってください。

それから、合併に関する問題ですけれども、これは基本的な考えに変わりはないと。そのことでお茶を濁すといいますが、そういう答えではなかったかと私は思いますけれども、基本的な考えに変わりはないというのは、家庭の子供たちの食事のこととか健康に関しては家庭が責任を持つべきだということなのですか。そういうことであれば、誰もがそのことは同感できることだというふうに思います。

そういうことではなくて、合併を考えている準備会なんですから、その準備会の中で、じゃあ、給食に関してどういう検討をされるのかということをお聞きしているわけです。このままでいいというふうになれば、二つの町ではおらず給食を実施するけれども、寒河江市ではしないということになってしまうのではないですか。それは、行政レベルを均一化する、同じにしていくということを基本にしているわけですから、それに反することになるんじゃないですか。どういう検討をされるのか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、地産地消を進めている寒河江市で、給食に地元でとれた新鮮な農産物、果物なんかを使っているということは前の質問の中でも答弁されておりますけれども、完全給食は地産地消に結びつかないというようなことを言ってらしたわけですね。何か地元の小売店で買ってでもいいし、自家菜園でつくったものを使ってもいいしというようなことをおっしゃいましたけれども、これは当然自分の家で作ったものは自分の家で食べるのは当然のことだと思いますけれども、今進めているのは、給食の中に、どこから入ってきたんだかわからないような野菜や果物なんかを使うよりも、地元の生産者の顔が見えるところの野菜や果物を使って、子供たちに新鮮で安全な食べ物を食べさせてあげる、これが教育としての給食の果たす役割でもあるということを書いてらっしゃるわけです。

ですから、このことについては、中学校で取り入れるか取り入れないかは、給食をするかしないかは別としても、地元でとれた農産物を給食に使っていくということについては非常に意義のあることだと考えます。ですから、この答えについても私は大変納得のいかない答弁だと思っています。

これで2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

大泉慎一教育委員長 弁当をつくることの意義についてですが、この前、教育委員会協議会の中でもいろいろお話がありましたので、私の方からお答えしたいと思います。

今親子の対話なんていうのは、忙しいこともあったりなんかして、どこのうちでもなかなかとれないわけですが、また、成長期の特徴ということからしても、例えば成績を介在にした親子の対話なんていうのはすぐ何か反発やなんかがあったりして、なかなかうまくいかないのが現実ではないかと思っております。それを、食を介在にして親子が対話するなんていうのは、余りぎすぎすしたものにもならないし、非常に親子の対話とかをしながら、お互いの立場、そういうものを理解するというのに非常にいい機会なのではないかと思っております。そんなことで、弁当を一緒につくったりなんかするということは、親子のきずなを高めるために非常にいいことだと思っております。

それから、栄養なんか、食物に子供たちが関心を持つということは非常に大切で、今の大人なんかを見て、インスタントラーメンだけ食べているなんていう大人もありますし、中学生のころからそういう能力を培うというのが非常にいいことだと思っております。これは、やはり自分で弁当をつくったりする中でだんだんと高まってくるものであって、何か与えられた弁当を食べていてというふうな、いわゆる消極的な食事への取り組みよりも、やはり自分でつくったりなんかするという積極的な取り組みの方が食に対する理解が高まるものではあると思っております。

それから、将来大人になっても、自分で料理しなければならぬという立場に立つ場合もあるわけで、男でも、女はもちろんですけれども、男でも女でも当然ですけれども、そういうときのためにも、中学生ぐらいになったら、やはり自分でつくったり、自分で食づくりに参加するということが非常に大切だと思っております。

それから、もう一つは、この間も山形新聞だかに中国のジャーナリストがこんなことを書いていました。日本人は、日本の高校生が就職がないないと言うけれども、日本の人はいやなこととか何とか避ける傾向があるんだと。もう少し我慢強くいろんなことに立ち向かうという精神がなければだめなんだと。そういうふうにするれば今の中国人と日本人は全然違うという意見が載ったのを読んだことがありますけれども、今、やはり中学生に対しては、中学生に対してでなくて、中学生も高校生もですけれども、若いときからいろんな仕事を、怠惰にならない。いろんな仕事に立ち向かう習慣を形成するということが非常に大切だと思っております。そんなことから、中学生は自分でいろんな手伝ったりなんかする能力も十分ありますし、そういうふうな習慣を形成するということがとても大切だと思っております。

そんなことから、この前も言いましたけれども、食事、弁当をだれもつくってくれないというような、困ったなと。これを学校で世話しなくてはならないなという立場であるような社会、地域になったら、これはいろんなことを考えなくてはならないと思っておりますけれども、現在の寒河江なんていうのは非常に安定した地域だと私は思っております。そういうふうなものから、やはり今の現状の愛情弁当というか、そういうものを維持した方が将来の子供たちの幸せにつながるのではないかとということで話し合いになった次第です。以上です。

それから、2問、3問、その次に対しては、教育長、それから学校教育課長の方からお答えします。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 二つ目、幾つかありましたけれども、第 2 番目に、お母さん方を含めた保護者の方々と話し合いの場、これについての御質問でございました。先ほど委員長の方からお答え申しあげたように、話し合いに関して検討はすると申しあげておりまして、そこに教育委員長あるいは教育長が出席云々ということは申しあげておりませんので、御理解いただきたいと思います。

その次に、それにかかわってですが、話し合い。いろんな教育課題について、保護者の皆様や地域の方々、それから関係の団体の方々とお話し合いをする、あるいは、そこで要望や御意見をお聞きするという場面。もちろんそこには、教育委員会が考えている、そして今抱えている教育課題、これに対してこういうふうに進めているんですよ、あるいはこういう子供像を頭に描いて教育しているのですということを御理解いただく、そういう場面を設定していく。これは当然のことです。

これまでも何回もお答え申しあげたところでありますが、学校には P T A という組織もありますし、母親委員会という母親の立場から子供たちを考えてくださっている委員会もございます。そのほか教育を語る会。それだけではございません。子供育成会等々にも私方出席しながら、そこでの課題、あるいは子供をどう育てるかということについてお話しを申しあげながら御理解をいただいているところであります。3 月の定例議会で、大変教育論的なことを申しあげましたけれども、基本的にはそこに尽きるのではないかなと思います。

昨年、14 年度秋過ぎでございますけれども、母親委員会が主催する広く一般の市民にも御案内申しあげた講演会がございました。それは、食と健康についての講演会がありまして、そこで講演いただいた後、小グループに分かれてのワークショップがありました。私もそこに入りながら、食とはどういうものかということをお母さん方からもお聞きし、また、私の考えも申し述べてきたところであります。講演会の講師の趣旨は、子供をキッチンに入れましょう。これが趣旨でありました。そして、子供に母親の姿を、あるいはお父さんの姿を、あるいは姉さんの姿をそこで見せましょう。そこからスタートするのですという話がありまして、皆さん大変感銘を受けたところでありますけれども、やはり先ほど委員長の申しあげたように、そういう基本的な考えに当たるのかなと思いながら聞きました。

先ほど申しあげたように、そういう機会を可能な限り、あるいはあらゆる機会を設けながらお話しを申しあげているところです。特に、今革新期にある教育改革が大きく進められている時期であるだけに、こういう教育の動向について御理解いただく場面というものを鋭意設けていきたいと考えております。第 2 点については以上であります。

次の合併に向けての検討ということでもありますけれども、先ほど委員長が申しあげたことに基本的に変わりございません。やはりこれまでも進めてきた寒河江市の弁当についての基本的な考え方を、私たちは、今のような社会状況であるだけに、今のような家庭状況の、家庭力の向上が指摘されているだけに、いよいよ大切なものという思いを強くしておりますので、そういう基本的な考え方には変わりございません。

第 5 点でしたか、地産地消とのかかわり。これは、先ほど委員長の方からも中学校給食についてという前提でお話し申しあげました。小学校における給食については、これまでも何回もお答えしましたように、やはり新鮮な、そして地元のという地産地消のスタンスで進めていることは御案内のとおりでございます。小学校においてもそういうことについての学習を進めておりますし、この土地ではこういうものがとられている、栽培されているということをさまざまな機会において学習活動の中でやっているということでございます。

ただ、中学校におきましては、まずカリキュラムの中では、小学校における地元、身近なところから、今度は山形県だとか、日本とか、あるいは世界というつながりの中で、発達段階では教育プログラムの視点が変わってまいります。そういうこともあります。やはり給食週間なんかを使って、さまざまな食そして食材、そして地域というかかわりの中では指導しているところであります。

ただ、中学校になりますと、給食は、一定のメニューで、しかもある一定の量を、しかも定期的いきちっと調達しなければならんという難しい問題もございます。そこには先ほど議員御指摘のように、やはりより安全に、より安心してというのは私たちの基本的なスタンスでありますので、そういうところで必ずしもという言葉をつけてお答えを申しあげたところであります。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 弁当のことですけれども、親と子が一緒に弁当をつくったりすることで、食に関する話題ができて、そのことからいろいろな親子の対話が生まれるというようなことをおっしゃいました。もちろんそのとおりだと思います。ですけれども、それが弁当づくりに限ったことではないと私は考えております。

朝の忙しい時間に弁当づくりを子供たちにやらせるというようなことは、今の時点ではちょっと時間的にできないのではないかと思います。子供たちも大変忙しくて、朝食を食べて出かけるのがぎりぎりというような状態、または朝食を食べずに出かける子供も中にはいます。この前の 12 年度に教育委員会の方でとったアンケートの結果を見ても、朝食を食べずに出かける子供も中にはいるようでした。ですから、そういう忙しい、あるいはぎりぎりまで寝ていたい、そういう子供たちに、自分の弁当だから自分でつくりなさいとか、親と一緒に弁当をつくりなさいとか言っても、これは無理なことではないかと考えます。

ですから、そういう機会というのは、弁当に限らず、夕食でもいいでしょうし、また、休みのときに一緒に何かつくるといふこともあるかと思えますし、また、天童なんかでは中学校給食をやっているわけですが、この天童の給食センターでとったアンケートの中では、やはり給食のメニューの中で非常においしいものがあつたと。こういうものをうちに帰ってお母さんと一緒につくりたいというような意見もありましたし、また、給食のことで、きょうはこういうことがあつたんだよというようなことで親子で話し合うこともできるといふことでありますし、何も弁当だけが話の材料になるといいますか、そういうことではないと私は考えております。

ですから、あくまでも弁当に象徴するというのは、これはちょっと極端な考え方なのではないかと。いろいろな愛情の表現の仕方がありますし、親子の触れ合いがありますし、そういうことも考えていただきたいと思っております。これは、これまでも何回も議論をしてきたところで、なかなかかみ合わないんですけれども、そういうことで、親子のきずな、それから家族のきずな、そういうものは弁当だけでつながっているのではないということをおしあげておきたいと思えます。

それから、お母さんたちとの話し合いは、給食に関してはしないということでありましたけれども、繰り返しになりますけれども、教育委員会としてこういうことで弁当持参なんだよという納得できるようなことでお母さんたちに話し合いをするといふことがあるのでしょうかね。お母さんたちは給食をしてもらいたいと言っているわけですから、そのお母さんたちの思いといふもの、考え方といふものもしっかりと聞いていただきたい。そういうふうになります。ですから、幅広く食についてのシンポジウムみたいな話し合いの場を持つと言っておられましたけれども、給食にテーマを絞っての話し合いということだつていいんでないかと私は考えます。

それから、合併についても基本的な考え方に変わりはないということでありましたけれども、そうなりますと、寒河江市は弁当持参だと。それでは、朝日町や西川町でも弁当持参に合わせてくださいといふ考え方になるのかどうか。寒河江市が変わらないといふのであれば、どこに接点を持っていくのか。そういう問題になるのではないですか。

それから、3月の議会で私がお尋ねした質問に対してなんですけれども、私は周辺の状況や社会情勢、実施を求める声に対してどのような見解をお持ちですかといふことで教育委員長にお尋ねをしました。それに対して教育委員長は、教育委員会の基本的な方針に変わりはないけれども、すべての施策は社会状況の変化に対応して進んでいくべきものとする。今後とも、中学校給食を含めて、本来あるべき、また求められている食のあり方について勉強していく必要があるといふことを答弁されております。

私ももっともだと思ふんですが、社会情勢が変わっていけば、さまざま施策も変わっていく。これは当然のことだと思ふます。今私たちの周辺を見てみると、社会情勢といふのは非常に変わってきているのではないかと

と思うんです。その実施状況についてもそれが当てはまると思います。そういう社会状況が変化してきた場合には、それに対応した施策を考えていく。そういうことを言われております。そのことはどういうことを意味するのですか。

今文部省なんかでも、教育委員会あたりにおろしている指導といいますか、そういうものについても、社会情勢が変化しているからこそ子供たちに給食を進めることが大事なんだということを言っているわけです。殊に中学校給食を実施していないところに対しては、給食を実施するように進めているわけですね。そういう文部省の方針に対しては、教育委員会としてどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

第3問、そういうことでお答えをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 2 番目の食べ物を一緒につくるなんていうことでなくても、いろんなことで別な食べ物、給食で食べたもののおいしかったので、それについての話し合いなんていうのも話題が広がるのではないかと御質問をいただきました。

私は、同じ仕事、親子同業というか、そういうような同じ仕事をともに行いながら、それによって話をするというのは、今の社会では、うちの中ではほとんどないと私は思っております。例えば、昔だったら、小さいときから子供を連れて田畑に行って、一緒に仕事をしながらいろんなことをお話ししたりなんかしました。

しかし、現在では、パソコンのことを親子で話したって、何かぴんとこないということがあったり、いろいろ急激に時代が変化しておりますので、社会状況が急激に変化している中では、親子がそういう中で話をするのはなかなか大変です。例えば成績のことを話しすれば、これはけんかになったり、就職のことをすると親と子が意見が対立したりというふうなことで。それを、食べ物というのはみんなが食べるものだし、おいしいものはみんなおいしいものなわけです。そういうことで、親子が一緒に同じ仕事をする、同じ食べ物をつくるなんていうことから、我々の今の社会に残された非常に限りなく少ないものの一つだと思っております。

そういうことで、今のこういうことを、弁当をできるだけ子供たちにも手伝わせて、時間がないと言いましたけれども、私は今の子供たちは余りにも過保護過ぎると思っております。そういうことで、これからは少しずつ、日本の国全体も経済的にも非常に逼迫しております。これからいろいろ苦しいことに遭遇することも考えられます。そんなことから見ても、これから子供たちに過保護にしないで、もう少し一緒に食事をつくったりしながら、子供を本当に親子の対話の中で育成するという方向に何とかしたいなと思っている次第です。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 委員長が答えておりますので、私の方からは、文科省ですか、国の動向、考え方と寒河江市の弁当給食とのかかわりはということでお答え申し上げたいと思います。

国、いわゆる文科省では、確かに学校給食ということでそれなりの考えを出してきているわけでありまして、私方も、食を通じて、健康それから食嗜好の偏向をなくすような考え方で進めているわけでありまして、ただし、これは、最終的には県あるいは市町村の主体的な判断ということでありまして、私方は、先ほど来申し上げておりますように、親子のきずな、親子の対話、その親の姿を見ながら、家庭のしつけ、しつけとはちょっと古い言葉ですけれども、モラル、生き方、そういったものを育てていく非常に大切なポイントだと。それを取り外したくないという主体的な考え方を持っております。

この前、寒河江市の一つの中学校で、自分たちで弁当をつくってこようという日を持ちました。子供たちは、自分でつくっているという子供もあったようであります。それから、私もびっくりしたんですが、米とぎの段階からやった子供もおりました。そこでお父さんお母さんの大変さがわかったということがありました。自分でつくっているんだけど、彩りだとか、食材の栄養とか、やはり自分で考えねばだめだなという反省もありました。それから、お父さんやお母さんに対する感謝の気持ちがわいてきたという感想も寄せられています。

私は、こういうことが非常に大切なのではないかと。例えばそれが 300 人の中の 20 人、30 人であっても、その芽を大切に育てていきたい。このような基本的な考えを持っています。以上です。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 2 番について、6 番松田 孝議員。

〔6 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある問題に強い関心を持っている市民を代表して、市長に質問いたします。通告番号 2 番、移動通信用鉄塔施設整備事業について伺います。

このテーマについては、私は、昨年 9 月と 12 月の一般質問で、市の対策を求めて連続で取り上げてまいりました。その後、さきの市議選の中でも、田代・幸生地区住民を初め、仕事や行楽で訪れる方々からも受信障害の解消を求める切実な声が大変多く寄せられました。そこで、改めて携帯電話の受信障害の対策について市長に伺います。

日本の携帯電話ブームは、これまでの経済活動の中で私たちが経験したことがなく、常識が通用しないほど大規模な携帯ネットワーク市場が急速に整備をされました。その規模は私たちの予想をはるかに上回り、全国に展開されてきています。ここ数年の爆発的な携帯ブームによって、例えば 10 人のうち二、三人しか携帯電話を持っていない段階のころは、特別に携帯電話を持つ必要性あるいは価値観を感じなかったが、ところが、10 人のうち六、七人が携帯電話を持つようになったことで、携帯電話を持っていない人は途端に不利益をこうむるような状況になっています。ここ最近、携帯電話を持っていないの方が珍しくなったこともあり、たまに持っていない人がいると、携帯電話くらい持ったらと言われる時代になっています。

情報化時代といえども、私たちの日常的な意識や経済感覚はそれほど変化していない中で、携帯電話がこれだけ普及したのも、規制緩和による競争原理の導入で、激しい価格競争、サービス競争が勃発したからだと言われております。サラリーマンが昼休みに近所のショップで携帯電話が買える。あるいは、中学生が自分の小遣いの範囲で買えるというお手軽感が爆発的な普及になったと言われております。

また、機能もデジタル式の携帯電話から第三世代の携帯電話に移り、テレビ電話や高速データ通信機能を備えたこと、さらに、携帯電話を所持することで、パソコンよりも身近な情報通信機器としてメール発信あるいは各種情報案内やホームページにアクセスできるなどの機能をあわせ持っていることで、サービスエリア内の利用者にとって、生活する上で必需品となっています。

一方、これほど機能を備えた携帯電話も、サービスエリア圏外の山間部の田代・幸生地区では受信障害で受発信が困難となっています。地域住民にとって、身近で手軽な情報発信手段がとれないことで精神的な不利益を受けていることは必至であります。特に若者を中心に受発信ができないことで悩んでいる方がふえてきています。

その対策として、住民は、できるだけ住まいの近くで利用可能なメーカーや機種を選んで購入するなど、また、通話可能なエリア内で用件を済ますなどの努力をしております。同じように、地域を訪れる方も事前に用事を済ますことや、仕事をやめて移動して連絡を取り合うなど、サービスのエリア圏外の居住者、訪問者はそれぞれの工夫をして情報交換の対策をとっております。

また、本市では、間もなくさくらんぼシーズンがやってきますが、田代・幸生地区においては、山菜とりシーズンに入り、収穫が最盛期となっており、やがて観光さくらんぼ園などで来訪者が日増しに多くなり、大変なにぎわいとなることとなります。このことから、事前に来訪者との情報提供やビジネスの展開を行いますが、携帯電話を利用できないことで時間的な束縛をされることでマイナスとなっています。ですから、携帯電話が受発信が可能となることで、地域住民の活力と生活の豊かさをもたらすことで地域の活性化にもつながると思います。

さらには、山間地域にとって携帯電話が一番役立つことは、火災や災害の緊急時、特に葉山を抱えている関係上、緊急な対応が必要とされたとき、瞬時に連絡がとれることで被害を最小限にとどめたり、遭難や事故などで人命救助にも大変な威力を発揮していることが新聞報道などでされている機会が多くなってきています。

こうした状況の中で、地域の各団体の総会や会議の席上でも携帯電話の受発信できるように対策を求める声が出てきています。

ところで、寒河江市においても、平成 13 年 8 月 20 日に助役を委員長に情報化検討委員会が設置され、情報化計画について 1 年 6 カ月の検討を重ね、ことし 1 月に寒河江市情報化計画が策定されました。この情報化計画では、情報通信機器として一般家庭における携帯電話の普及に伴って、携帯電話を持つことで市民が行政サービスを受ける手段として、時間や距離に束縛されることなくサービスの提供が可能になりつつあるとしています。こうした時代を先取りするために、寒河江市は、情報先進都市「e市さがえ」のキャッチフレーズを掲げ、情報発信や行政サービスなどを積極的に提供できるように情報通信環境整備を進め、情報通信技術の恩恵を享受できるまちづくりを目指していくとしています。

しかし、こうした目標も大事ですが、地域住民が求めているのは、どんな遠隔地に住んでいても、その環境で通信機器など十分生かせるような条件整備を求めています。これらの対策を行政が積極的に支援を図っていくべきだと私は思います。

そこで、市長にお伺いします。検討委員会の計画目標では、今後情報通信環境の整備を進めていくとしていますが、地域間の情報通信格差問題解決の具体化に向けてどのような検討が行われたのか伺いたいと思います。

昨年 9 月以降、さらに携帯電話が普及したこともあり、地域住民からは受発信障害をなくすために移動通信用アンテナ設置を望む切実な声が一段と高まっております。これらの対応について経過を振り返りますと、通信事業者はこうした少数の声を完全に無視し、採算のとれない地域は全く移動通信用鉄塔施設整備を独自で行わない方針を決めていること。

一方では、国庫補助事業として採択される基本的な条件として、電気事業者が参画を見込まなければ、国庫補助事業として採択されないこと。現在のところ、エリア圏外で利用拡大を求めている地域住民を初め関係者にとって、エリア拡大を図るために、現在のところ国の移動通信用鉄塔施設整備補助事業に頼る手立てしかないこと。特に地域間の情報通信格差の是正を図るためには、補助事業をできるだけ早く採択されるよう県や事業者に対し積極的に施設整備を要請していく以外に解決方法がないこと。

私は、この事態を受けて、昨年 9 月には地域間の情報通信格差是正対策を求め、さらに 12 月には、地域住民の声を届けるために、緊急対策として県や事業者に対して要望書を提出すべきことについて対応を伺ってきました。これに対し市長は、採択は、大変厳しい中であるが、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて県に要望していきたいと答えています。早速この 3 月に県に対して要望書を提出していただきました。本市の情報化計画の推進をする立場である市長の決断に対し、田代・幸生地区住民は、自分たちの声が届いたことで諸手を挙げて歓迎をしています。さらに採択されるように努力をしていただきたいと願っております。私自身も地域住民と同じように、一日も早く携帯電話が通じることを願う一人でもあります。

これまでの移動通信用鉄塔施設整備補助事業の実情は、国・県・市の財政の厳しい中で、この 11 年間に全国で 405 か所で施設整備が行われてきました。県内においても平成 9 年からこの補助事業が実施され、既に 9 地区で事業が行われ、受信障害が解消されたと伺っております。

そこで、市長に伺います。

第 1 点は、これまで、担当者も県や電気通信事業者に足を運び、設置状況の調査や事業者の参画見直しなどの調査を実施した上で、早速移動通信用鉄塔施設整備事業の希望地区調査書を県に提出していただきました。以前から電気通信事業者の参画が厳しい状況にあるとしていましたが、希望地区調査書提出後、現在までの経過と今後の進捗状況について伺いたいと思います。

2点目は、希望地区調査書について、調査書の具体的な内容について伺いたいと思います。さらには、希望地区調査書提出の際に、県との協議で具体的な設置要件などを満たすための対処方法などについて指導があったのかどうか伺いたいと思います。

さらに3点目は、県内の自治体から希望地区調査書を県に提出されたと思いますが、県全体で今年度は何件の要望が出されたのか。さらには、希望地区調査書の内容で、優先順位の位置づけはどのようになったのか伺います。また、今年度移動通信用鉄塔施設整備事業は、県内ではどの地区が対象となったのか伺います。

4点目は、事業者の担当者の話では、希望地区調査書提出後は、自治体の担当者を初め地域の代表者の方々が事業者を訪れて、地域の要望を繰り返し要望しているとのこと。事業者と市民との間の大きな距離を埋めるために、行政もみずから支援の要請を続けていくべきと考えます。希望地区調査書を提出されたことで、本市においても、各事業者に対して、また県に対してそれぞれ働きかけを強力に進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、今後、自治体ごとに県や電気通信事業者であるNTTドコモ、KDDIのau事業、日本テレコムの子会社が事業に参画するかどうか、そのためのヒアリングを予定していると思いますが、各事業者ごとに実施されるのか伺いたいと思います。

最後に、田代・幸生地区住民は、移動通信用鉄塔施設整備事業が一日も早く事業採択されるよう願っております。そのために、事業採択に向けて県や各事業者に対して何か協力ができることがあれば、協力を惜しまないとしております。行政と住民が一体となってこの補助事業を促進していく段階と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

中山間部などの携帯電話等の使用量が余り見込まれない地区については、採算がとれないことを理由に移動通信用鉄塔施設整備が進められていない現状から、地域間の情報通信格差の是正を図るために、市町村が中山間部などに移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国・県がその設置経費の一部を補助する国庫補助事業としての移動通信用鉄塔施設整備事業を設けていることはこれまでも申しあげてきておるところでございます。

昨年 12 月の議会で、幸生・田代地区に対してこの事業を行うには、電気通信事業者の参画が不可欠であり、鉄塔施設まで専用回線を敷設する経費、施設の維持管理経費など採算性の面から、電気通信事業者の参画が非常に厳しい状況にあります。しかし、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて要望してまいりたいと申しあげております。

ことし 2 月 25 日、県から平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業の希望調査がありましたので、電気通信事業者の参画が非常に厳しい状況という現実を踏まえながらも、各電気通信事業者から設備設置状況などの情報を収集しながら、また、県の意見を聞きながら、ことし 3 月 7 日、幸生・田代地区の平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業実施希望地区調書を提出したところでございます。

県では、県内の市町村の要望を取りまとめ、総務省東北総合通信局に提出し、東北総合通信局では東北 6 県の要望箇所を電気通信事業者 3 社に提示しております。電気通信事業者は、事業参画に向けて検討する地域を 5 月末までに県に報告することとなっております。電気通信事業者は、事業参画への意向を示した地域について現地調査などを行い、検討を重ねた上で、事業の実施が可能と判断した場合、東北総合通信局へ事業計画書を提出することとなっております。

希望地区調書の具体的内容は、過疎地・辺地等の区分、それから地区の世帯数、人口、役場や支所の有無とその名称、観光地の有無とその名称及び年間入り込み客数、産業団地の有無とその名称、主要道路の交通量、携帯電話のエリア整備が必要な理由、携帯電話事業者と調整状況などですが、調書作成に当たっては、県の指導助言をいただきながら行っております。

今年度の要望件数は、東北 6 件で 97 カ所の要望があり、うち県内では 10 カ所程度の要望があると県から聞いておるところでございます。要望箇所の優先順位については、県が判断するものではなく、あくまでも電気通信事業者が地形的な条件やカバーできるエリア、居住人口と年間入り込み客数などを合わせた需要人口、施設設備の投資額、設置後の維持管理費など採算ベースに合致するかなどさまざまな要素を勘案し判断するものであると思います。

今年度に県内で事業が実施される地区は、大蔵村の沼の台地区と川西町の東沢大舟地区の 2 カ所と聞いております。電気通信事業者が参画した事例を見ますと、移動通信用鉄塔からカバーできるエリア内の定住人口や公共施設及び観光エリアがあることなど、また、受信可能なエリアが連続する地域であることも有利な条件になっているようであります。

幸生・田代地区については、移動通信用鉄塔の受信可能範囲が約 1 ないし 2 キロメートルということから、それぞれに移動通信用鉄塔が必要であり、また、受信可能エリアに連続していないなど非常に厳しい状況であると、県や電気通信事業者からは要望交渉に出向くたびに言われているのが実態であります。県内の市町村から今回提出された希望地区について、県が電気通信事業者 3 社に個別に打診した感触では、幸生・田代地区に参画の意向を示す事業者はないようであると聞いておりますが、いずれにしましても、県では、電気通信事業者から報告された参画についての意向を市町村に通知するとのことでございます。

それから、庁内に設置された情報化検討委員会についてのお尋ねもございました。この委員会では、市民サ

ービスの向上を目指した電子自治体の構築に向け、行政事務の情報化、庁内の情報化推進体制について検討を行ったものでございまして、本件のような市内の通信格差の件、いわゆる移動通信用施設整備については所管外でございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 53 分

再 開 午前 11 時 10 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

2 問目に入らせていただきます。

大変全体的に厳しい状況でしたけれども、最初に、検討委員会の計画目標の中で情報化の通信格差の問題を具体的にどう協議したか質問をしたんですけども、この答えには、この問題は所管外だということで市長のお話がありましたけれども、実際こういう問題をやはり公平な立場で検討していかなければ、幾ら情報化が進んでも、地域によっては格差が出ていて、それを使えないことでは市全体にもいろんな問題が、ひずみが出てくると私は思っております。ですから、こういう検討委員会の中でも、きちっとこういう問題を取り上げて、対策を具体的にどうするかも含めて今後検討を重ねていただきたいと思いますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

それから、第 1 点目の話ですけれども、なかなか事業者の参画が非常に厳しい中で、今回、3 月 7 日に 16 年度計画の中に要望したということですが、しかし、これまで私も、県や事業者と話をして、いろいろ対策をとってもらうように話しましたが、なかなか実際には難しい状況と私も聞いております。しかし、これをやはり実現させるためには、繰り返しこうした地域の声を届けていかなければ、これは全体として解決していかない問題ではないかと私は思います。

平成 9 年度からこの事業が開始されましたけれども、これらの問題点をこれまで当局がしてこなかったもので、この優先順位なども業者の選択でどうにもなるんだということですが、やはりこうした問題も繰り返しやっていけばもっと早く実現できたのではないかと考えております。この対策の一つとして、地元の住民も含めて、こうした要望を次々と繰り返ししていく必要があると私は思っています。この前、県の担当者にもお話をし、いろいろお話しした中で、やはり要望として自治体の首長などもこうした要望に来るといっても聞いております。こうした要望も、仙台市の三つの事業所に足をせってと運んで、事業化に向けて要望を出している地域がたくさん今出てきているような話も聞いております。ですから、こうした対策に、地元でも、地区の町会長さん初めこういう方々が何とか対策をとるために自分たちも努力していくという気持ちを持っておりますので、こうした方々と市長自身もこうした取り組みを今後して行って、解決に向けていくべきと私は思いますけれども、この辺について、市長に再度伺います。

それから、2 点目の希望地区調査書について、内容を具体的に説明がありませんでしたけれども、具体的な世帯数や、あと、施設の問題とか、来訪者の全体の動きとか、あと、これまでの寒河江市の計画の中でいろいろ対策をとるような状況がありますけれども、全体の公的な施設のほかに、こういう施設を寒河江市では持っているというのはたくさん私はあると思っております。この幸生地区でも、昨年オープンしましたけれども、「水辺の楽校」とかいろんな学校施設の周辺にも張りついております。あと、葉山山系にもこうしたキャンプ場とかレクリエーション基地として整備なっておりますけれども、こうした問題を具体的にこの調査書に提示されたのかどうか。この辺についても具体的にお聞きをしたいと思って答弁をお願いしたんですけども、この説明も全然ありませんでしたので、これを具体的に提示してくださるようお願いいたします。

それから、3 点目、15 年度の県全体の要望箇所あるいは優先順位などについて話がありましたけれども、なかなかこの優先順位については厳しい状況と私も判断しております。

しかし、これも繰り返し繰り返しやっていけば、徐々に件数が減っていくわけですから、これも優先順位がどんどん高くなっていくのではないかと考えております。自治体によっては、この要望を毎年繰り返し繰り返し出して、5 年要望してまだ実現しない、そういう自治体もあるように聞いております。ですから、こうした対策も、具体的に毎年要望を繰り返していただけるのかどうか、この辺についてお聞きをしたいと思っております。

ます。

それから、最初にいろいろ申しあげましたけれども、今携帯電話の必要性が非常に社会的に大きな問題となっておりますけれども、先日も、山で遭難して、道に迷って、4日間山で過ごして助かった経過もあります。これは、結局携帯電話が通じたことによって人命が助かったと私は思っています。そして、きのうなんか、尾花沢市で遭難騒ぎがありましたけれども、これも本来ならやはりこういうような携帯、今の時代に携帯電話を持っていれば、ある程度捜査に大変役立つ時代になってくると思いますので、こうした対策のためにもぜひ対策を具体的に進めていただきたいと思います。

山の遭難の場合ですと、新聞記事を見ますと、冬期間などはやはり20万から30万の遭難経費がかかるんです。今、葉山山系でもスノーモービルが相当多く愛好会でやっておりますけれども、こうした中でもやはり議論されていますけれども、携帯電話をぜひ全体に届くような計画をしていただきたいと思いますという状況も出ております。ですから、人命救助、あるいは災害、火事の場合でも、緊急通報に非常に役立って、時間的なロスがなくて非常に効率的に評価できるものもあります。これまで葉山山系では死亡事故はなかったと思うんですけれども、この間、何回か遭難騒ぎもあったと聞いております。ですから、こういう対策のためにも、こうした対策を今後県や事業者に対して、特に事業者が参画が厳しい状況の中で、事業者に対してやはり今後足を運んで要望を出していくべきと私は思います。

今の段階ですと、やはり山形のNTTドコモ、駅前にありますけれども、その辺には市の方でも要望は言っておる状況を聞いております。しかし、東北支社あたりにこうした問題を具体的に取り上げていかないとなかなか実現しないような話も聞いておりますので、この辺に行って、やはり市長自身も要望を出していただきたいと思います。そして、県に対しても、やはり市長自身も県のOBでもありますので、こうした対策をとっていただけるように今後要望をしていただきたいと思います。そして、この辺について市長の考えをお聞きして、第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 情報化検討委員会でございますけれども、これは、あくまでも国・県と市との情報通信と、それから市内の公共施設との通信体制ということを検討するものでございまして、こういうお尋ねの件につきましては扱っていないということを最初から情報化検討委員会では決めておるわけでございますから、そういう性格のものではございません。

それから、調査項目については、先ほど申しあげたところでございますが、具体的に人口がどうか、あるいは入り込み人口が何人にしたとか、そういうことにつきましては、担当が資料を今持ち合わせておるとするならば、担当の方から答弁させるようにしたいと思います。

それから、これから何回も出すのかと、提出するのかということでございますけれども、ことしの 16 年度に向けて、先ほど提出した問題では非常に厳しい返事が返ってくると思っておりますが、17 年度以降も繰り返し繰り返し要望するということについてはやぶさかではございません。

それから、これは、御案内のように事業者が整備するときにも負担をしますし、維持管理はあくまでも事業者の負担だということになりますから、事業者が参画しなければ、国の補助があろうが、県の補助があろうが、市が事業主体であるわけでございますけれども、いかんともしがたいということでございますが、ですけれども、繰り返し調書を提出することにはやぶさかではございません。また、地元の方々が私にお会いしたいというのでしたら、私はいつでもお会いしますし、また、そういう御希望などは十分県の方にもこれからも通すようにしたいとは思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業実施希望地区調書の具体的な内容についてお尋ねがありましたのでお答えします。

希望地区調書の中には、まず地区名がございます。これは田代・幸生地区。過疎地・辺地等の区分については辺地。地区世帯数については 188 世帯 748 人。これは両地区の合計した世帯数と人口でございます。田代地区については 93 世帯 349 人、幸生地区については 95 世帯 399 人というふうに別書きでも書いてございます。役場・支所の有無とその名称。役場・支所はございません。参考として、寒河江地区西部地区公民館田代分館、幸生分館があるという旨記載してございます。観光地の有無とその名称。観光地はある。葉山、葉山市民荘、葉山キャンプ場、葉山高原牧場、あと、水辺の楽校などの施設があるというふうに記載してあります。年間入り込み客数は 1 万 3,100 人。産業団地についてはないということであります。

あと、そのほかに携帯電話のエリア整備が必要な理由として、葉山山麓の中山間地に位置して細く開けた集落のため、ほとんど電波が届かない状況にあると。地域住民の生活の利便性の向上のために必要であるという内容で記載してございます。携帯電話事業者との調整状況でございますが、電気通信事業者 3 社に対して要望の内容を説明し交渉中であると記載してございます。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 情報化推進委員会の目的が違うから協議はしないということですけども、しかし、こういう問題を協議する場合は、じゃあ、どこなんですか。この辺について伺いますけれども、あと、西村山広域の中でも市長は理事長になっておりますけれども、この中でも携帯電話の問題については触れているんですね。圏外住民に対する利便性の享受と圏域を訪れる方の情報サービスの対応が必要とされる。こういうことも平成 13 年 3 月に作成された第 4 次西村山広域行政組合の計画の中で示しているんです。

ですから、この問題は、寒河江市の問題ばかりでなくて、やはり西郡全体の問題だと私は思っております。ですから、こういう問題を、西郡だけでなく、村山市とか葉山を抱えている周辺部でもこうした対策の話を出してもらって、こうした全体的な取り組みもされる必要があるのではないかと思います。寒河江市の田代・幸生地区だけという範囲が狭まるので、こうした対策にやはり周辺部も含めて今後検討していくべきと思います。

ですから、こうした問題をこの西村山広域の中でも議論されているということは、非常に私もこの内容を見て大変喜んでいるんですけども、こうした対策を具体的に全体として抱えている問題として提起されているんでしょうから、この問題ももう少し寒河江市でも大きな問題として取り上げていていただきたいと思えますけれども、市長は、このほかに葉山開発協議会の会長もなさっているんですね。こうした葉山開発に対しても広域的な取り組みをなさっている状況もあります。ですから、こうした対策も、ぜひこうした広域、あるいは寒河江市全体にもこうした問題を今後取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。

それから、市長は、17 年度以降についても要望することはやぶさかでないというお話でありましたけれども、今後ぜひともこれを続けていていただきたいと思えます。やはり続けていくことによって、年々要望箇所が解消されていくわけですから、次々と優先順位は確かに上がっていくと思うんですので、これをここでやめないで、継続して地域住民の声を届けるためにも、こうした継続的な要望を今後もぜひしていただくように要望をしておきます。以上で、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この件につきましては、取り扱うのは生活環境課でございます、市長がその責任を負っておる。当然そうでございます。

それから、西村山広域行政とか、あるいは葉山開発という話が出ましたけれども、そういう場で話題に供することにつきましては、私も何もやぶさかではございません。以上です。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 3 番、4 番について、8 番石川忠義議員。

〔8 番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は、緑政会の一員として、また、今回の質問に寄せてくれました多くの市民を代表し、通告番号に従って質問させていただきますので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

まず、今般の選挙におきまして 3 人の一期生議員が御当選されました。まことにめでとうございます。3 議員とも我が緑政会に入ってくださいました。緑政会といたしましては、大いに期待し、ますます団結を強め、市勢発展と市民の福祉向上のため、及び真に市民の幸せを得るために、市民の負託にこたえるべく全力を傾注する所存であります。今後の活躍に御期待申し上げるわけでございます。

それでは、通告番号 3 番、都市計画道路栄町住吉町線見直し（廃止）関連について御質問させていただきます。

先般、本市におきまして都市計画道路の見直しがかげられました。その中で、都市計画道路栄町住吉町線が計画から廃止する方針を打ち出し、地区座談会を開催し、説明があり、理解を求められました。

この都市計画道路は、昭和 38 年の決定以来、40 年間未着手のまま今日まで経過してまいりました。この計画路線に住まいする住民の方は、自来、その都市計画道路のために、新築、改築するたびに建築に関する規制を強いられてまいりました。この地域は、何十代も続いている旧家が多く、また、寒河江城の城下町として栄えた地域でもあります。それゆえに、家々がひしめき合い、道路幅も狭く、この都市計画道路の実現に住民こぞって期待を持っていたわけであります。

そこで、この都市計画道路栄町住吉町線の新設意義はどうだったのか、経緯と廃止に至る理由についてお伺いいたします。

また、都市計画道路栄町住吉町線の廃止に伴う、この地域、いわゆる東部地区まちづくりの目標と題して、まちづくり懇談会を開催いたしました。その中で、東部地区まちづくりの目標を大きく四つ掲げております。一つは、受け継いだ歴史文化資源を守り育てていく歴史づくり。二つ、今ある水路、緑を守り、水路を身近な施設としてよみがえらせる水・緑づくり。三つ、毎日の生活にゆとりと安らぎを感じる町並みづくり。四つ、すべての人々が安全・安心・快適に暮らせる道づくりの四つであります。これらのまちづくりについて、都市計画道路栄町住吉町線廃止の関連についてお伺いいたします。

さて、本市は、昔から月山、葉山の吹きおろしの降雪が多い豪雪地帯であります。冬を除けば、グリーン期、花・緑・せせらぎで良好な生活環境の本市であります。中でもこの 6 月、緑がさえ渡り、田んぼもすっかり田植えが終わり、緑のじゅうたんを敷いたような田園風景も見受けられます。いわゆる百花繚乱の中で、さくらんぼ観光客が大勢本市を訪れ、忙しい中にも市民の顔が生き生きと輝き、私の一番好きな季節でもあります。

一方、冬に目を向けますと、私ども子供のころと比べますと、地球温暖化のためか、随分降雪量は少なくなりました。車社会及び現代社会において、狭い道路の除雪後の雪片づけは容易なことではありません。ましてや高齢者及び一人暮らしの世帯にとりましては、冬になりますと大きな問題となり、雪によるトラブルも多く発生しております。

本市から関東、関西方面にいろんな理由で定住した方々にお聞きしますと、寒河江は、ふるさとは好きなんだけれども、雪にはどうしてもついていけないと。子供のころは、逆に冬のいろんな遊びで暗くなるまで遊び、一向に気にならなかったのになと言っております。

私は、この世に生を受けて以来、雪とつき合っておりますが、雪国の宿命とは申せ、雪との闘いはいまだ終わっておりません。冬になると必ず多くの市民の方々から相談を受けます。除雪の問題。特に最近、流雪溝

に雪を捨てられればどのぐらい冬が過ごしやすくなるのかという声がびんびん大きくなっております。私ども雪国に住む者として、毎年のこと、雪といかに共生するか、また、いかに排雪するかが大きな関心事であり、将来必ず解決しなければならない問題の一つでもあります。

今まで、本市におきまして市道側溝整備の進捗率はかなり進んでいると思いますが、これまで流雪溝として整備をしたところはあるのかどうか。今後既存の側溝を利用した流雪溝の整備ができるのかを含めて、流雪溝整備構想を徐々にすべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、先ほどの東部地区まちづくりの中でも、大変狭い道路での雪の排雪問題があります。私の持論は、側溝整備は下流の方からすべきと思っております。流雪溝は下流が完備されていないと流れません。この地区の側溝整備の進捗は、下流の方はいまだ未整備であります。東部地区の東側が木の下土地区画整理事業区域であります。この木の下土地区画整理事業での河川の完備により、現側溝を利用した東部地区の流雪溝もできるのではないかと思います。

グリーン期の住みよい本市を、どうしても冬期間においてもまさるとも劣らない住みよい環境づくりにすることが、これからの本市の大きな課題と思われませんが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、農地、遊休農地も含むわけですが、これを活用した子供たちのアグリカルチャーについてお伺いいたします。

今、我が国は、農業後継者問題が大きな課題です。子供のころから農業に親しむことで農業を理解することが大事なことと思っております。

日本人は、古来農耕牧畜文化、採集狩猟文化により出発しております。先月の新聞報道によりますと、我が国への稲作伝来は、弥生時代が500年早まり、紀元前10世紀ごろとの報道がありました。であるとすれば、3000年間もの間稲作が現在まで受け継がれ、主食として日本人の食文化に大きなウエートを占めてまいりました。農業は、現在も第一次産業として国の根幹をなす産業であります。

私事でありますけれども、私は、物心ついたときには、田んぼ、畑の中にいて、そこが遊び場であり、小学校に入るものなら、忙しいときには一人前の稼ぎ手として田畑に連れていかれ、何らかの手伝いをさせられたものでございます。学校では、小学校の中高学年になりますと田植え休みがあり、三、四日は必ず田植えをしたものであります。中学校に入学しますと、職業という科目があり、学校田がありました。

1年、2年、3年と受け持ちの田んぼがあり、その時代ですが、三本ぐわでの田起こしから始まり、二番うない、3番うないと3回くわを入れ、それから土つぶし、代かきと進み、全員で田植えをやります。草取り、水管理、自称ヘクサ抜きとかをやり、肥料は担任の先生がやりましたが、上手な生徒もおりました。秋には稲刈り、稲ぐいへの稲かけ、脱穀まで、稲づくりを一通り学校で学びながら、最後に感謝祭があり、もちつきをして、農作業を振り返りながら、収穫に感謝し、お互いの友情も強くなったものです。ですから、私たちのような経験をした同級生は、今もって強いきずなで結ばれております。

同僚議員、また市職員の皆様も同様の体験をされた方も大勢いらっしゃると思います。普通の科目は点数であらわれますが、この科目は余り点数の開きはないということで、これは共同作業、つまりみんなと力を合わせていかにいい仕事をするか、ロングランの中で一人だけの力ではどうにもならないことを私どもはそのとき知識として学び取ったわけでありまして。その教科も技術家庭と変わり、学校田も姿を消しました。時代が変わったなどと言って農業の魅力を陶冶しなかったことが大きな問題だったのではないかと思います。

2002年度の農業白書では、新しい農業の未来を開くために、構造改革の最後のチャンスとして、改革に取り組む決意を従来以上に力説しております。

長井市のレインボープラン推進協議会では、遊休農地を生かして農園を開設しました。特徴は、子供たちに食の大切さや農業を体験させる食農教育、不登校児童や身障者らにいやしの空間を提供する農業体験療法、アグリセラピーなどにも活用する計画だそうです。これは、市民の皆さんによるNPOによる運営を目指すもの

であります。

本市におきましても、先般、将来の農業のあり方を探る寒河江市農業振興研究室を発足させました。これは、米政策改革大綱に対応した水田農業と合理的な地域農業システムの確立を目指すとあります。私は、今こそ農業の魅力、特に食の安全性を含めた将来性のある職業としての自己意識の改革が必要であると思います。

今、国・自治体に求められていることは、農業後継者問題です。地域においては、子供たちと一緒にこの問題に取り組むことが肝要です。農業は、大自然を相手にする仕事です。一朝一夕にできるものではありません。ことしの減反も、680ヘクタール、35.01%が本市に課せられました。毎年減反率が上昇する中で、遊休農地も増加すると思います。そこで、その農地を自治体で借り受け、その地域に合った農園づくりをする。その農地をグラウンドワークで地域の子供たちと地域の人たちが、週休二日制を利用した中で農業を体験しながら遊び場としてはどうでしょうか。将来、農業の担い手とまではいなくても、農業に親しみを持てる子供たちを育成するにも必要と思われまます。

ここに至るまでくどくど申しあげましたが、私の意図するところを御理解いただき、市長の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、栄町住吉町線の廃止のことでございます。これまで決定した経緯ということについても御質問がございましたが、都市計画道路栄町住吉町線の決定経緯及び廃止に至る理由について申し上げたいと思います。

本市の都市計画につきましては、御案内のように、昭和 25 年に寒河江町及び西根村を対象として都市計画区域を決定して、翌年の昭和 26 年に最初の都市計画道路として 5 路線を決定しております。

この栄町住吉町線は、その昭和 26 年に決定された幸田十二小路線、現在は通称西根旧道と言っているわけですが、この幸田十二小路線を廃止して、東に約 30 メートル移動したルートで、昭和 38 年に当時国道 112 号線であった日の丸タイヤ店前三叉路を始点として、北方向に市街地を経由することなく直ちに西根地区へ連絡するルートとして決定しておるわけでございます。当時の決定理由は、市街地の適正な土地利用を誘導するとともに、自動車交通の急速な発展に対応するというもので、同時に追加された他の 4 路線とともに計画されたものでございます。

その後栄町住吉町線は、始点とする当時の国道 112 号線が寒河江バイパスに移設されたことにより、幹線道路としてよりも補助幹線道路として位置づけられるようになり、以後整備の緊急性が低下し、未着工のまま 40 年を経過しているところでございました。また、当該路線やその周辺には寒河江城址などの文化遺産や寺社仏閣が点在しており、これらを保存しようという市民意識の高まりなども長期未着工になっている要因と考えております。

現在、国・県の都市計画道路に関する指導としましては、少子高齢化の進展や将来人口の減少予想の中で、現在の都市計画道路各路線を検証し、長期的に妥当かどうか、将来ともストックとならないよう見直すことが必要であるとされております。このようなことから、現在進めております木の下土地区画整理事業の区域に係る都市計画道路落衣島線、下釜山岸線、栄町住吉町線の 3 路線についても見直しを行っているところでございます。

栄町住吉町線を廃止する理由でございますが、今申しあげましたとおり、計画路線やその周辺にはふるさと歴史百選に選ばれている寒河江城址などの歴史的な史跡や石造文化財、古木、寺社仏閣が多数点在しており、また、旧家の町並みとともに寒河江らしい原風景が形づくられておまして、これらの地域資源とコミュニティーを保全し守る必要が一つでございます。

二つには、栄町住吉町線が、決定当時の国道 112 号線が寒河江バイパスに移設されたことで、幹線ネットワーク上の位置づけが変わり、幹線道路としての整備の必要性が低下していることから、内回り環状線の落衣島線や下釜山岸線の整備を図り、内回り環状線と既存市街地をアクセスする東西の道路を整備することで栄町住吉町線の機能を代替することができると考えられることでございます。

三つ目としましては、整備の見通しが立たない現状のまま、計画線上の住民の方々にさらに長期にわたり建築制限をかけ続けることは好ましくないと考えるものでございます。

そこで、見直しに当たっては、市民の皆さんの御意見をお聞きするため、昨年度において、計画路線上の関係町会、都市計画法 53 条の規定により計画線上で建築制限を受けている方、さらに全市民を対象にした説明会をきめ細かく開催してまいったところでございます。その中では、中途半端に置かれるのが一番困るという意見がありましたが、廃止に反対するという御意見はなかったところでございまして、御理解は得られたと思っております。

次に、東部地区まちづくりと栄町住吉町線の見直しとの関連についてお答えいたします。

栄町住吉町線を廃止する手続としましては、市の都市計画審議会に付議し、市が決定できる事項になってお

りますが、県の同意が必要になっております。昨年度、県と事前協議を重ねてまいったところでございますが、その協議の中で、廃止の理由には理解が得られたものの、県の指導としましては、都市計画道路は、交通の便のみならず、市街地を形成する上で、都市の道路空間として、また街路樹などにより防災的な役割を有する都市施設であり、このような機能が都市計画道路として決定されていることで担保されていることになり、それが廃止に伴い失われることになることから、都市計画上何らかの代替する機能が担保されなければならないということになったものでございます。その方法としまして、地域住民と合意形成のもとに地区計画を定めることが同意の要件となったところでございます。

また、ただいまの件とは別に、土地区画整理事業などによる新規住宅地では、地区計画を定めるよう国及び県から強く指導されているところであり、駅前地区と同様に、木の下地区についても、将来とも良好な住環境を形成する上で定める必要があると考えていたところでございます。

このようなことで、地区計画の対象エリアとしましては、木の下土地区画整理事業区域とその西側の既成市街地の市道丸内西根北町線、通称西根旧道を、(仮称)東部地区として一つの地区として考えているところでございます。このことにより、区画整理事業により整備される道路と既成市街地の道路のアクセスなど一体となって整備することで、地区の特色であるところの歴史文化資源や地域のコミュニティーを保全しつつ、さらに快適な住環境が整備されるものと考えておるところでございます。

地区計画で定める内容は、まちづくりの目標と整備計画であります。当面、両地域共通するまちづくりの目標について都市計画決定し、整備計画については、既成市街地と区画整理による新規住宅地とでは整備方法が異なりますので、今後区画整理組合準備会と既成市街地の代表者等によるまちづくり委員会を組織していただき、話し合いを行い、段階的に都市計画決定してまいりたいと考えております。今年度において、早速まちづくりの目標案について対象エリアの方々に対し説明会を行ってきているところでありますが、今後都市計画道路の変更とともに、地区計画の縦覧、市都市計画審議会に付議し、県の同意を得て、告示、決定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、流雪溝のことにお尋ねがございました。特にこの栄町住吉町線との絡みでございますが、お答えいたします。

流雪溝は、道路の路側等に設置する排雪運搬用の水路でありまして、計画する場合の主な条件としましては、豊富な水量と適当な流速を維持できる勾配がとれること、そして、雪の固まりの大部分が融けずにそのまま流れますので、放流地点では流れ出た雪を受ける河川等で水害を起こさないことが必要となります。構造は、一般に市街地では幅は40センチメートルから60センチメートルとなっておりますが、雪を良好に流すためには、少なくとも40センチ程度の水深が必要であり、深さは雪投入時の水位増加を考慮いたしますと1メートル20センチぐらいとなるものでございます。

本市は、これまで流雪溝として整備した箇所はありません。昨年度に昭和堰頭首工の完成によりまして、市と土地改良区が協議を行い、昨年秋から非かんがい期でも二の堰幹線用水路に通水されており、冬期間は山岸石持地区におきまして二の堰沿川の融雪に実質的に利用されています。これは流雪溝ということではございません。

御質問の既存の側溝を利用した流雪溝の整備ができるのかということでございますが、この場合は、本来の流雪溝とは違い、交差部や直角部などの流れを妨げる箇所や勾配の関係から、雪が詰まる原因が考えられます。実際にことし1月には、二の堰幹線用水路から分水された支線用水路が、雪の投入や屋根からの落雪であふれたことにより、流れてきた雪や水が市道等の既存の水路に回り込み、西根地区や中央地区、そして越井坂地区では2カ所、合計4カ所で詰まりまして、あふれたことの苦情により、やむなく支線用水路の水門を閉じ、通水を中止した経過がございます。このようなことから、既存の側溝を流雪溝としての使用は困難なのではないかと考えています。

これからの流雪溝整備構想につきましては、冬期間の水量や放流地点での雪の処理の可能性などから非常に難しいと考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

それから、木の下土地区画整理組合との関連におきまして、下流から流雪溝の整備というようなことがどうかと御質問がございましたが、今申しあげましたように、流雪溝の整備となりますと、課題が多く、非常に難しいと考えているところでございます。また、昨年度、土地改良区の協力を得て、石持町から沼川までの区間の二の堰幹線用水路に通年通水し、また、その幹線から用水路に分水し、融雪にも利用されてきましたが、用水路はあくまでも用水としての機能を有するものでありまして、融雪のためには、断面、勾配とも小さく、あふれる現象が発生いたしました。今申しあげたとおりでございます。このようなことで、今年度については、用水路への分水は見合せ、幹線用水路のみに通水する予定としているところでございます。したがって、質問がありました既存側溝を利用した流雪は難しいものであり、分水されないことになれば、幹線から離れた東部地区においても利用は難しいと考えております。

なお、東部地区では、地区計画を策定し、まちづくりを進めようとしております。先ほど申しあげました。今後、まちづくり委員会を組織し、話し合いを行っていく予定になっておりますが、その中で、狭隘な道路に面している通りについては、建物等を道路から離してつくるようなセットバックのルールなども定めることにより、道路わきの空間を広げ、日当たり及び通気をよくし、防災的にも、融雪にも効果があるのではないかと考えているところでございます。

次に、農地、遊休農地を含むところの農地を活用したアグリカルチャーですか。このことに答えてまいりたいと思います。

農業農村は、基本的には自然環境に調和した形で生まれ、国土保全や水資源の涵養、大気の浄化、生物の多様性の保全、美しい景観の創出など多面的かつ公益的な機能を持っており、このような機能を十分発揮していくためには、農業の健全な発展と優良農地の維持・確保が必要でございます。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の輸入拡大、価格の低迷、そして米の生産調整など、農業を取り巻く環境がますます厳しいものとなっていることから、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加を招くなど、地域農業の活力低下が懸念されております。

このような状況の中で、本市においては、さくらんぼ生産農家やバラを初めとした花卉生産農家を中心とした農産物の高品質化、高付加価値型農業の実践によりまして、他の市町村に比べれば農業自体の活力はあると思っておりますが、農業従事者の平均年齢が60歳を超えている状況下にあるため、農業後継者の問題は避けて通れない重要な課題であると認識しております。御案内のように、今年度に発足しました寒河江市農業振興研究会の中で、後継者問題等について検討してまいりたいと考えているところはこの辺にあるわけでございます。

また、農業経営の方法も、経済の高度成長とともに農業の近代化、合理化が進められてまいりました。このことは、農作業の機械化によって労働力が省かれ、以前のように労働力としての子供の手を必要としなくなったことが子供の農業離れを進めた一つの要因ではないかと思っております。

一方、文部科学省では、平成14年度から始まった完全学校週五日制のもとで、子供たちに豊かな人間性やみずから学び考える力を育成することをねらいとした総合的な学習の時間を創設いたしております。本市におきましても、総合的な学習の時間に全小学校で、PTAや保護者、地域の先生の協力を得て、学校田とか、あるいは学校畑とかの場を生かして、米や野菜の栽培、収穫などの農業の体験学習を実施しており、そこでとれた米や野菜を自分たちの給食の食材にするなど、次代を担う子供たちへの食農教育についての具体的な取り組みを実施しているところでございます。また、5年生用の農業副読本を作成し、子供たちの農業に対する理解を深める事業もあわせて実施しているところでございます。

御質問の、遊休農地を借り受けて農業体験をする遊び場としまして、農業に親しみを持てる子供たちを育成

してはということですが、子供たちの農業体験学習や自然体験学習は、自然を慈しみ、食べ物をつくり、育てる喜びと食べ物を大切にせず心を養うことになり、子供たちの生きる力を醸成する上で極めて重要なことであり、その取り組みを強化すべきであるとされております。

これは、文部省も言っているわけですが、現在、学校教育以外で本市で実施されている農業体験学習や自然体験学習は、農業委員会とJAが主催する「ちゃぐりんフェスタ」や醍醐地区における休耕田を活用した「ホタルの里づくり」事業などが挙げられますが、今後においても、子供たちの農業に対する理解を深め自然環境の大切さを知る活動を、継続的かつ積極的に推進していかねばならないと思っております。

そのため、子供たちや保護者、地域の意向を踏まえた上で、遊休農地等を活用して子供たちが農業体験できる本市独自の取り組み方策や、水路や水田、ため池、里山などを活用した「田んぼの学校」の取り組みなどについても検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、第 2 問目に入らせていただきます。

まず、都市計画道路栄町住吉町線の廃止についてでございますが、38 年に設定されたということでございますけれども、その後、答弁にもありましたように、112 号線のバイパス、また落衣島線の計画ということで、この都市計画道路がいろんな諸条件によって廃止の機運になったということも、地域住民の方も説明会の中では理解しておったようでございます。

しかし、予定の沿線の住民の方々は、やはりこれまで 40 年間、そういう都市計画道路が切れるという非常に大きな期待をかけておったわけでございまして、それがなくなったということになりますと、その後の対策が非常に大きな課題なのかなということを懇談会の中でもいろいろ意見があったように思います。

それで、(仮称)東部地区まちづくりということなわけですが、第 1 問に申しましたとおり、あの地域は、非常に古い家並みということで、昔からの寒河江城の城下町の名残がありまして、非常に家が密集して、道路も非常に狭い。市長も何回も冬期間通った中で狭いなということを感じていらっしゃると思いますが、そのまちづくりの中で、四つの項目等、第 1 問で申しあげましたけれども、いろんすばらしいまちづくりの構想を述べております。こういうまちづくりにしてもらうには、私も本当に市民としまして歓迎したいわけでございますけれども、ややもすると、廃線に伴ったまちづくりの構想ということだけで終わってしまうと、絵にかいたもちになりはしないかということも沿線住民の偽らない気持ちなのかなと思います。

そこで、1 問でも申しあげましたとおり、グリーン期、4 月から 11 月ごろまでは、非常に寒河江全市を見回しても、花・緑・せせらぎに彩られたまちづくりということで、それは功を奏しまして、非常に住みやすいということで評価を受けておるわけでございます。

しかし、冬になりますと、やはり一転しまして、非常に住みにくい。雪国はどこもそうでありましょうけれども、いわゆる旧市街地、既成市街地ですけれども、特にここが非常に狭い道のために、除雪をやっても除雪の雪の行き場所がないということで、今まで非常に多くの問題または苦情等で私もいろいろ相談をかけられましたけれども、やはり夏場の住みよい環境があるからこそ、冬の雪の厳しさが、まだ寒河江市での解決を見ないままに冬を過ごしている。何とかこの辺もこれから、少子高齢化の中に向かって、やはり冬も非常に住みやすいまちづくりを考える時期に来ているのかなと思います。

なかなかここに来て非常に厳しい財政状況の中で、そういう雪の除雪問題等の、ここでいう流雪溝ですか、そういう中の対策は非常に難しいと私も思いますし、今後そういう流雪溝をつくるための予算というものはなかなか取り出せないというのも事実でございます。しかし、長い目で見ますと、やはり雪の問題を長期間の間に何らかの解決策をしないと、いつまでたっても寒河江は、冬期間、とにかく住みにくいというようなことで、余りいい冬期間の感情がないのかなと。

ちょっと余談になりますけれども、私もことし還暦を迎えまして、我々還暦祝いをする予定でございますけれども、正月、普通年始めにしようと思ますと、「冬はやめてける」と。「なしてや」と言う、「雪あるところさ、まず行かなくていい」というような。さっき申しましたとおり、昔、子供のころ、ふるさと西根で育った我々同級生が、やはり夏場、お盆に行きたいと。当然これは、美しいふるさとのそういう町並み、また生活環境のよさということでお盆に来たいということはわかるんですけれども、やはりここで生まれ育った方々も、雪の大変さを身にしみてそういうことをおっしゃるのかなと思っております。

そこで、そういうまちづくりとその廃線についてのあれは、いろいろ市長は、垣根なんかをつくって、そういう境界を広くとって、冬の雪対策の一助にしたいという構想もあるようですけれども、なかなかこれにして

も、やはり道路に接触している、接近している家々をたがってまでもやれない現実もあるわけです。

そういうことで、今後そういう雪の対策として、寒河江市として長期ビジョンの中でそういう流雪溝の整備を今後検討していくようなお答えがあったわけですが、私は、今そういうことを現実に考えてもらって、将来のために、将来のそういう雪対策のために何とか考慮していただけないかということをお願いするわけです。その辺の市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、これは全体としての流雪溝の考えを今問うたわけですが、東部地区のまちづくりに関して、先ほど申したように土地区画整理事業というものが今立ち上がりつつあるわけですが、その区画整理事業の区域、16.7ヘクタールですか。その住宅造成について、何らかの河川対策ということも考えた中で進んでいるわけですが、やはり下流の方がきちっとなっているというのが、側溝とかそういう流雪溝の第一条件だということを第1問で申しました。

今そういう東部地区の側溝の下流を見ますと、ほとんどなっていない。これは、やはり農地と農地の用水ということで使っているということもありましようけれども、住宅も下流の方は張りついていないということで、側溝整備はやはり住宅のあるところを基礎にしてやっておりますので、下流の方が全然進んでいない。冬にそういう少しの水を流して流雪溝がわりに使おうとしても、下の方が流れないものですから、当然途中で水があふれるということだと思います。下流の方がきちっと側溝整備がなっておりますと、やはりある程度の雪も流れるのではないかと。これは、今現在の側溝をそのまま使っては当然無理なことだと思いますけれども、改良をした中で、本格的な流雪溝とはいかなくても、少しのそういう消雪に対しての利用はできるのではないかと私は思うんですけれども、その辺の見解もお願いしたいと思います。

農地を活用した子供たちのアグリカルチャーについてということで質問申しあげました。

1問にも申しあげましたとおり、やはり農業というものは、我々が経験したとおり、小さいときから農業をさせられたと申しますか、しなければならぬという時代だったわけでございまして、そういう中で育ちますと、ある程度のやり方も、大人になってしなくても、自分の菜畑、自分の飯米ぐらいはつくれるというような体験をしていますけれども、今の我々の子供たち、また、今の子供たちにつきましては、なかなかその体験がないということで、本格的に農業に親しむということがほとんどないのかなと。

今、学校の方で、いろいろ総合学習等の中でそういう農業の経験、いろんな水田とか、田植えとか、園芸、果樹や野菜、そういうものをやっているわけでございまして、やはりそういう限られた時間内、また、完全学校週五日制になってから非常にそういう時間も十分にとれないという中で、触りだけやったということだと思いますけれども、それでは余り農業に対して将来やってみたいという力が余り期待できないのではないかと。

今、非常にこういう景気低迷の中で、今後どういう経済状態になるかわかりませんが、少なくとも我々の時代、また、我々の子供たちが社会に出るときには、非常に農業が停滞といいますか、安いということで、皆サラリーマンになってしまった。今のサラリーマンの待遇は非常に厳しい。昇給も余りないということで、逆にリストラとかいろんな労働者にとっては非常にマイナスの面の条件があるということの中で、今ここで、農業というものが非常に職業としてはこれから先の希望がある職業だということを、やはり子供たちに、また我々親も社会の通念の考え方と一緒に、子供たちと一緒に考えるというような場所もこれから必要なのではないかと考えるわけです。

いろいろ地域の方も話しますと、いろいろこれは大変だべなと。地域の人がだれすんのやというような方もおりますけれども、いろいろ子供たち、また、子供のそういう育成会とかいろいろありますけれども、いろいろ話の中で、やはり地域住民が一緒になって考えていかなければならない時期なのかなと思っております。

私も、平成13年12月、ピオトープ構想ということで質問した経緯がございます。これについては、後日安孫子市美夫議員が質問する予定でございまして、私は割愛させていただきますけれども、やはり今子供たちが

そういう遊び場、そういうものが非常にないと。私のところにもたくさんの子供がおりますけれども、やはり近場に行くところがない。それで、近場で遊ぶには、ひとの畑とかそういうところに入って、非常に迷惑をかけている。そんなことで、これからは、そういう一つの地域対策としまして、休耕田を利用した中での子供の遊び場的なものを含めた中での、そういう社会体制が必要なのではないかなと思うわけでございます。

私も今いろいろ早起きさせられまして、さくらんぼのテント張りなんか手伝っておりますけれども、きょう、4時ごろ起きて、あるところに行って手伝ってきたわけですが、そのの旦那が78歳なんですね。もう78歳で、さくらんぼのパイプハウスに登って、張ってあるいたわけですね。そこまでして農業を守りたいということに、私は、やはり農業を体験している方は本当に自分の体が動けるうちはそうしてやっているんだということで、本当にその姿を見て、余り登らないで、下におりて見ててくれないかというようなことを言っておったんですが、自分のさくらんぼ園の中で自分だけしかできないと。よそ様の方を頼んできて、自分も上に上がらないとうまくないという気持ちでおったんでしょうけれども、やはり今後のそういうさくらんぼのハウス一つとっても非常に厳しい。

皆さんこれはおわかりなわけでございますけれども、厳しい後継者難に今なっているわけでございますから、子供たちがそういう経験をして、みんな農業後継者になるかということは到底考えられないわけですが、農業に興味を持つ、また、農業または食についても理解を持ってもらうということで、そういう休耕田を利用した中での子供たちに対しての地域と一緒にした事業も必要ではないかということでもあります。

市としても、寒河江市農業振興研究会の中でいろいろ検討していきたいということでございますが、ぜひそういうことを実現していただきたいということをお願い申し上げまして、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問で全部お答えしておりますけれども、重ねての質問でございますから答えます。

栄町住吉町線は廃止するわけでございますけれども、先ほど申しあげましたように、現在、県の同意を得るために地区計画を立てておるわけでございまして、新たな東部地区といいますが、そういうものをつくっていかなくてはならないと思っております。新しい都市計画道路、そしてまた、区画整理を合体した中で、そしてまた、東部地区全体の地区計画を立てながら、新たなまちづくりを東部地区に打ち立てていかなくてはならないと、かように思っておるわけでございます。

それから、狭隘な既存の道路と冬期間の除排雪の関係で、これから雪対策が重要なことになるのではないかなど。それはそのとおりでございまして、全く細いところの工事、そしてまた、歩道はもちろんありませんし、側溝も十分とれないようなところは、東部地区のみならず、まだ残っているところもあるわけでございますけれども、こういう地区に対して、いかにして雪対策とまちづくりというものを融合させていくかと、調和させていくかということは大変大切なことだろうと思っておりますけれども、非常にまた難しい分野もあるわけでございますので、特にふるさと景観の十景の中に挙げられておるところの地区につきましては、動かすことは非常にままならないということもあるわけでございますので、そういう地区をどのように雪の対策をとっていくかというのは、これからも十分検討させていきたいと思っております。

それから、下流の方からの河川整備が必要ではないかということでございますが、これまでですと、あそこは田んぼでございますから、用水だけのことを考えておればいわけでございますけれども、今後住環境ということに新しく変わるというように計画が打ち立てられておるわけでございますので、そういう中に来ますと、やはり生活用水といいますが、それからかんがい用水というような分野も、そういう機能もあわせたものとしてどう整備していくかということも大切だろうと思っておりますので、東部地区の整備、区画整理との関連というものも含めて、これから十分検討してまいりたいと思っております。

それから、農地の有効利用といいますが、それと子供の遊び場ということでございますが、昔だったならば、先ほどの第1問の発言の中にもありましたけれども、私らが子供のときには本当に農作業に手伝ったものでございまして、猫の手も借りたいという時期が当然あったわけでございますけれども、今は農業が機械化されたということで、その必要もなくなってきておるわけでございますけれども、やはりこの寒河江は、農村の景観といいますが、それが非常にすばらしいということもありますし、農業の体験をすることによって、農村の景観のすばらしさを味わいながら、そしてまた、農作業を体験することによって、農業の重要さといいますが、あるいは食料の生み出すところの重要さということを子供に体験させなくてはならないだろうと思っております。作業する楽しみ、あるいは苦しみ、食物を生み出すところの大切さということも、ただ単に農地の活用という分野でなくて、そういう意味からも、いわゆる子供たちに農業体験なり、あるいは農作業に従事させるということも必要だろうと思っております。

ただ、それを学校教育との関連、あるいは地域との関連の中でどのようにうまく調整しながらやっていくかということ、いろいろこれは勉強しなくてはならないわけでございますが、第1問でも答弁したように、例えば「田んぼの学校」とか、あるいは「ホタルの学校」とか、あるいはグラウンドワークとかいろいろあるわけでございますけれども、それらをうまく地域の中に生かしていくことが必要だろうと思っております。

それから、やはり遊休農地の活用の仕方の分野からも考えていかなければならないと思っております。農業振興研究会の中でこの辺も議論されるわけでございますけれども、こういう分野もどのような分野に活用していくかと、そういう中の一環として子供たちの遊び場にもなり得るわけでございますので、そういう分野からもこれを検討してまいらなければいけないと思っております。大切な問題、重要な問題であり、また、やらなくてはならないことでもありますので、十分これからお知恵をおかりしながら、あるいは関係機関、団体とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 1 問の回答よりも具体的に回答いただきましてありがとうございました。

要望になると思いますけれども、本当に市長は、これまで寒河江市の住みよいまちづくりのために、全般にわたって御尽力なされた方だということで敬意を表しているわけですが、何回も申しますけれども、グリーン期はグリーン期として、やはり日本で一番住みやすいんだということは今後とも継続をしながらやっていただきたい。我々も協力したいと市民も思っております。

それで、問題は、やはり冬期間。4 カ月 5 カ月になりますけれども、その冬期間を今度はどのように快適な寒河江市の住みやすいまちづくりをするかということも考えるということですが、期待しますけれども、やはり少しずつ実行していただくようお願いしたいと思います。

また、子供たちのそういうアグリカルチャーについてでございますけれども、我々が経験して今現在に至っている中で、やはり市長も一生懸命子供のころも手伝ったということを知っています。体験しないと、これもある程度のまとまった時間をしないと、やはり原体験と申しますか、体で覚えないとということで、非常にこれは、将来的に効果があるかないかということも考えながら、やはり今後そういう問題も解決いただきたいと思ひまして、期待しながら私も今後の推移を見守っていきたく思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 5 番、6 番について、3 番鴨田俊・議員。

〔3 番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 私は、緑政会の一員として、また、多くの市民の声を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

さきの統一地方選挙において初当選させていただき、今回初めての一般質問でございます。至らぬ点がございますが、お許しをいただき、精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

通告番号 5 の農薬使用の課題についてであります。

昨年は、山形県では無登録農薬問題で農業と農産物に対する大きな不信感を残した年でありました。ことしになりまして、各関係者は、とりわけ安全安心を強調した農産物づくりに取り組んでいる最中であります。そして、農産物の安全安心において何か問題が発生したときに、その解決を速やかに図るため、トレ・サビリテューシステムの導入、普及推進を行っている最中でもあります。

この取り組みをしている大もとは、県安全・安心農産物流通システム管理委員会や、この地域のさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議であります。これらの機関では、農産物の安全確認を徹底するために出荷販売前に行う残留農薬検査体制の整備にあります。

具体的には、生産農家の 5 % に相当する部分を検査するものであります。農家 20 戸からなる基本の集団化を図り、その中の 1 戸を抽出いたしまして、残留農薬の検査を行うというものであります。品目ごとにもこの 20 戸の生産者を基本単位としております。そのため、農産物出荷にはこの 20 戸の集団が安全安心の運命共同体になるわけであります。ところが、この運命共同体に対して何の問題もなく受け入れられる生産者と、そうでない生産者がいるものと思われます。この点に関して十分な配慮が必要と思っております。

そこで伺います。市は、どのようにして安全・安心農産物出荷集団の組織化に関与し、指導していくつもりかお答えをいただきたいと思ひます。

次に、農産物の安全安心対策が理解されて進んできまると、新たな問題の発生を生んでおります。ある農産物に使用が可能な農薬であっても、防除暦に載っていない農薬はなかなか使いづらい現状になっております。当然不満の声が上がります。その原因は、今まで彼らは彼らなりのそういう防除基準をつくって、そして持っているからであります。将来、できれば J A の防除暦あたりで統一できればと思っておるところでございます。

そこでお伺いいたします。寒河江市の農産物の防除基準作成に、市はどこまで関与し指導できるのでしょうか。市の見解を伺いたいと思ひます。

次は、マイナー作物についてであります。生産数量の少ない農産物、すなわちマイナー農産物の防除基準、防除暦の作成については、なかなか難しく、思うようには進んでいないようであります。しかしながら、新しい作物を導入しようとした場合や一般的でない作物を栽培、出荷しようとした場合、必ずや防除基準、防除暦の壁が立ちふさがります。意欲のある農家の新しい農産物への取り組みなど、そのチャレンジ精神を常に私は大事にしていきたいと思ひているところでございます。したがって、マイナー作物の防除基準、防除暦の速やかな作成メカニズムを農林課の中に整備すべきと思ひますが、いかがなものでしょうか。

続いて、農薬の安全性に関して市民に理解を求める取り組みについてに入りたいと思ひます。

ここでいう農薬とは当然化学農薬のことであります。農産物は、人間の都合に合わせて品種改良されてきた歴史があります。その中の一つで、味がよいもので低毒性のものということが追求されてきました。実は、現

在の農産物は、品種改良によって自分で自分を守るシステムが限りなく損なわれてきているものでございます。この農産物の収量が大きくて、高い栄養価のものであれば、宿命的に病害虫により被害を受けることとなります。

したがって、現在の農産物を生産するには、外的保護、つまり農薬が必要となります。農薬なしでは現代の農業は成立しないといっても過言ではございません。この点を市民の皆様にご理解してほしいのであります。農業を営む者は、農薬を決して好んで使っているわけではありません。農産物の需要に対して安定的な供給という責任感もあり、その達成にはどうしても農薬の使用が必要となっているからであります。

今、農産物にとって安全安心がキーワードになっております。私には一つの心配があります。余りに安全安心が強調され過ぎて、農薬を使用すること自体が問題視され、そういう風潮になりはしないかという点にあります。農薬使用のために農家が、そして農業そのものが後ろめたさを感じ、縮んでいかないのかという心配があります。農薬使用が誤ったイメージとして定着していかないように、農業の発展のためにも、折に触れ、機会を見つけて、現代の農業に農薬の必要性とその使用にかかわる安全性に関して、市民及び消費者に対して理解を求める取り組みを行っていくべきだと思います。市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、通告番号6の質問に入りたいと思います。

私は、現在進行中の少子化現象を念頭に置いて質問したいと思います。ジェンダーフリー的教育についてであります。

ジェンダーフリー的教育とは、男女の性別をなくした教育をしようというものであります。例えば、スカートは女がはき、丸坊主、角刈りは男性がするというふうな外見的なものから、男性は強くたくましいもの、反対に女性がか弱く男に助けられるものなどという内面的なものもありますが、そのような考え方はやめようという教育であります。

人間は普通、男性か女性かのどちらかに生まれてきます。そして、それぞれの性別を自覚し成長していくものでございます。ところが、この教育は、男である、女であるという自覚を否定するものでございます。この日本がいまだに社会的にも文化的にも男性社会であり、これを打破するために、すべての面で男女平等に教育すべきだと、そのような思想が背景にあります。

この教育を早くから受けると、その影響は男の方に特に大であるという認識があります。例えば、男の子がその強さ、たくましさや否定され、従来の女の子のような行動を強制されれば、精神的に去勢されたようになることは必然的であります。また、女性の方には、このような教育を長く受けてまいりますと、精神的に男性化が起り、異性を自覚するということがおくれ、晩婚化に拍車がかかるというわけでございます。

30年前の女性と現在の同一年齢の女性とを比べてみますと、その未婚率は現在の方が36%も高いという結果があります。ジェンダーフリー的教育をすることとは、精神的に中性の人間を多くつくることだと思っております。このようなために、結婚しても家庭の維持が困難な夫婦も相当出てくるのではないかと心配もされています。そして、すべてこれらのことが大きな一つの原因となって少子化が進んでいると、このように私は考えるわけでございます。

今少子化の波は全国に及んでおります。合計特殊出生率は、平成13年度では、全国で1.33、県で1.58、寒河江市で1.65であります。人口を維持するには2.08が必要であると言われております。この数字を見ると、全国的に少子化対策が急務と理解できるわけでございます。そして、その対策を実際に行っているわけでございます。

ところが、今このジェンダーフリー的教育が全国的に広がりつつあります。そして、この思想が色濃く反映された二つの法律、男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法がこの少子化の後押しをしていると私は考えております。この法律の後押しによる女性のより高い職場進出や社会進出は、当然彼女たちの結婚と出産を控えさせる結果となり、ここのところが国の政策の矛盾を感じさせる点でもあります。

この二つの法律は、学校教育の指導要領にも大きな影響を及ぼしてくるのではないかと私は思っております。子供の出生数をふやそうと訴えてきた私にとって、このような問題を含んでいることを認識されないまま、現場教育にこのジェンダーフリー的教育方法が広まることだけは抑えたいと考えております。

以上の点から、教育委員長に次のことを伺いまして、私の質問とさせていただきます。

1、指導要領の中で、どんなことが男女の性差をなくす教育に位置づけられ、生徒指導の中でどのように教えられているのか。

二つ目、基本的人権というところで、男女平等は尊重しながらも、男女の性差を認めていき、このようなジェンダーフリー的教育の性急な受け入れは反対すべきと思うがいかがでしょうか。

三つ目でございます。最近、若い夫婦の自分の子供に対する無関心、粗暴的行為がふえていると思われるが、このジェンダーフリー的教育との関係をどのように見ておられるのか伺いたいと思います。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 農薬使用の課題について、4 点にわたりご質問がございました。1 問から答弁申し上げます。安全農産物出荷集団のことです。

昨年の無登録農薬問題の反省を踏まえ、県では、市町村や農業団体等と連携し、今年度から、さくらんぼを初めとする 9 品目を対象作物に安全農産物出荷集団育成と農産物出荷前残留農薬分析を内容とする事前分析体制確立対策事業に取り組んでいるところでございます。御承知のとおりでございます。

この安全農産物出荷集団は、山形県の農産物は安全という消費者の評価を確かなものとするため、確実に安全な農産物を出荷する活動を行う集団であり、農薬適正使用推進員の指導のもと、防除基準等の取り決めと遵守、それから防除記録の作成などを行うとともに、出荷前残留農薬分析により、みずから安全確認を実施することとなっております。

市におきましては、この制度の周知を図り、集団化を推進するため、県と共同で市内の荷を集める集荷業者や農薬販売店を巡回し、説明してきたところであり、現在まで本市に対して 72 集団が推薦されておりますが、さらに今後リンゴ等の作物に係る集団についても推薦されてくるものと思われま。

なお、集団化に当たっては、農協、卸売市場などが推薦団体となって、取引のあるすべての販売農家を集団に取りまとめ、市を通じて県に推薦することになっており、大半の集団が地域のまとまりを中心とした 20 人ないし 40 人程度で構成されているようでございます。今後は、すべての販売農家が集団に参加されるよう、制度の周知に努め、県などと協力しながら集団の育成を図ってまいりたいと思っております。

次に、防除基準についてでございます。

集団が取り決める防除基準については、農薬取締法に基づいて登録された農薬について、使用作物、使用時期、使用回数などを遵守すればよいものであり、使用する農薬の選択などは集団の判断に任せられています。しかし、今回から実施する残留農薬分析では、集団構成員の 5 % の検査で、御指摘ありましたが、5 % の検査で集団全体の安全を確認する点からいって、基本的には集団で統一した基準で防除するのが望ましいのではないかと思います。ただし、県の指導では、制度がスタートして間もないことでもあり、必ずしも集団で統一した独自の防除基準が作成されていなくとも、当面農薬取締法にのっとった防除を行うという申し合わせがあればよいとされており、市といたしましても、現段階では個々の農家で使用農薬に違いがあるとも考えられることから、県の指導に沿った形で指導しているところでございます。

それから、3 番目でございますが、本市におけるツルムラサキや食用菊などのように、生産量が少ないもので地域の特色ある農産物として生産される作物は、いわゆるマイナー作物と呼ばれるものでありますが、登録された農薬が少ないのが実情であります。農家が登録のない農薬を使用すれば、農薬取締法で罰則の対象になります。そのため、国では、形や食べる部分が似ている作物をグループにまとめて、農薬メーカーが登録を受けられるように変更し、適用作物の拡大を図っているほか、マイナー作物に農薬登録が拡大されるまでの経過措置として、当分の間、県が申請して国が使用承認した農薬については、生産組織が県に申請すれば使用できるようになっており、現在、県において 3 月に続いて第 2 回目の申請受け付けが行われております。県では、農協、各卸売市場等を通して農家にこの経過措置の周知を図っておりますが、本市といたしましても、農協と協力しながら、部会等の生産組織を通じて周知を図り、この経過措置を活用しながら、マイナー作物の農薬使用について万全を期していただくよう指導しております。

最後に、農薬の安全性、必要性についてでございます。近年、BSE の発生や農産物の偽装表示事件、無登録農薬問題により、食の安全に対する消費者の関心は大きな高まりを見せております。食料・農業・農村基本法においては、農業の自然循環機能の維持増進によりその持続的発展を図ることが基本理念の一つに掲げられ

ており、それを踏まえ、土づくりや化学肥料・農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定する制度や、それから、減農薬や無農薬栽培による特別栽培農産物認証制度を設けるなど環境保全型農業を推進しています。

しかし、農薬を使用しない農業は、農作物の商品化率の低下や手数のかかる農作業を必要とするなど生産コストがかかり、また、流通小売業界や消費者も、安全な農産物を求める一方で、規格の整った見た目のよい商品を求める風潮がまだ強いのではないかと思います。こうしたことから、すべて無農薬・減農薬栽培とはいかないのが現実であろうと思います。安全性や適正使用の確保に十分配慮しながら、最小限の農薬使用は必要なものであると思います。

農薬は適正に使用されている限り安全で必要なものであるということについて住民に理解を求める取り組みが必要ではないかとの御意見につきましては、基本的には、生産者が農薬の使用に当たってルールを守り、トレーサビリティの取り組みなどで正しい生産情報を発信、公開しながら、消費者の理解と信頼を得るよう努めていくことが第一に必要であると思います。

市といたしましても、さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議を通じて、農薬適正使用推進員と連携した安全防除指導の徹底や、防除基準を遵守した適正な農薬使用と生産履歴記載の指導、安全対策に向けた広報宣伝活動、トレーサビリティシステムの構築などに取り組んでいるところでございますが、さらに農薬の安全性、必要性についての啓発にも取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育の課題についてお答えします。

御指摘のジェンダーということに関してでございますが、ジェンダーという概念は、生物学的な性別でなく、長い歴史の中で社会的、文化的に形成された性別を示す固定的な概念であるとされております。一方、政府内閣府では、ジェンダーフリーという用語は、国連や欧米、さらには日本国内の法令において使用されている用語ではなく、公的な定義づけが行われているものではありません。社会的、文化的に形成された男女の違いにかかわる偏見からの解放を目指し男女差を解消する、ある一つの見方、考え方によって使われている言葉であり、法令等において使用されるものではないと説明しております。

そこで、お尋ねのどんなことが男女の性差をなくす教育として位置づけられ、教えられているかということでございますが、学校教育においては、殊さらそのような観点を取り入れていることはありません。そもそも教育は、憲法はもとより、教育基本法の精神にのっとり行われるべきものであり、学校教育の中では具体的には学習指導要領を受けて学校教育を進めているところであります。

学習指導要領には性差についての記述はありませんが、あえて関連する事項を探してみますと、小学校の道徳教育の中には、高学年向けの学習指導の観点の一つとして、第二次性徴期、これは男女の性差の性と特徴の徴という文字によって性徴ということですが、この第二次性徴期に入るため、異性に対する正しい理解と男女間の友情を育てることを配慮する必要があると示されており、互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合うことが学習指導上の要点として明示されております。

また、中学校学習指導要領では、男女は、互いに異性について正しい理解を深め、相手の人格を尊重することが示されています。そして、指導に当たっては、真剣に異性の持つ見方や考え方を知ることが必要であり、それをもとに自分の異性に対する姿勢を見直すきっかけとなるように指導する必要がある。社会の状況は青少年の成長に必ずしも好ましい状況にはない。学校においては、異性の特性や違いをきちんと受けとめ、相手の人格を尊ぶ姿勢を育成することが重要であるとされております。

したがって、ただいま述べましたように、学習指導要領では児童生徒が異性の特徴や違いをきちんと受けとめるよう指導するよう求められているのであり、男女の性差をなくす教育として位置づけられたり、実施されているものではありません。

次に、いわゆるジェンダーフリー的教育の性急な受け入れはすべきではないという御提案に関してお答えします。

このことに関しては、ただいまお答え申し上げたように、そもそも学校教育が、学習指導要領によることなく、ある一つの見方、考え方によって行われるようなことはあってはならないことであります。したがって、お尋ねのことに関しては、そのような懸念すべきことはないことをお答え申し上げます。

最後に、最近の若い夫婦の児童虐待などの事件は、学校におけるジェンダーフリー的教育の浸透の結果ではないかということですが、これも、ただいまお答えしましたように、学校教育ではそのような教育は進めておりませんし、相手の人格を尊ぶ姿勢を育成し、生命や人権を尊重する教育に努めているところであります。お尋ねの若い夫婦による児童虐待などの事件に関しては、基本的には、学校教育を含め、広く家庭、社会全体で互いに知恵を出し合い、相手の人格を尊重し、生命を尊ぶ精神を育むなどの取り組みを進める中で解決していくべき課題であると考えているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

前の 3 点につきましては、当然このようなことを考えながら、我々は、私は農家でございますけれども、やっていかなければならない、やるべきだと思っておるわけでございます。

ただ、最後の 1 点でございますけれども、我々農家は、今まで農薬袋に書いてある能書きを見て消毒をやって、あれを守って消毒をやっていけば何の問題もない、何の心配もないというぐらいにこれまでやってきたわけでございます。しかし、今こういう安全安心ということが前面に押し出された結果、非常に窮屈な思いをしているということも事実でございます。

本来ならば、農家が、皆さんがこういうことを深く理解していただければいいんですけども、どういうふうにしていいのかということがちょっとわからなく、今現場が混乱しているような事実も見当たるということでございます。要は、農家の農業をやっていく心構え、いわゆる心配事のケアですか。心のケアですか。そんなものも必要ではないのかなと思って質問したわけでございました。この辺のこともこれからお考えいただき、ひとつ農政にいそしんでいただきたいと思いますと思っているわけでございます。

最後のジェンダーフリーということに関してでございますけれども、確かにジェンダーは外国の言葉、外国にそういう言葉がございます。しかし、ジェンダーフリーという言葉はございません。これは日本の和製英語だそうでございます。したがって、この言葉がイデオロギー化されるという事態があるそうでございます。いわゆる社会主義的な考えとドッキングしまして、先生方が子供にこういう思想を持ってくるという懸念が相当あると指摘されているようでございます。その辺も踏まえて今回の質問といたした次第でした。十分に検討しながらやっていっていただきたい。このように思いまして、私の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 一問の答弁でございますけれども、議員がおっしゃいますように、能書きを見てこれまで使用してきたと。ですけれども、国の基準等々からいきますと、もっともっと厳しくなってきたというものが現状だろうと思っております。ですから、作物ごとにどの農薬を使っていいのかというようなことに対しては、まだやはり農家の方々も戸惑っている段階もあろうかと思っておるわけでございますけれども、今が農薬使用について非常に神経質になっておると。これは、消費者に与えるところの安全なものを届けるということを踏まえるならば、これは当然なことかとは言えませんが、難しい大変な時期に今あると思っておるわけでございますけれども、やはり地域の安全安心の農産物を届けるんだと、あるいはブランド商品としての寒河江の農産物を間違いなく安全安心なものとするということには、これは必要なことだろうと思っております。

ですから、出荷集団というものをつくって、組織の中でも、あるいは農家自身がみずからの確認ということも踏まえながら実施していただきまして、やはりこれを乗り切っていくことが大切な時期だろうと思っておりますので、市といたしましても、県の意向なりも十分踏まえ、あるいは関係機関、団体と連携をとりながら、この事態を乗り越えていかななくてはならないと思っております。以上です。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 7 番、8 番について、20 番遠藤聖作議員。

〔20 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、通告してある問題について、以下、市長に質問をいたします。最初に、通告番号 7 番、幾つかの行政課題について伺います。

一つは、市の財政問題と事業の取捨選択についてであります。

この問題については、昨年 12 月の定例市議会の一般質問で取り上げてきたのを初めとして、これまで何度も同種の問題提起を行ってまいりました。その中心的なテーマは、危機的な財政状況の中で、市が進めている大型のプロジェクト事業が妥当なものであるか否か、市民に問い直す必要があることを率直に提起してきたことでもあります。

市が実施する事業の是非については、当局が立案をして議会が承認をすれば、今日の議会制民主主義の制度のもとでは問題は発生しないとされています。しかし、最近、この手続だけでは住民が納得しないという事例も、ダム建設の是非や大型公共事業の是非を巡って全国各地で住民の反発が生まれていることを見ても明らかであります。特に首長の与党が議会で多数を占めている場合、チェックが甘くなり、十分な検討や吟味が加えられないままに議会で承認される場合がないとは言えないのであります。

こうした問題の発生を未然に防ぐために、山形県では、長引く景気の低迷や税収の落ち込みなどによる財源不足なども踏まえて、効率的な行政運営を目指して政策評価システムを導入し、14 年度から試行していると聞いております。政策の策定や執行を、県民アンケートなどを実施することによって、行政の視点からではなくて、県民の視点に立って評価を行い、改善するものがあれば、県民の視点からの意向を反映させようというものでもあります。その詳しい内容や進め方、また、どのような成果があったのかは詳しくはわかりませんが、一つの試みとして一定の評価はできるのではないかと考えます。

昨年 12 月の質問の答弁で、このことに関して市長は、県とは事業規模も事業数もけた違いに少ないので、寒河江市では必要がないと思うと述べています。

しかし、本市でも、今回の市議会議員選挙で、私たちが現在寒河江市が進めている最上川緑地公園整備の中の、特にカヌー大会もできるという事業規模約 9 億円と試算されている親水公園構想について、その是非を問いかけてきましたけれども、随分と大きな反響が市民からありました。その大半が、市の財政が大変なときに、このような事業は見直すべきだというものでありました。

御存じのように、寒河江市は、窮迫した財政事情を踏まえて効率的な行政の推進を進めるとして、今年度から、市内 4 カ所の幼児学級を、幸生地区の住民から存続を求める要望なども出されていたにもかかわらず廃止したのを初め、旧来の事業の見直しや新規事業の採用などについても厳しいチェックを行っています。

そうであれば、大型のプロジェクト事業についても、これを聖域化せず、民意のくみ上げをシステム化して、誤りのない行政執行を目指すべきではないかと考えるものであります。とりわけ、クア・パークの現状や今後の進め方についてや、さきに述べた最上川緑地の水面広場、親水広場を建設することについてなどは、何らかの方法で市民の意見を聴取すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、実施計画に事業の予定が記載されながら、実際に予算化されないことについて改めて伺いたいと思います。このことについても何度もこれまで取り上げてきましたけれども、今回は一つだけ指摘をしてみたいと思います。それは、小中学校の耐震調査事業が当初で予算化されなかったことについてであります。

昨年来、私は、国内有数の規模と発生確率の高さが指摘された山形盆地活断層の存在とその対策の緊急制を取り上げてきました。とりわけ公共施設、特に子供たちが日中の大半を過ごす学校や保育所の耐震調査と、問題があれば補強工事を急ぐべきことを求めてきたのを受けて、実施計画に一定の事業化が図られたと考えたの

でありますけれども、実際には予算化されませんでした。5月26日に発生した宮城沖地震には私も大変な衝撃を受けましたけれども、そのことともかかわって、学校の耐震調査の予算化がなぜなされなかったのか、そのわけを伺いたいと思います。

次に、小規模修繕などの発注方法について伺いたいと思います。

今各地で、50万から150万円以下の建築、設備、土木などの小規模な市の事業の発注について、希望する業者の登録制度を設け、入札参加資格のない小規模な事業者の公共事業への受注機会の拡大を図っている自治体が生まれています。寒河江市でもそのような制度を検討する考えはないのか伺いたいと思います。

現在の寒河江市では、小規模な事業の発注はほとんど当該地域の事業者、任意に担当事業課の判断で仕事を頼んでいるというのが実情ではないかと思えます。

福島市や秋田市では、指名業者になれないような小規模な自営業者にも公平に仕事が受注できるように道を開くために、小規模修繕契約希望者登録制度をつくっています。それによると、入札参加資格登録業者以外の市内に主な事業所を持つものであれば、だれでも登録できるようになっていて、50万円以下の事業が対象で、随意契約が可能なものに限定して発注しているようであります。

その発注方法は、事業担当課が登録してある名簿の中から地域性を考慮した上で、複数業者を選定して見積もり合わせの発注をしているとのこととあります。登録業者全員が受注の可能性があるとということで、これまで市の仕事などはとれないものとあきらめていた小規模事業者にも希望が出てくるというのがこの制度の大きな特徴であるようであります。検討の価値のある制度ではないかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号8番、合併問題について伺います。

私は、昨年9月の一般質問で、一つは、現行交付税制度を堅持する大切さについて、二つ目は、合併論議とは本来別な次元の問題である財源問題が強引に結びつけられて語られていることについて、三つとして、自治体間の都市と農村を故意に対立させて、いわゆる非効率自治体論議が行われていることについて、4点目として、地方自治の精神に基づいた個性的な自治体づくりと逆行する合併論議などについて取り上げ、佐藤市長の見解を伺っています。

その後、寒河江・西村山地域では、経過を追って言いますと、昨年11月、合併に関する調査研究報告の取りまとめと報告書の提出がなされ、さらには、今年3月の定例市議会の施政方針で、寒河江市・朝日町・西川町、1市2町による任意合併協議会設立準備会について立ち上げていくその合意がなされたとの報告がなされ、その直後、寒河江市では市内8カ所で住民座談会が開催されました。さらに、5月15日付でその準備会の事務局の開設がなされたということとあります。

私たちにとっては、議員の任期切れを間近にした、いわゆる市議会議員選挙を挟んだ大変慌ただしい時期であったこともあり、十分な対応ができかねる状況にありました。

そこで、市長に、以下、順に伺います。

第一に、任意の合併協議会設立準備会の性格について伺います。

一つは、新聞報道によれば、ことしの7月にも準備会から任意の合併協議会へ発展させるとのこととあります。それまでに準備会の任務として掲げている3点の協議、調査は完了するということだと思われませんが、それについてどうなのか伺いたいと思います。また、任意合併協議会では何を協議事項とするのか、その具体的な内容について伺いたいと思います。さらに、順調に推移すればということとありますけれども、法定協議会へと進むわけではありますが、そのためにクリアしなければならない課題は何と市長は考えているのか伺っておきたいと思います。

2点目は、私は、任意合併協議会設立、この協議会に参加するスタンスについて、寒河江市と西川町、朝日町では微妙に食い違うのではないかと感じています。

一つは、施政方針で佐藤市長がこの問題に触れた部分によると、朝日・西川両町とともに合併を目指すこと

で合意をしたと。それで任意合併協議会設立準備会を設置するというものでした。新聞報道もこの線でなされています。

ところが、朝日町では、このことについて議会への報告がなかったとして紛糾したと聞いていますし、西川町では、寒河江市の発表や新聞の報道内容は事実と異なるとして、町議会や町の広報誌で西川町のこの問題の考え方を発表しています。西川町の広報誌によりますと、任意合併協議会設立準備会やその後の任意合併協議会に参加するのは、あくまで合併しない西川町の姿と合併した場合の西川町の姿の両方を探り、その後住民座談会を進め、最終的には住民アンケートなどによってそのどちらに進むかを判断するための情報が必要だから参加するのだとしています。

5月23日と24日に掲載された山形新聞の1市4町の首長による座談会でも、近松西川町長の発言はそうした立場に沿ったものだったようです。清野朝日町長の発言も、2005年3月という前に、まずは勉強というものでした。両町とも最終的な判断は住民アンケートを実施してというものです。

私は、こうした事実を踏まえれば、寒河江市が市民に対して任意合併協議会設立に向かう1市2町の共通した認識について正確な説明を行うべきだと考えますが、この点について佐藤市長はどう考えているか伺いたいと思います。どうにも先に合併ありきのような今の寒河江市の宣伝は、どうも事実と違うと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

3点目として、政府は、合併特例法の概要、いわゆる合併特例法に対する説明の文書の中で、合併協議会は合併の是非も検討する場でもあると紹介しています。であるならば、任意協議会設立準備会や任意合併協議会はさらに緩やかな取り決めでもいいはずであります。任意合併協議会設立準備会規約や、これから設置されるであろう任意合併協議会での協議検討事項の中に合併の是非の検討も加えるべきだと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民投票の実施について伺います。

寒河江市は、去る3月10日から31日にかけて、市内8カ所で寒河江・西村山地域の合併を市長とともに考える地域座談会を開催していますが、その結果はどうだったのか。参加者の人数、職業や年齢構成、男女の割合、発言内容など、市民の反応への評価も含めて、市長の見解を伺いたいと思います。

また、市民への情報提供の徹底についても伺いたいと思います。

第一に、そもそも合併は不可避だと佐藤市長は考えているようでありましてけれども、合併のスタイルをどう考えているのか。対等合併なのか、編入なのか。市長自身の考えはどうか、寒河江市としての基本的なスタンスはどうか伺いたいと思います。

さらに、最低でも次の情報を速やかに市民に提供すべきだと考えます。第一に税金、それから福祉、それから公共料金などの具体的な各自治体の施策の行政レベルに差がある問題について、これをどう調整するのか。その基本的な考え方、調整の原則を明示すべきだということであります。

2番目は、スケールメリットの最大のものは人件費を含む経常経費の削減にあると言われてはいますが、それが実施された場合の寒河江、朝日、西川へのそれぞれの職員の配置はどうなるのかということでもあります。

第3に、学校、病院、図書館など公共施設の配置の基準はどうなるのか。その物差しを明示すべきだと思います。それについて市長はどう考えているか伺いたいと思います。

これらの情報提供は積極的に行うべきでありまして、その上で、適切な時期を選んで、合併の是非も含めた市民の意識調査や住民投票を実施すべきだと考えますけれども、このことについて市長の見解を最後に伺って、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず、1 番目の財政問題と事業の取捨選択の件でございます。

本市の事業の計画推進につきましては、振興計画で示した方向性と施策の具現化に向け具体的な計画や事業の選択を行い、それを実施計画に登載し、3 年間のローリングを行いながら実施に移しているところでございます。実施計画の策定に当たりましては、振興計画で示した施策はもちろんのこと、地域から出てきた意見、要望等、さらには費用対効果なども十分検討し、事業の取捨選択を行い、策定した原案を議会全員協議会で御協議をいただいております。

実施計画に載せる場合においては、昨年 12 月の一般質問でも答弁申しあげましたが、新規事業で地域住民の賛同を得なければ事業化のできないようなもの、例えば区画整理事業や学校建築事業、受益者の負担を伴うような事業、さらには地域住民と一体となって実施するような事業については事前に説明会等を行っています。そして、実施計画をもとに編成した新年度の予算につきましては、例年 4 月 5 日号の市報に施政方針とともに主な事業も列記し、周知を図っているところでございます。

また、各種団体から寒河江市のまちづくりについての講話などの要請を受けますが、そのときには、実施計画なり、施政方針なり、そのときの特に話題となっている課題などについて話をし、また、疑問に答えるなどをしながら、御理解をいただき、市民と共有するまちづくりを進めているところでございます。特に目玉となる事業や大規模プロジェクトなどについては、一方的な物の見方ではなく、総合的な目で見た事業の必要性などを話すわけですが、市民の皆さんからはよく理解していただいていると思っております。市民の方々は、本当に寒河江市の状況を知ってくれております。

このように、事業の計画実施に当たっては、常日ごろのいろいろな活動の中から、十分に民意の把握を行っており、また、市民の方々もそれをよく理解してくれておりますので、民意くみ上げの新たなシステム化については考えていないところでございます。

次に、事業の取捨選択のことでございます。

特に、小中学校の耐震診断事業の予算化についてでございます。

御案内のように、実施計画は、計画初年度の前年の 11 月に策定しておりますが、その後示される国の地方財政計画や市税の歳入見込みなどによりまして、財源の見通しが変わり、予算編成時において変更を余儀なくされる場合がございます。

御質問の小中学校の耐震診断事業につきましては、平成 15 年から 17 年までの実施計画に登載しております。その中で、耐震診断を必要とする学校数が 7 校と多いことから、3 カ年計画での対応とし、1 年当たり 945 万円の事業費を見込んでいたものでございます。その後、この件について文部科学省の説明会が実施されるとの情報がありました。情報によりまして、説明会は新年度になってからで、内容によっては耐震診断の方法も変わる可能性があるとのことでございました。このことから、この予算につきましては、当初予算には計上せず、説明会の後で検討することとしたものでございます。この説明会は、つい先日、5 月 30 日に実施されたところであります。今後の予算化につきましては、その内容をもとに検討していきたいと考えております。

次に、小規模修繕などの発注方法でございます。

本市における入札に係る業者指名につきましては、適正な公共工事を進める観点から、市の規則や規程などに基いて、130 万円以上の工事については指名競争入札参加有資格者として登録している業者の中から選定しているところであり、その中で、特に 250 万円以上の工事については、市の指名審査会において審議し決定しているところでございます。

また、随意契約が可能とされている 130 万円未満の工事につきましては、基本的には登録している業者の中から選定していますが、ごく小規模な修繕工事につきましては、登録していない業者への発注も可能としており、その選定に当たっては、工事発注担当課の方で、修繕の規模や地域性などを加味して決定しているところでございます。

次に、小規模修繕工事に対応する希望者登録制度の創設についてでございますが、これを実施するに当たりましてはいろいろの課題があるのではないかと考えております。

まず、登録する際に、建設業の許可を得ていない一人親方などの能力を何で確認するのか難しい面がございます。建設業法に基づく経営事項審査総合評点などの客観的な判断基準がないのがネックになります。また、より確実な施工を期すことが求められる行政の工事等の発注においては、もし新しい制度を設ける場合となれば、資格を有する登録業者を排除し、新たに登録された小規模事業者、つまり建設業の許可を受けていない事業者を優先して指名することには無理があります。どうしてもこれまでの工事实績や技術的な信頼度が選定基準となり、制度の導入が必ずしも小規模事業者の受注の拡大につながるのかどうか疑問があります。

今申しあげましたとおり、本市では、小規模修繕の発注につきましては、登録業者を基本としながらも、それ以外の業者に発注することについても現段階において可能としております。また、現在も、小規模事業者で組織する事業協同組合につきましては、要件を満たせば有資格者として名簿に登録しており、発注の対象としております。このことから、小規模事業者の受注機会は、現行制度の中でも確保されているものと考えております。

以上のようなことから、小規模修繕工事に係る希望者登録制度の創設につきましては、現時点では考えていないものでございます。

次に、合併問題について何点かの御質問がございました。

まず、合併協議会のことでございます。これは、市町村の合併の特例に関する法律第 3 条によって、市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会、いわゆる合併協議会を置くものとするということに規定されております。この合併協議会も地方自治法第 252 条の 2 の規定により設置される協議会であり、設置に当たっては、同法による手続が必要であります。

つまり協議会は関係市町村の協議により規約を定めなければならず、この協議には関係する市町村の議会の議決が必要となっております。このように法律に基づき設置される合併協議会が一般的に法定合併協議会といわれているものであり、合併しようとする場合には必ず設置しなければならないものでございます。

この法定協議会に対し、議会の議決を必要とせず、文字どおり任意に設置される協議会が一般的に任意合併協議会と言われております。任意合併協議会は必ず置かなければならないものではありませんが、法定合併協議会設置の議決を得る前に、合併に関する十分な調査や合併後のビジョンなどを検討するなどのために任意合併協議会が設置されているようでございます。

これまで合併を進められてきた団体の多くは、任意の合併協議会を設立し、その後法定による合併協議会に移行された例が多いようであり、1 市 2 町でもそのような手順を踏まえ進めていこうとしているところでございます。寒河江市、西川町、朝日町は、任意合併協議会の設立を前提として、平成 15 年 5 月 15 日に任意合併協議会設立準備会を設立したものでございます。

この準備会は、任意合併協議会の名称、設立時期、規約、組織体制などの基本的な事項を協議することが主たる目的であり、まさしく任意合併協議会設立の準備のための準備会であります。5 月 31 日に準備会委員長より 1 市 2 町の首長に対し準備会のまとめた協議内容の結果が報告されたところであります。

次に、西川、朝日の町長とスタンスが違うのではないかとというような御質問がございました。

3 月の定例会において、平成 15 年度の市政運営に臨む基本理念と施策の大要を私は申しあげたわけでござ

いますが、その中での合併に関する部分については、2月28日に開催された西村山広域行政事務組合の理事会において合併問題が協議された協議結果を踏まえた内容と、それから、市長としての考えを述べたものであります。市長の考えとしては、今年度の早い時期に任意合併協議会、さらには法定合併協議会を設置し、合併特例法の期限内の合併を目指して精力的に取り組んでまいりたいことを述べたものでございます。

それから、合併の是非を検討する場として考えてはどうかというような御質問がございました。

今申しあげたとおり、任意合併協議会設立準備会は、任意合併協議会を設立するということを前提に、設立のための基本的事項、いわゆる任意合併協議会の名称、設立時期、それから規約、組織体制などを協議するための準備会でございます。したがって、準備会の任務の中に合併の是非の検討をも加えるということは、準備会の趣旨からしてあり得ないのではないかと思います。

それから、地域座談会をやったわけでございますけれども、その結果についてでございますが、本年3月に市内8地区で寒河江・西村山の市町合併を考える地域座談会を開催いたしました。その参加者数は合計で256名で、うち男性が243名、女性が13名でありました。職業や年齢構成については、座談会において参加者の記名を求めたわけではございませんので把握しておりませんが、年齢については幅広い層であったと思っております。

参加者の主な発言内容でございますが、4月5日号の市報に一部掲載したところでございますが、多く出された意見としては、西村山1市4町の合併を進めてほしい。1市4町が無理なら、せめて大江町を含めた1市3町で進めてほしいというものであります。飛び地解消の問題もあり、大江町との関わりが多くありました。

そのほか、合併後の具体的なメリット、税率、消防などの広域行政、支所の設置の質問も出されました。その他、少数でありましたが、合併により町の住民サービスが低下しないかという質問や、住民アンケートに関する質問などが出されました。これらの質問に対しまして、大江町長は合併を前提とした話には参加しないし、時期尚早と言っており、また、門戸は開いてほしいという発言をしていることや、合併後のいろいろな課題については、合併協議会の中で十分協議していくことであると答えておるところでございます。

それから、合併のスタイルについての考えのお尋ねがございました。対等、新設か編入かどうかということの質問でございますが、合併協議会は、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成とその他市町村の合併に関する協議を行う場であり、市町村建設計画と合併協定書が作成されるものでございます。

合併協定書にはおおむね20ないし30の合併協定項目が示されることになっておりますが、その協定項目の中で、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の基本4項目が重要な項目と言われております。この重要な合併の方式につきましては、当然合併協議会の中で十分議論されるべきものであり、任意合併協議会の場においても協議がなされるものと考えております。

次に、具体的な行政施策について情報提供ということがありました。

先日の5月31日に、任意合併協議会設立準備会委員長より1市2町の首長が準備会の協議の結果報告を受けたところでありますが、その報告をもとに1市2町の首長で任意合併協議会について協議した結果、7月上旬の任意合併協議会設立を目指し準備を進めることとしたところでございます。

御質問の税、それから福祉、公共料金、病院などをどのようにするか、具体的なことなどは、すべて合併協議会の中で協議されるものでありますが、その前段の任意合併協議会が設立されれば、これらの項目についても十分に事前に任意合併協議会で協議されていくこととなります。また、任意合併協議会の協議結果等につきましては、任意合併協議会だよりの発行などを行って、逐一1市2町の住民に対し情報を提供していく考えでございます。

それから、市民の意識調査や住民投票の質問がございました。

住民投票のことでございますが、住民投票制度は、住民参加の機会拡大のために有効と考えられることもございますが、我が国の地方自治制度は、議事機関としての議会及び執行機関としての長を置き、議会の議員、

長とともに住民が直接選挙すべきこととしており、これら住民によって直接公選された代表による、いわゆる間接民主制を基本としておりますので、住民投票制度はその法的効果などについても慎重に検討をすべきと思っておりますので、私は、合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていないところでございます。

また、市民の合併の意識調査であります。市町村合併は市の将来を大きく左右する問題でもあります。そのため、昨年市報において、6回、市町村合併を考えるシリーズとして情報を提供してきたものでございます。中でも、2月5日号のシリーズ5回目には、市長の考えを掲載したところでございます。

さらには、地域座談会を設定して市民の意見を聞くとともに、合併の必要性と、さらには西村山郡における本市の立場、西村山地方の中核都市としての役割、いわゆる西村山地方全体の発展を担う使命と責任の必要性を訴えてまいりました。今後合併協議会が設立され、その中で現実的な合併後の将来像が示された段階で市民の意向を聞くことも考えられますが、今の段階でのアンケート調査等の実施は考えておりません。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 2 問を行いたいと思います。

市長の答弁が非常に早口で、メモをとるのが大変で、余り聞き取れなかったところもたくさんあったりして、もう少しゆっくりしゃべってもらおうと助かるなというふうに思いました。これから気をつけていただきたいと思います。

この事業のいわゆる再評価の問題については、やはり全国的にいろいろテーマ、課題になっておりまして、何も寒河江市だけの問題ではないわけですね。特に、本市の場合ですと、さきの市議選で私たちはホームページにもかなり大きく掲載しましたけれども、同時に、私たちが配付したチラシや街頭での演説、あるいは個人演説会での話等々を通して、その話が非常に評判を呼んだというのが実際であります。

それで、じゃあ、数的にどういうふうにそれがあらわれたかということで言いますと、得票率が前回 4 年前は 10% ちょっとだったんですけれども、今回は投票率が非常に低い中で 11% になった。共産党の 3 人の議員だけで全体の投票者数の 11% になっているということなどから見ましても、やはり一定の説得力のある話を私たちはしたと確信をしています。

特に緑地公園の池を掘る問題については、もし確信を持って進めるのであれば、やはりもう少し行政としてわかりやすい説明を市民にすべきなのではないかと。何となく概算予算で 9 億という発表しか出ていないし、具体的な内容についても十分な説明がなされないまま、既に掘削作業が始まっているわけでありまして、やはりこういうのが一番問題なのではないか。そんな金があるんだったら、中学校給食ができるお金が出てくるのではないかという非常に率直な意見もたくさん出ました。

事業のいわゆる正否、あるいは事業が妥当であるか否かという判断は、やはり住民に問いかけ直すという作業を常にやらないと、特に大型の事業の場合は、その後のメンテナンスの問題もありますので、大変な金食い事業になるわけですので、そのこのところをやはりきちとした物差しを行政として持つべきではないかということで提起したわけでありまして、すべてがだめだとかいうことではなくて、やはり一つ一つの今問題になっているような事業について市民に問いかけるということも、行政をあずかるものの立場として当然やらなければいけない仕事の一つなのではないか。

それから、クア・パークにしても、事業が用地提供されてからもう何年となるわけですが、ほとんど進出事業者が見当たらない。これは、単に景気が落ち込んでいるという理由だけではもう説明がつかない事態になっているわけです。そういうことについても余り鈍感になってはいけないと私は思います。やはり市民の知恵をここに来てかりるという大胆さも必要なのではないかと思って取り上げたわけですが、木で鼻をくくったような答弁でありまして、余り前進が見られなかったと言わざるを得ません。

それから、実施計画と実際の予算化の問題では、昨年来、文部科学省はこの耐震事業については調査をやりなさいということをお口を酸っぱくして各地方自治体に言っていたわけですね。ところが、実際には、国の予算をつけない。勝手にあなた方お金を出してやりなさいというようなスタンスはずっと続いていたわけです。それで、我が党の国会議員もたびたびこの問題を国会の場で取り上げて、国として口を出すだけでなくて予算も出さなさいという提起をしておりますけれども、そういう事情は基本的には変わらないのではないかなと思っています。何か変化があったのかどうか。

こういう緊急なものについては、自腹を切ってもやると、そういういわゆる判断力といいますが、こういう場合の、自治体をあずかる者の決断力が必要なのではないかと。現に、この前の 26 日の地震では、庁舎あるいは文化センターのガラスがひびが入ったり割れたりという事故も起きているわけですが、これがもし学校だったらと考えますと、ぞっとしますよね。それ以上に大きな規模の地震が、直下型、この山形盆地活断

層には隠れているというふうな国の地震調査委員会の報告でありました。

そういう意味では、いつ起こるか分からないけれども、そして起こることを防ぐことはできないけれども、被害を最小限に抑えることは行政の力でできるというのが私たちの考え方でありまして、そのための最低限の調査ぐらいは、900万円ぐらいのお金はどこからでもひねり出せるのではないかと私は思っています。文部科学省がどうのこうのとかという前の次元の問題ではないかと思えます。しかも簡易診断ということで、比較的安い値段でできるという方法もあるようでありまして、このぐらいは市長の決断でやってしかるべきでないかと思えます。

次に、小規模事業の問題ですけれども、市長の説明によりますと、どうも聞き方の問題なのかもしれませんけれども、130万円以上からはいわゆる登録業者でやると。それ以下についても、登録業者に主に発注しているということで、いわゆる無登録業者が入り込むと、登録業者が仕事なくなると、取ることになるという説明だったようにも聞こえたんですけれども、今市内で多くの方が、いわゆる一人大工とか、一人建具屋とか、一人佐官屋さんとかいうのが結構おります。これが登録しているかしていないかというのはそれぞれの判断の問題でありまして、実際に営業していることには変わりないわけですね。そういう人たちにも道を開くのがこの小規模事業の登録制度なんでありまして。

そのすき間に手当てをするのが、50万円以下の修繕事業とか、簡易な補修事業とかいう制度でありまして、これは説得力が非常にありまして、今、福島、秋田では既にやっているという御紹介を先ほどしましたけれども、ことしから岩手の盛岡市、それから同じく福島の須賀川市でもこの制度を発足させたという報道に接しました。これをもう少し検討してくださいよ。私、資料がありますので、これを後ほど担当の方にお渡ししておきますので、この実施要綱、あるいはさまざまな実際の登録の仕方等の資料がありますので、これを検討の材料として見ていただいて、判断していただくというふうにしていただきたいと思います。

例えば、登録業者でないと、いわゆる建設業の登録とかでないと、仕事がちゃんとできるかどうか分からないなどというのは、この地域地域で判断すればだれでもわかることなんですね。そういう意味では、余り説得力はありませんので、ぜひよその自治体の例を参考にして、調査していただきたいと思います。要するに、検討の価値のある問題ですので、よく調べた上で、後日でいいですから、再度お話を伺いたいものだと思います。

次に、合併問題ですけれども、いろいろ言いましたので答弁漏れもありますけれども、一つは、一番の問題は、スタンスの問題で苦渋に満ちた発言をしているわけですね。西川の近松町長にしても、朝日の清野町長にしても、合併はしたくないんだと。したくないけれども、金がないからなとか、あるいはいろんなことをあちこちで発言しています。こういう悩みと苦しみを心に寄せて、寒河江市がどう向かっていけるのかというのが最大の問題でありまして、何か最初に合併ありきみたいな居丈高なスタイルで寒河江市が臨んでいくことの、それはそうでないかもしれませんが、少なくとも発表になっているものとかを見る限りではそういう感じなんですけれども、そうでない、もっと気持ちを一つにしたような取り組み、勉強が必要なのではないかなと思います。

どうやら寒河江は、この西郡のいわゆる中心都市として西郡の振興と発展を担っていく責任があるなどというふうで大上段に構えて、だから合併をしなければいけないんだということでは、理屈ではわかって、頭ではわかって、体がついていかない。よその町ではそう思う人たちも出てくるかもしれませんし、実際にそういう声が西川町の広報誌を見ただけでもわかるわけでありまして、やはり非常に緩やかなスタンスで西川町などは進もうと考えているようでありまして、それに追い打ちをかけるような寒河江市のやり方ではないように、もっと謙虚なやり方で話をしていく必要がある。これは、合併後にもその問題は尾を引きますので、万が一合併したとしても、そういう障害が残るようなやり方はすべきでない。

両町とも住民アンケートを最終的な判断の基準にしたいと言っているようでありまして、これは多分法定協議会に移行する前の段階でやられるのではないかなと思いますけれども、寒河江市も当然それに合わせて住民

アンケート、あるいは、市長は投票はしたくない。これは法的拘束力はありませんけれども、アンケートなし投票で、市民の意思確認をする必要があると思いますけれども、寒河江だけ一番最後とかというわけにはいかないのではないかと思います。

それから、合併協議会の中で、私は二つ言ったんです。任意合併協議会の設立準備会規約と、それからこれから設置されるであろう任意合併協議会の検討事項に合併の是非の検討も加えるべきでないかという質問をしたんですけれども、これは事前に通告してある文書の中にも資料があったと思うんですけれども、そういう意味で聞いたんです。ですから、総務省が出している説明書の中でもそのことには触れてありまして、この合併協議会の中では合併の是非についても検討していいんだよと、そういう概要の説明がありますので、余り縛らないで、もっとフリーに議論する、そういう中身にこの協議会をしていく必要があるんでないかという趣旨での質問であります。余り角々を取り上げないで、全体の意図をよく踏まえて答弁をお願いしたいなと思います。

それから、一生懸命市民にも説明はしたということで、8カ所で256人。1カ所当たり平均すると30人程度なんですけれども、これを見ると、私も参加した人の話もいろいろモニターで聞いたんですけれども、この問題についてはやはり全体に浸透していないなという感じがします。座談会の来た人の顔ぶれ、あるいは構成を見ますと、まだまだ、まだまだ浸透していない。幾ら市報で呼びかけても、特定の人は一生涯懸命読んだり判断したりするんでしょうけれども、大半の市民は余り関心を持っていないのが実情でないかなと思います。

そういう意味では、もっと何か工夫をして、市民に浸透する手法を考えるべきではないかと。これは大事な問題ですので、行政のトップの人たちや一握りの人たちが強引に進めるのではなくて、住民とともにこの問題は考えながら進むという手法をとるためにも、もっと徹底した情報の開示、あるいは市民が理解しやすいような手立て、機会の設定等を多く設けるべきではないかなと思います。

それから、一つの合併についての基準と申しますか、物差しと申しますか、ひところ陽子さんも言いましたけれども、サービスは高い方に、負担は低い方というのが合併の基本的なスタンスだという説明が当初あったんですね。ところが、後半の説明会での資料等にはその問題がなくなってしまっています。そうすると、一体合併でそういう問題はどうなるのかと疑問を持っている方もいるわけであります。

それでお伺いしたわけなんですけれども、税金とか、福祉レベルとか、それから、例えば介護激励金なんていうのは西郡だけでもすごい開きがあるわけです。そういうものを一体どうするのか。そういう基本的な事柄、しかも市民が一番関心を持っているような問題について何もこの間示されていないんです。そういう点では、情報開示の一番肝心なところがなされていない。これは、しかも任意協議会等で検討することだからということで先送りされているということで、肝心なことがさっぱりわからないまま進んでいるというのが現実であります。

それで、例えば寒河江市としてはこうなのだよというような、こういう問題に対する寒河江市としての臨み方というのがあるのではないかと思います。だから、サービスは高い方、負担は低い方という基本で寒河江は行きますよというふうな基本的なスタンスを、リーダーとしての寒河江市であればあるほど、そういうことを明示しながらこの問題を進めていく必要があるのではないかなと思います。そういうことを伺いたかったわけなんですけれども、基本的なスタンスを伺いたいというのはそういう意味です。

それから、スケールメリットについても同じであります。西川町とか朝日町の人たちが非常に心配しているのは、役場職員がほとんど西川町にはいなくなるのではないかと、あるいは学校なんかもどんどん統合されてしまって、地域的なまとまりが、町としてのまとまりがなくなってしまうのではないかと、それが事実かどうかは別にして、そういう不安が今一人歩きしています。

そういう合併がもたらすものについて、いや、そうじゃないと、あるいはそのとおりだというようなことを、やはりいわゆる隠し事なく言い合うようなことがないと、このスケールメリットが一人歩きする。つまりスケ

ールメリットで議員も減る、職員も減る。無論、親方、長も減る。だから 20 何億浮くんだよとか、そういう説明ですけれども、じゃあ、具体的に、朝日町なら朝日町、何人の議員になって、そして何人の職員になって、出張所はこうなるとかいう姿を示さなければ、判断の仕様がわからないわけです。そういうのがスケールメリットだスケールメリットだと言葉だけが一人歩きして、あるいは金額が一人歩きして、具体的には、じゃあ、その結果こうなるんだという説明がなされなければ、スケールメリットと一点張りで世論をつくっていけると思ったら大間違いでありまして、もう少し具体的な中身を明示すべきだと思います。

同じく、病院や図書館はどうなるんだというような問題も出てきます。これも直接多くの住民が強い関心を持っている問題でありまして、そういうものについてもやはりきちとした判断の基準を持つべきではないかと思えます。これらの問題に非常に不安がっているために、西川町長のスタンスも、朝日町長のスタンスも、17 年をめどということに関しては非常に慎重だと、発言も非常に慎重だということだと思います。そういう点で 2005 年という合併特例債の期限、特例法の期限の前に、まずは勉強と言っている朝日、西川の人たちの気持ちや立場に沿った進め方をやらなければいけないのではないかと思います。あくまでも、余りにも強引なやり方だけはしないというのが私の基本的な見解ですけれども、ぜひそこら辺の寒河江市としての考え方、物差し、スタンスをぜひ明示してほしいと思えます。

それから、議会のいわゆる議決を必要としない任意協議会ですので、それが一人歩きする前の段階で、そういう基本的な考え方を、寒河江市長としての考え方を明示すべきだと思いますので、ぜひ改めてそのことをお聞かせいただきたい。

それから、意識調査の問題にしても、遅くない時期にやる必要があると思えます。ただ情報がないままやられたのでは、どういうふうに判断していいかわからないという市民もたくさん出てきますので、それは十分な啓蒙期間を置く必要があると思えますけれども、少なくとも法定協議会に移行する前の段階でやる必要がある。そのことだけは私は思いますが、それについての市長の見解も伺いたいと思えます。

以上で、第 2 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 事業の再評価とか、事業の取捨選択のことでございましたが、施政方針等々でも、あるいは私も何回となくこれまでのあらゆる場におきまして話を申しあげておるわけでございますけれども、厳しい状況の中で自治体が自立していくことを考えるならばどういう道を選ぶかということ念頭に置いて、常に離れないわけでございまして、そういう意味におきましては、ことしの施政方針におきまして、15 年度の方針というようなものを、転換の中から将来の展望を開いていくんだということを申しあげておるわけでございまして、ですから、見直しはしなくてはならない、あるいは改革はしなくてはならない、あるいは寒河江・西村山の将来を考えた場合にどうするかということを考えれば、市町村合併も十分に視野に入れてこれから対応していかななくてはならないということを申しあげておるわけでございまして、それから、そういう気持ちの中で取捨選択をしながらやっておると言っても私は過言ではないんでございます。

それから、どうも、何もするなかにもするな、厳しい厳しいということでは、全国あらゆるところが閉塞感に陥って、希望も夢もないようなことでは困るのではないかなと私は思います。そういう中で、将来に対しての事業というものに対しましても、事業を示しながら、そして市民の理解を得まして、そして寒河江市の活性化と、あるいは地域の活性化ということを図っていかななくてはならないと私は思っております、そういう中での大規模プロジェクトというものを考えておりますし、将来の芽というものをこういう中に出していかななくてはならないと思っております。それが、議員からおっしゃれば、そんなものは不必要な話ということになるかと思っておりますけれども、私はそう思っております、私もいろいろ市民の意見を聞きながら進めてきておりますので、これまでも今申しあげたような考え方で進んでいこうと思っております。

それから、耐震構造の調査のことでございますけれども、やはりこれは、いろいろ情報を集めて、そして貴重な財源をうまく使うというのは執行者としての責任でございまして、これは市民に対してそうしなくてはならないと私は思っております。ですから、たかが 1,000 万円だから使っていけると、私はこういう考えはとりません。そういう考えはとりません。

これは、4 月 16 日の新聞の記事でございますけれども、文部科学省の調査研究協力者会議の結果が出ておりますけれども、建築士らが耐震化の優先度を判定する仕組みを導入するよう提言したと。そういうことで、そして報告は、建物の柔軟性などの要素も加えて 7 段階の緊急度ランクを作成して、これをもとに倒壊や大破のおそれのある学校から改築や補強などの事業を実施するよう求めたと。そして、計画的に事業を進めるよう周知し、事業費の半分から 3 分の 1 を補助するということが新聞にも出ておるわけでございまして、先ほど答弁申しあげましたように、そういう話があったということでございますから、こういう事業というものをとり入れながら、やはりやるならばやる、あるいは検討するなら検討するということにしても、私は、本当に有効な財源の使い方であり、着実な方法かなと思っております。

それから、小規模修繕のことでございますが、答弁が早口でわからないから受け取れなかったということがあるかと思っておりますが、もう一度そういう意味で申しあげたいと思っております。

いわゆる資格を有する登録業者を排除し、新たに登録された小規模事業者、つまり建設業の許可を受けていない事業者を優先して指名することには無理があるのではないかと申しあげております。

それから、小規模修繕の発注につきましては、登録業者を基本としながらも、それ以外の業者に発注することについても現段階において可能としております。さらに、現在も小規模事業者で組織するところの事業協同組合については、要件を満たせば有資格者として名簿に登録して発注の対象としております。ですから、十分小規模事業者についても配慮した考え方で運営をしているんだということがわかりではないかなと思っております。

それから、合併のことでございますが、準備会と協議会の、任意協議会と合併協議会の性格につきましては、

先ほど申しあげたとおりでございます、特につけ加えさせることはなかろうかなと思っておりますが、さらに、朝日、西川町長との説明に微妙な食い違いがあるのではないかなということでございますけれども、私は、これまで1市4町、そしてまた1市2町との首長との間で話し合われたことを、それをもとにしましてこういう市報等に載せたりしておるわけでございまして、両町長さんがどのような場において、自分の場においてどう申しあげましたか私は言える立場ではございませんけれども、私は、少なくとも1市4町の首長、1市2町の首長間で取り決めしたことを申しあげており、そしてまた、こういう市報等にも載せて情報を提供しておるところでございます。

それから、何も議員がおっしゃるように合併ありきということで私は進んでおるわけではございませんでして、あくまでも合併に前向きの町との話し合いでここまで来ておるわけでございます。私も最初から、合併に前向きな町と話し合いはしましよと、そして合併に向けて進めまじよと、こういう姿勢で来ておるわけでございます。全くそれでございます、朝日、西川町もそういう考え方で取り組んでおりますので、それと一緒に進んでおるといってございまして、これは御理解いただかなくてはならないことでございます。

それから、合併協議会の是非の問題を取り上げてはどうだという話でございましたけれども、準備会の趣旨等々から申しあげましても、これはあり得ないことでございますので、これはおわかりいただけるかなと思えます。

それから、座談会をやりましたけれども、先ほど申しあげたような参加者でございます、話し合いはスムーズに行われたし、そしてまた、私たちの言うことも十分おわかりになって、先ほど申しあげたような御意見なり、あるいは市報に登載しましたような御意見が出されたことはそのとおりでございます。ですから、その中で特に合併に反対だという御意見というのは一つも出なかったというように申しあげたいと思います。

それから、具体的な事項とか、あるいは寒河江市のスタンスとか、あるいはスケールメリットというようなものを、寒河江市としてどうかと、あるいは市長としてどうかというようなことを話すべきではないかということでございますけれども、これは全く、市としてのこの考え方とか、どう思っているかというのは、これは協議会の中で議論すべきことで、協議すべきことでございます。あくまでもこれを寒河江市として出すということになるならば、それこそ議員が言う謙虚な態度を失っているのではないかとされるものだろうと思っております。これはみんなで協議することでございますから、こちらから最初に出してしまったら、かえっておかしくなります。混乱を招きかねない。

それから、アンケートとか住民投票につきましては、先ほど答弁申しあげたとおりでございます、現段階におきまして、そうする気持ちはございません。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 売り言葉に買い言葉、大いに結構なことだと思いますけれども、まず合併の問題から、じゃあ。

西川町では、設立準備会の設立が決定した後、しかも新聞に報道されたことを受けて、4月の町報でこういう便りを町民の皆さんに出しています。これはもう恐らく企画課長も見ていますけれども、Q & A形式でやられていますけれども、寒河江市・西川町・朝日町の1市2町では、任意合併協議会設立準備会を設立し、2005年3月までの合併を目指すという新聞に出しましたが、座談会で説明した内容と違うのではないですかという質問。これは町民からの質問で出されました。それに対するアンサー、いわゆる答弁の中で、新聞の報道内容は西川町の意味とは違います。町の考え方は座談会で申しあげたとおりですということで、先ほど私が説明したようなことをずっと説明をしています。

この違いは大きいんです。つまり、いわば基本的な段階で、合意した段階で、もう既にかかなりの違いがあるわけです。西川の近松町長は何か広域の話し合いのテーブルを起こしたとかという話も聞いていますけれども、テーブルを起こして、それを議会にその内容を即伝えたとかということで、躍起になって新聞に書いてあることとは違うんだということを説明したなどという話も、事実かどうかわかりませんが、そういう話も聞いています。こういうふうに、もう少し腹を割って話し合っていけば、そんなこともなかったのではないかなということを私は言いたかったんです。

寒河江市のいわばリーダーとしての面目躍如な点は、合併によってこういうふうによくなりますということをあらかじめ示すことなんです。それこそが寒河江市が果たし得る役割なんです。それは、出しゃばっているわけでもないんです。合併するとこういうふうによいことがありますよということを、リーダーである寒河江市が言わなければだれが言うんですか。三者が集まって協議しても、これはどうなりますかね。リーダーがいなければどうにもならないのではないですか。

そういう点で、私がさっき言ったように、例えばスケールメリットによって西川町はこうなりますよ、朝日町はこうなりますよ、寒河江はこうなりますよ。だって、実際にスケールメリットを出しているわけですから。何十億という金が浮きますよということを、このスケールメリットで言っているわけでしょう、説明している中で。それが、じゃあ、具体的にそれがどうなるんですかと。これが、幾らでしたっけ、いろいろありますけれども、いろんな資料があってよくわからなくなりましたが、そういうふうな問題はあるんですから、それを裏づける説明が当然なければいけないんです。

市長、座談会で反対する人は一人もいなかったなんて言っていますけれども、賛成も反対もしようがないんです。わからないんですから。合併してどういう姿になるのかわからないんですから、これは何とも言いようがないんですね。そういう当たり前のことが当たり前でないと思っていることがおかしい。そういう点で、やはりもう少し冷静にこの問題は見ていただきたいなと思っています。

それから、小規模事業者の問題ですけれども、実際にその地域地域で建設労働組合などに入っている仕事も来ない。そういう人がたくさんいます。市の発注する仕事も来ない。どこに回っているんだろうという疑問を持っている方もたくさんいるようであります。そういう意味では、みんなが登録できて、一番肝心な点はそこなんです。みんなが登録できる。寒河江市内で商売している人であれば、みんなが、資格業者であろうが、建築業法という資格を持っていようが、持っていまいが、みんなが、商売している人が、商売している人もそうなんです。同じです。寒河江市内で自営業を営んでいる方、事業をしている方みんなが登録する権利がありますということがみそなんです。そして、無論入札の資格を持っている方は除きますけれども、それ以外はみんな、零細な方も登録すれば仕事が発注される可能性があるという仕組みをつくりましょうという提案なんです。

これは、別に 140 万円以上から 250 万円までの間の人たちの仕事を取ってしまうなどということではなくて、もっと零細な事業、50 万円ぐらいの、福島ではそうですね。50 万円未満の事業については、登録してある業者の中から、登録を希望できる人はみんな登録できますよということとは前提なんですけれども、その人たちの中から、業種や地域性などを考慮して発注をする、見積もり合わせをとるといようなやり方を始めたんです。そうしたら、これまで市から仕事などももらえなかったような人たちまで、あまねく仕事が行き渡るようになった。それがすべてではありませんけれども、そういう制度なんです。

ですから、市長の言っていることも分かりますよ。ですから、福島とか秋田とかの例をつぶさに検討してみたらどうですかということを行っているんです。だから、ここはやはり度量の問題ですよ。そこをやはりよく調査してもらって、ぜひ、やるかやらないかも含めて検討してもらえばいいんです。そういう提案をしているわけですから、そこをぜひそういうふうに進めていただきたい。

それから、耐震調査の問題ですけれども、何度も言っているように、昨年来何度もこの問題言っています。いつ起こるか分からないんです。起きることを防ぐこともできない。これは、先般の宮城沖地震でもそれは証明されているわけです。大船渡市では前の日にいわゆる防御訓練といいますか、震災を想定した訓練を市民挙げてやったそうですけれども、その成果があって被害が最小限に食い止められたという報道もなされていますように、いつ起こるか分からないものに対する対応ですので、これは、市長、補助金がつこうがつくまいが、これは、急いでしなければいけないことがあるんです。

文部省の定めた基準というのは物すごく面倒くさくて、建築年次とか、構造とか、いろんなことをチェックしなければいけない。それに応じて補助額を決めるとか、いろんなことがあるようでして、しかも申請して来年、早くても来年というふうなことになるようでして、こういう足の遅いものについては、場合によっては、緊急性があれば、今年度は自費でやる。自主財源でやる。来年度以降その補助制度にのせていくとか、そういうことは当然柔軟に対応できるはずでして、山形市では既にことし予算化なっています。そういうものなんです。

そういう意味では、別に補助を受けてやるということについて私は否定するわけでもないし、そのことの大切さ、お金の大切さもわかります。ですけれども、少なくとも子供が朝から夕方まで暮らす学校ぐらいは、緊急性のあるものについては急いで調査をするということが、これは行政マンとしての心のこもった対応ではないんでしょうか。そういうことを言っているわけで、何も最初から最後まで全部自腹でやれなんていうことも言っていないし、そこはぜひ御理解いただきたいなと思います。

それから、大型事業の問題についても、何もやるな、あれもやるなこれもやるななんていうことは、私のこれまでの議会での質問を聞いていただければわかります。そんなことは言っていません。問題のあるものについてだけ指摘をしています。そういう誤解をなさらないようにしていただきたい。

特に今大きな問題になっているのは、川の中に川をつくるみたいな事業は、やはりどう考えても余りいいとは言えません。これは、私たちが市民に訴えて歩いた中で、さっきも言ったように一番反応の大きかった事業です。あるいは事業の幅を圧縮するとか、いろいろ考えられると思うんです。そういうことについて何の反応もないというのがどうもおかしいわけですね。（「残り時間あとわずかです」の声あり）

クア・パークにしてもそうなんです。そういう点で引き合いがあるということを私らは何年も聞かされています。ところが、引き合いがあるだけで、具体的に実を結んだ話は 1 件もありませんでした。そういう一つ一つの事例を踏まえて質問しているわけで、やはりもう少し真剣にこの問題を考えていく必要があるのではないかと。

ですから、議会と当局の問題だけではなくて、広く市民に、例えばクア・パークをどうしたらいいだろうというふうに問いかけることも執行者として、責任を担っていく執行者として一つの方法としてあるのではないかと思います。そういうもう少し幅広く、懐深くこういう問題に取り組んでいくような取り組みをしていただ

きたいという、いわゆるそういう立場からの提起でありまして、県が既に評価システムというのをやっているわけでしょう。ちょっと中身はよくわかりませんが、ホームページで見たらそういうことがありました。そういうものが県でも既にやっている。県と寒河江市は規模が違うというだけで、自治体ですから、中身はやっていることは同じなんです。そういう点で、いわば出身地ですから、そういうところからやっていることを学ぶということも当然必要だと私は思います。そういう意味で幾つかお伺いしますけれども、時間がないようですので、答弁は要りません。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

散 会 午後 3 時 5 3 分

佐竹敬一議長 以上をもちまして、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日は散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成15年6月4日(水曜日)第2回定例会

出席議員(20名)

2番	佐藤	毅	議員	3番	鴨田	俊	議員
4番	榎津	博士	議員	5番	安孫子	市美夫	議員
6番	松田	孝	議員	7番	猪倉	謙太郎	議員
8番	石川	忠義	議員	9番	鈴木	賢也	議員
10番	荒木	春吉	議員	11番	柏倉	信一	議員
12番	高橋	勝文	議員	13番	伊藤	忠男	議員
14番	高橋	秀治	議員	15番	松田	伸一	議員
16番	佐藤	暘子	議員	17番	川越	孝男	議員
18番	内藤	明	議員	19番	那須	稔	議員
20番	遠藤	聖作	議員	21番	新宮	征一	議員

欠席議員(1名)

1番 佐竹 敬一 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤 誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷 勝吉	収入役	大泉 慎一	教育委員長
	選管委員長		農業委員会会長
土田 久二郎	職務代理者	佐藤 勝義	職務代理者
兼子 昭一	庶務課長	荒木 恒	企画調整課長
秋場 元	財政課長	宇野 健雄	税務課長
井上 芳光	市民課長	石山 修	生活環境課長
浦山 邦憲	土木課長	柏倉 隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼 一好	推進課長	鹿間 康	下水道課長
木村 正之	農林課長	兼子 善男	商工観光課長
尾形 清一	地域振興課長	安食 正人	健康福祉課長
真木 憲一	会計課長	安彦 守	水道事業所長
那須 義行	病院事務長	大谷 昭男	教育長
芳賀 友幸	管理課長	芳賀 彰	学校教育課長
斎藤 健一	社会教育課長	石山 忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶 正博	事務局長	安孫子 雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施 崇一	事務局長	小松 仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐 久志	事務局長	鈴木 一徳	局長補佐
月光 龍弘	庶務主査	大沼 秀彦	主任

議事日程第3号

第2回定例会

平成15年6月4日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

〃 2 議第36号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

〃 3 議案説明

〃 4 質疑

〃 5 予算特別委員会設置

〃 6 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成15年6月4日(水)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	子育てしやすい環境づくりについて	住宅近くにある遊休農地を利用した子供の遊び場公園づくりをすることについて	5番 安孫子市美夫	市長
10	チェリーランドについて	河川運動公園の屋外便所設置について		市長
11	消防施設警鐘台について	維持、保存、有効利用について		市長
12	完全学校週五日制実施経過について	完全学校週五日制の導入から一年が経過するわけですが、懸念されていた学力低下の現況と今後の対応について	4番 煤津博士	教育委員長
13	総合的な学習について	完全学校週五日制に伴い教職員がより質の高い教育を行い、子供たちの学力を高めるための教育条件整備の一環で、少人数学級が小学校で実施されているが、今後中学校における導入計画について 総合的な学習の時間が各学校で実施されているが、地域や各種団体等外部との連携について		教育委員長
14	市政一般について	市町合併問題の現状と課題について 住民意識の把握と行政の説明責任について	17番 川越孝男	市長
15	福祉施策の充実について	特養待機者の解消について 福祉バスの運行について	18番 内藤明	市長
16	道路の除雪について	私道と通学路の除雪について		市長

再 開

午前 9 時 3 0 分

新宮征一副議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、佐竹敬一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一副議長 日程第 1、6 月 2 日に引き続き一般質問を行います。

安孫子市美夫議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 9 番、10 番、11 番について、5 番安孫子市美夫議員。

〔5 番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 おはようございます。

初めて市議会議員に当選させていただいて以来、はや 4 年目になりました。昨年は、寒河江始まって以来の大きなイベント、花咲か緑化フェアに皆様と一緒に議員として、ボランティアとして参加させていただきました。そして、この春には議員の改選期を迎え、再びこの壇上に上がらせていただきましたことに、心から感謝と敬意を申しあげるところであります。

そこで、選挙運動や市民の皆様と話し合い、語り合ったことなどで、いろいろな意見や提言をいただきましたことを踏まえながら、市長に提言を含め質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、子育てしやすい環境づくり、住宅の近くにある遊休農地や空き地を借り上げ、子供の遊び場づくりをすることについてを申しあげ、市長の御見解をお伺いいたしますが、一昨日の石川議員の質問、農地を活用したアグリカルチャーについてとバッティングするところがありますので、よろしく願いいたします。

子供の遊び場などというと、昔は道路が主なもので、道に感謝するためか道路掃除などをした思い出がなつかしく感じます。ほかに山や川、神社、仏閣が中心でありました。子供にとっては、隣近所の垣根などはなく、家の周りは目を閉じても走り回れる広い運動場であり、学校から帰宅してからの毎日の生活は、人間形成の根幹づくりとなる山や川での遊びでありました。経験、体験学習の貴重な場であり、源泉であったと思います。自然と向かい合い遊び合う中、日ごろの生活を通して生きる力を会得したのではないかと私は思っています。

今では、道路は車で危険がいっぱい。山や川なども危険区域に指定され、多くの地域に遊び場はないに等しい状況になっています。一部には、公民館や集会場、神社の駐車場付近で家族の付き添いのもとに遊んでいますが、ほかの目的に供する場所であり、危険で親の監視のもとでないと遊ばせておけないというのが現状であります。そのため、交通事故やさまざまな事件などを思うと、次第に安全を求めて家の中の遊びになりがちです。家の中は、テレビやファミコンほかゲーム機器でいっぱい遊びには不自由がありませんが、家でパソコンゲームやテレビ漬けの生活になり、自然と外で遊ぶ機会を失い、次第に情緒不安定な弱い人間に成長するのではないかとだれでも心配するのではないのでしょうか。

子供たちの、成長期に外で遊び、地域に溶け込み、体験を通して触れ合い、さまざまな隣人の人々となじみ、交流することにより、感謝の気持ちや地域を愛する心がわき、みずから考え、自主的に積極的に行動を起こす人間に成長すると言われていています。

そんな中、最近の少子化を初め、高度経済成長期がもたらした我々の豊かな生活の変化は、子供の遊びや育ちを見守る地域力を一層低下させてきたものではないでしょうか。今日、本市においても子育てしやすい環境づくり、保育サービスの充実、延長保育や子育て支援センター、学童保育、ファミリーサポートセンターなど積極的に取り組まれ、多くの方々から利用されています。また、総合公園の整備や身近な遊園地整備についても継続的に支援事業を展開しています。

私は、子供は風の子と言われるように、外で遊べるような環境づくりを、地域や行政と一緒に考え、行動を起こしていかなければならないのではないかと考えているところでもあります。今、地域の中で子供の遊ぶ姿を見かけることが少なくなっていますけれども、今こそ地域が、大人みんなが意識して、健全な子供が育つ環境、場所をつくり出していくことが求められているときであると考えています。地域によって差異はありますが、遊休農地や空き地になっている土地など、子供の遊び場として活用できそうな土地がたくさんあるのではな

いかと思っています。これらの土地を子供の遊び場づくりに有効活用はできないものかと考えているところですが、いかがでしょうか。

しかし、子供の遊び場を確保するには、地域の財政的な負担も含めて、さまざまな困難な問題があります。特に用地購入費用の調達には何年かけて積み立てるとか、準備期間を要するのが実態であります。このため、子供の遊び場を早期に確保するための手段として、行政の指導、支援が不可欠だと思っております。

地域で利用可能な土地のめどがついた段階で行政が中に入り、介在して、市が契約を保証するような形で地権者から貸していただき、それを地域で維持管理し、子供の遊び場に広く利用していただけるような施策はできないだろうかと考えているところでもあります。地権者は土地の提供、市は用途変更などの手続きを支援、土地賃貸料、整備費用の助成措置、また地域の方々は必要な資金、労力を出し合い、グラウンドワーク手法で作りの広場、遊び場づくりをみんなで進めるなどということはできないだろうかと考えているところでもあります。地域の身近な子供の遊び場である児童遊園地及びミニ公園の整備方策につきまして、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、チェリーランド河川運動公園の屋外便所設置について質問させていただきます。

ことしも早いものでさくらんぼの季節を迎えました。チェリーランドさがえは、例年どおりさくらんぼ狩りや行楽のお客様でにぎわい、さくらんぼ会館初め、トルコ館、臨川亭、チェリードーム、イベント広場など、さまざまな催しでいっぱいになるだろうと思っています。また、河川敷公園は春の訪れとともに、雪が消えると間もなくグラウンドゴルフ、ゲートボール、野球、テニスの練習など、毎日多くの方で活用されているようでもあります。さくらんぼ観光、触れ合い体験観光の基地、道の駅として通年にぎわい、また市民の健康ウォーキングの場所として盛況活用されていることはすばらしいことでもあります。

河川敷公園は、寒河江川の清流を前にして、遠くに月山、葉山、朝日岳が眺望され、時間を忘れさせてしまいそうな美しい自然の中で、野球、テニス、または芋煮会、バーベキューなど広く使用されているようで、特にグラウンドゴルフ、ゲートボールは高齢者に人気が高く、市、西村山のさまざまな大会を初め、ネンリンピック大会など各種催しに使われているようでもあります。

グラウンドゴルフ、ゲートボールは、比較的高齢者が多く、近いところに屋外トイレがあると助かるという話が聞かれます。利用者は、河川法で河川敷地にトイレ設置ができないことを理解しているようですが、広い河川敷地のため、高齢者、お年寄りの体質から、つい河原とか土手やさくらんぼ園などで用をしてしまうということになるようでもあります。さくらんぼ農家から苦情もあったようで、大会の主催者側が持ち運びの移動式便所を準備したこともあったようですが、持続はしなかったようでもあります。

きれいなまちづくりを推進している本市としては、きれいな公園、清潔な施設を汚すようでは、みずからの社会モラルを壊していることとなります。中央便所のみならず、さくらんぼ会館などにも便所があることを案内板などで示し、マナーを守るよう推進していかなければならないと思いますが、体質的に弱い高齢者が多く集まる場所で、何とか便所設置できないかなと思うのでありますが、市長の御見解を伺いたいと思っております。

次に、消防施設警鐘台の維持管理、保存、有効活用についてお伺いいたします。

町の中心部はともかく地域に行きますと、警鐘台は、高い低いは別にして、どこにでも見受けられます。警鐘台の鐘は、近くで火事が発生するといち早く早鐘と称して火事を知らせる非常警報の鐘であり、また、みんな集まれ、火消しに努めてくれと知らせている鐘だと思っています。近ごろは、携帯電話や情報通信の発達で火事場はどこであるか瞬時にわかるようになっていますが、消防自動車が増えてから火事場の周りの人が騒ぎ出すというような状況になっています。本来、まだ消防署にも通報がなっていない初期火災段階で鐘や金物、バケツなどをたたき、大声を上げ、隣近所に火事ぶれをして人を集め、子供やお年寄りを安全な場所に誘導してもらい、力を合わせ初期消火に当たるのが普通だと思っておりますが、今は建物の防音機能が発達し音が聞こえにく

く密閉していますので、深夜や寝静まったときは、本当に大声を出しても聞こえません。こんなとき、警鐘台の鐘、半鐘は、火事ぶれには大きな力を発揮しているものだと思うのであります。

しかし、昨年、皆様も御存じのとおり、私の地域で2件ほどのぼや火事騒ぎがありました。黄色の声を張り上げ、やっきになって人集めに走り回ったが集まらない。窓から火が出始めたころ、警鐘台に上って鐘を鳴らそうとしたのですが、コンクリートの根元が腐っているから上るなと制止されたということです。こんな話になりましたので、私も確かめてみましたところ、さびてはいますが、まだ使用に十分耐えられるものでありましたが、とっさの恐怖心から制止させたものではないかと思っているところでもあります。毎日風雪にさらされていると、鉄は案外さびにもろく、溶接したあたりがはがれ、ポキリといく心配もあります。高いところに上る恐怖心もありますので、十分注意をした管理をしておかないと、一般の人はもちろん、消防団員ですら上るのに腰が引けるのではないかと思います。

また、近ごろ消防団員の皆様は、若いわりに高所恐怖症の方が多いようで、警鐘台の中段に鐘を下げてほしいなどという話も聞きますし、時代の趨勢なのか撤去してほしいなどという話も聞きますが、どうなのでしょう。市として順次危険なものは撤去していく計画のようですし、新しく更新はしないとの方針のようですが、高いところから火事場を探すとか、高台から見下ろすようなものはこれから必要ないと思いますが、私が先ほど申しあげましたように、初期火災では、まず周りに知らせるのが、より一層重要なことになると思いますので、今あるものだけでもペンキを塗り、整備、修理をして、長くもつよう大切にしていける必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。市長に御見解をお聞きしまして、1次質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、子育てしやすい環境づくりで、遊休農地を利用した遊び場という御質問でございます。

我が国は少子化の進行と相まって、国民の生活スタイルの変化、多様化が進み、子供たちの健やかな心身の発育に必要な乳幼児期の生活環境が大きく変わってきております。御質問にもございましたが、子供たちが元気に外で友達と一緒に遊ぶ姿を見かけることが少なくなって、思いやり、協調性などの子供同士の触れ合いや大人から受ける心の形成に必要な機会が減少してきていると言われております。

このようなことから、本市においては、子供たちの健やかな成長を願い、「寒河江こどもプラン」に基づいて、子育て支援の各般の施策を推進しているところでございます。

幼少期の子供同士の触れ合い、交流機会の拡大支援に結びつく関連施策につきましても、平成 8 年 10 月に児童センターを利用しやすいようにハートフルセンターに併設したほか、平成 12 年 9 月にはフローラ・S A G A E ちびっこ広場を開設しまして、どちらも自由来館型の利用形式を採用したことから、開館以来、多くの方々から利用をいただいております。また、屋外施設につきましても、寒河江公園を初め、チェリーランド、いこいの森、そして最上川ふるさと総合公園など大規模な施設整備に取り組んでまいりました。さらには、町会などの自治組織で管理運営していただいておりますところの地域の最も身近な子供の遊び場であります児童遊園整備につきましても、遊具等の整備、用地の購入費用を補助しまして、安全な遊び場の整備を支援しているところでございます。

本年度は花咲かフェア I N さがえなどのイベント開催を通じまして、子供たち同士の交流、触れ合う機会をさらに拡大してまいるほか、児童遊園整備につきましても、遊具等の整備、上中郷地区の用地購入を補助し、支援してまいる計画でございます。

また、保育所につきましても、保育所に入所していない子供を対象とした園庭開放を継続実施してまいります。

また、町会等の自治組織で管理運営されている児童遊園は、市で把握しているものは 65 か所ございます。用地の確保は、それぞれの管理主体が購入、または借りているものがほとんどでございます。なお、用地購入費用に対する支援は、補助率 3 分の 1 でございまして 100 万円を限度とし、新たに土地を購入したものを対象とするものでございます。

質問にございました遊休農地等の遊び場の活用でございますが、その地域の方々为一体となって、地域の児童遊園の管理運営に当たったり、新たに整備する機運を盛り上げることは、地域が子育てに対する理解と共通認識を持ち、子育てを見守る地域づくりや、子供を安心して産み育てられる地域社会を創造していく上で大変重要なことでございます。こういう観点から、地域の方々の総意を結集できるグラウンドワーク手法の採用につきましても、これまでも街区公園などの整備に際しまして、地域と一体となって同様の方法で御協力いただいておりますので、該当ケースがあった場合には、関係者と協議を進めてまいる考えでございます。

また、用地確保の際の土地の賃貸借契約につきましても、契約内容、手続などの指導、技術援助は可能であります。市が契約の当事者となることにつきましても、地縁団体の設置等も容易となったこともございまして、地縁団体代表者と地権者との当事者間で借用期間などが約定されるように指導してまいる考えでございます。さらに、土地の賃貸料を補助制度の対象とすることにつきましても、本市全体のケース、事案などを想定していく必要もありますし、さらには補助対象に組み入れることの是非も含めまして、地域の負担額、補助対象基準のことなど検討していく必要もありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の対応、機運というものを大切にしながら、地域の子育て環境が整うように

取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、チェリーランド河川敷公園付近にトイレの設置のことでございます。

御案内のように、チェリーランドは観光拠点としてだけではなく、市民の憩いの場、安らぎの場、触れ合いの場などの多様な機能をあわせ持つ交流拠点施設として、平成4年5月のオープン以来、年間150万人を超える市内外多くの方々より利用していただいております。

また、河川敷公園は、お話がございましたように、寒河江川の清流と四方の山並みを背景に、敷地8ヘクタールの中に全天候型テニスコート4面、県大会が可能なゲートボール場6面、軽スポーツやビッグイベント、憩いの広場としての多目的広場3ヘクタール、さらに野外で食事が楽しめる芋煮広場、それから直接水遊びが楽しめる親水空間への通路である親水の道、また少年野球、ソフトボール、サッカーなどが楽しめる多目的球技広場が平成6年4月に開設されまして、年間約1万人余の利用者がスポーツや芋煮会などを通し、市内外の多くの人々と交流を深め、楽しんでいるところでございます。

御質問のゲートボール場にトイレを設置できないかということでございますが、恒久トイレの設置については、河川法の24条でございますが、土地の占用許可の条項における河川敷地占用許可準則によりますと、河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼす施設であるということで、占用許可が得られない規定となっております。

また、利用者が多い春から秋の臨時的な仮設トイレの設置ということも考えられますが、この場合、ゲートボール場を使用する方々ばかりでなく、不特定多数の利用についても考慮しなくてはなりません。悪臭や衛生面、景観を考慮しますと、仮設トイレの設置は、ふさわしいものではないのではないかと考えております。

また、チェリーランド内のトイレの設置状況を見ますと、さくらんぼ会館とチェリーランドさがえ、トルコ館、臨川亭、チェリードームの各施設内と公衆トイレの計6カ所に設置されております。おのこのトイレまでの距離は、ゲートボール場からさくらんぼ会館まではおおむね150メートルで、それ以外の施設からもおおむね50メートルから100メートルの距離でございます。さほど遠くない場所に既存のトイレがあることから、これらの施設を利用していただきたいと考えております。

また、日中にゲートボール場を利用される方は、さくらんぼ会館のトイレを使用できることがわからない方もいることと思いますので、ゲートボールやテニス場などの利用者のトイレにつきましては、さくらんぼ会館内のトイレを、その他の施設の利用者につきましては、公衆便所やチェリーランド内の各トイレを使用させていただくよう案内看板などで誘導してまいりたいと考えております。

また、河川敷内や近隣農地への用便につきましては、利用者に対し河川敷公園使用許可書の中に、利用される方々のマナー向上を明記しながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後とも利用する方々が快適な環境の中で楽しんでいただけるよう、各施設の維持管理等に配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に、警鐘台のことでございます。

警鐘台は、半鐘打ち鳴らし等の消防信号としまして、火災信号、山林火災信号、火災警報信号、演習招集信号を発するため設置されておまして、消防団員の招集や火災予防運動に際しましては、打ち鳴らしによる火の用心を周知したり、地元の火災のときには火事ぶれのために使われているものでございます。御案内のとおりでございます。

消防団では、地元の火災のときには、火事ぶれのため消防団員が警鐘台に上り、半鐘を鳴らすことを指導しておりますが、警鐘台の半鐘が高いところにあるため、中段まで下げたらどうかという話はこれまでありませんでしたし、消防団幹部会の中でも話題になったことはないようでございます。

それから、警鐘台の撤去の件でございますが、警鐘台は今申しあげましたように、消防信号の発信や火事ぶれなど、万が一の災害に際し地域の住民に危険を周知させるための有効な施設でありますし、消防演習や消防

訓練、そして消火活動に使用した消防ホースを乾かすための設備として使われております。現在、警鐘台にかわるものとして、消防信号をサイレンで行う消防吹鳴塔の設置を計画的に進めているところでございます。消防吹鳴塔は、拡声器を備え、サイレンを鳴らすほか、肉声放送やテープ放送ができるなど有効に活用できるよう設備してございます。警鐘台が老朽化して倒れそうなど差し迫った危険が出た場合、また何らかの事情で警鐘台の撤去の話があった場合には、近接する警鐘台での対応を考慮しながら、撤去してまいりたいと考えております。

そして、その警鐘台の修理保全についてでございますが、警鐘台に限らず、消防施設設備につきましては、常日ごろから機能点検と確認、維持管理を十分に行うよう徹底しているところでございます。加えて、消防団長からは、幹部に対し団員をきちんと指導し、施設の維持管理と設備の保守点検には万全を期すよう指示してもらっているところでございます。

お尋ねの警鐘台の維持管理につきましては、さびは出ていないか、腐食して危険はないかを確認しまして、修理が必要な状態でございますれば、市に御連絡をいただき、現地を確認しまして、修理を行うことにしております。また、他の施設、設備につきましても、保守点検の結果、修理が必要なものは修理し、消防活動に支障が出ないように対応しているところでございます。以上でございます。

新宮征一副議長 安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 詳細な御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

市長からもありましたけれども、地域の遊園地に対する土地を求める助成につきまして、中郷の上に、ちょうど集会所の付近に土地が見当たりましたので、市にお願いしたところ、御高配をいただき求めたということで、そのときは大変喜んでおったようでございます。そういうところは、地域としてもまれなのではないかと私は思います。公民館とか集会所なんかの用地になりますと、皆さんで出し合って求めているようでありますけれども、遊び場までということになりますと、なかなかそこまでいかないのが普通ではないかと思っております。

私も先ほど質問させてもらいましたし、石川議員もおっしゃってありましたけれども、遊休農地とか空き地などが見られる状況ではないかと思えますし、特に転居してしまってあいている土地というと語弊があるかと思えますけれども、そういう土地なんかも見受けられます。ただ、私ら農村部の中郷におきましても、そう高い地価ではないと思えますけれども、買うとなると地域では買えないのが実情ではないかと思っております。

そんな中で、昔はなんてことを言いますとどうかと思えますけれども、公民館の敷地とか、ポンプ庫とか、先ほども触れました警鐘台とか、前にありましたもみを貯蔵する郷倉も地域で借りて使用させてもらっていたので、戦後に借地借家法が変わって借り主の権限が強くなったからでしょうか、貸す人も貸さない状況になったのではないかと私は思います。あいていながら、放置しておきながら、貸す状況まで至っていないのではないかと思います。

せっかくあいている土地を有効利用するために、もう少し市としても関与しながら、施策づくりできないものだろうかと思しあげたつもりだったんですが、貸す方においては貸すと取れなくなるということもあるでしょうし、なかなか難しい面があるのかなと思えます。そういう面を市と地域と貸す側の三者で契約をして、5 年なり 10 年なりということをきちんとした形で決めながら、市で保証し、証書も保存しておくというような形をとりながら、地権者に安心感を与え、貸してもらうことが必要なのではないかと私は思いました。

今、金利も安いし、土地のデフレなんてことも言われていますし、金利相当分何かを考えますと、借地料もそう高くなく借りられるのかなという感じもしますので、先ほども市長の答弁に研究課題ということでありましたけれども、ぜひ研究をしながら、地域が借りて公共的に利用できるような場所づくりをしていかなければならないのではないかと私は思います。

次に、チェリーランドの屋外トイレについてです。今市長から答弁がありましたように、ゲートボール場は下流の方にもありますし、150メートルほどということで、さくらんぼ会館にトイレがあることも知らないのではないかと。多分そういう面もあるのではないかと私は思いますが、ゲートボール関係者はどちらかというと高齢者が多いわけですし、そこに歩いていくまで待てないというんでしょうか、そういう傾向があるのかなと思えます。時々利用者から屋外便所があるといいのだがという話を聞きますし、またそういう関係上、堤防を越えて、果樹農園の下に用を足していく方も見受けられるということで、私もモラル面に大変問題があると思いましたので、今回取り上げたわけでございます。

さくらんぼ農家におきましても、観光果樹園ですので、その前から訪れてきた方なんかがあつちの小便をする、あるいはもっとひどく後ろの方もということになりますと、その果樹園に入らないということになるのかなと思いましたので、そういう御意見もあつたりして、取り上げたような状況でございました。

また、利用者におきましては、私のところにも 112 号線の中山の河川敷公園の中にきれいなトイレがありますので、「河川敷にあるではないか」と。先ほど市長がおっしゃいました河川法 24 条で固定的なものはつくれないということは、皆さんも知っているようでございますけれども、「でも、あそこにある」という言葉

が返ってくるので、利用者に対してもそういう状況であることをきちんと認識させながら、許可するときにも外に行かないように指導していくべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせまして、やはり子供や幼児なんかもあるところを散策したり、歩くということで、お母さんのお話なんか聞きますと、あそこばかりではなくて広い公園もありますので、幼児にトイレが屋外にないから、準備して、ここで用を足していきなさいということ指導しているようですけれども、できるならば欲しいものだと私は思ひます。そういう事情のようでもありますので、市でも説明をお願ひしながら、きれいな施設づくりに邁進しなければならぬと思ひます。

次の警鐘台についてでございますが、私の地域におきまして、消防団は市からポンプをつくっていただいたり、さまざましている面もありまして、一時後継者もない状況でありましたけれども、積極的に後継者を見つけまして、一生懸命地域巡回をしたり、予防消防に努めているようでもあります。特に冬期間の消火栓の除雪なんかは、本当によくやってくれているなとつくづく思ひます。

ただ、私が申しあげました警鐘台は、そこまで目が届かないのでしょうか、さびなんかもひどかったり、あるいはつるなんかもひっかかっていたりして、消防団員の皆様は若いから、いつでも上る準備はできているかと思ひますけれども、火災時には一般の人でも早く見つけた人が上ることになるかと思ひますので、そのときに腰がすくむような状況であってはならない。私もそちこち見て歩きましたけれども、根元がさびているという関係から、消防団員にもペンキなんかを渡して管理していただく、あるいは全体がさびていれば市ですることもあるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいものだと思います。

警鐘台の管理は部落や地域でやっているところもあるようで、一つだけ市で管理しているという話もあって、その辺は私も理解に苦しむんですけれども、先ほど市長は消防団から撤去してほしいなどということはないと話がありましたけれども、裏に倒れてくると危ないから撤去してほしいという話や撤去するとどこに行くんだなんていう話も私のところで聞き及んでいますので、あえて申しあげた次第でございます。

低いところに鐘を下げてくださいという声は市民の中にもありまして、消防団ばかり鐘をたたくのではなく、見つけた人がいち早くそこに上って鐘をたたくことになりまして、やはり高いところだと、特にはしご状のものはおっかないようであります。上できちんと落ちついてたたけるような警鐘台ですとそうでもないかもしれないけれども、はしご状のものは中段に欲しいという声があるようです。

私も少し見て歩きましたところ、河北町の吉田、向こうの方面、村山市の方は低いところに設置されているようです。特に警鐘台を道路のわきというか、10 尺ぐらいのところに鐘を下げ、だれでもたたけるような状況にしておくのは、子供にいたずらされないように注意しなければなりませんけれども、大変いいことだと私は思っております。先ほども申しあげましたよう、高いところからどこが火事か見分ける必要はなく、なるべく隣近所に早く知らせるのが役目かと思ひますので、そういう工夫もしていただきたいと思ひます。消防団は、生命、財産、生活権を守るものでもありますので、慎重に管理しながら維持管理に努めていただきたいと思っております。

以上を申しあげまして、2問とさせていただきます。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、遊休農地の活用でございますが、地元で本当にどの程度必要なのかという必要度と
いいですか、それを把握するのが必要だろうと思っております。その辺の用地確保となりますと、地元の方と、
市も一緒に入りますけれども、まずどこに必要なのかわからないと、ではどこに土地を求めようかという話
に進んできますので、その辺からスタートしなければならないだろうと思っております。

それから、提供する方の立場から見れば、安心して貸せるように市が担保するというのもあるかと思
いますけれども、先ほども申しあげましたように、今は地域の中に地縁団体というすかつとしたものがありま
すから、それらが主体となってお借りするのが、一番問題がないのではないかと考えております。

それから、チェリーランドのトイレの件でございますけれども、先ほど答弁申しあげたとおりでございます
が、案内板で誘導するというようなことを十分考えてまいりたいと思っております。まだまだどこにあるの
かわからない方もいらっしゃる、あるいは外からは利用してはいけないのではないかと気持の方もいらっ
しゃるかと思っておりますので、十分案内板を設置して、誘導してまいりたいと思っております。

それから、大会等では主催者の方でも、用便についてのお話を徹底していくように、私の方からもお話し申
しあげてまいりたいと思っております。私も大会等に出席しておりますけれども、その際そういう話もある場
合がありますけれども、出ない場合もあります、私のいないところで話をしているのかどうかですが、徹底
して用便できる場所等についてお話し申しあげて、外にしないようにとか、お話にあったように、マナーを
守るということを徹底してもらいたいと思っております。

それから、警鐘台のことでございますけれども、撤去の話までは聞いていないようでございます。それほど
老朽化して撤去ということがあれば、具体的に地元なり、あるいは消防団から担当の方にも十分話を聞か
せていただきたいと思っております。

それから、今までの高いところの半鐘台が、もう少し低くてもいいのではないかと話もありますが、こ
れまでですと、高いところに上ってどこどこが火事だとか、あるいは鳴らした半鐘が遠くまで聞こえるよう
にとか、それからふれ込みをしまして地元の協力を得るという機能を持っておったわけでございまして、それが
低いところとなりますといかがなものか、どういうことになるのかと思っておりますけれども、危険な状況の警鐘台
があるとするならば、それは先ほども申しあげましたように、撤去なりあるいは十分調査して、老朽度なども
見てまいりたいと思っております。

また、現在は、これまでもですけれども、使ったホースを乾かすということもやっております。吹鳴塔にも
そういう機能を持たせているので、高い半鐘台、吹鳴塔は要らないという御意見でございますれば、そういう
問題をどのようにもっていくかも、十分消防団の御意見なども聞いてまいらなければなりませんから、これか
らいろいろ調査をさせていただきたいと思っておりますが、今まで危険だとか、あるいは低くてもいいとい
うような話は、私は聞いたことがありませんけれども、議員がおっしゃるわけでありまして、なお関係者ある
いは消防団の方からも話を聞いてみたいと思っております。

新宮征一副議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 遊び場、遊休地につきまして、市長から地縁団体の利用ということがありました。私もそうなのかなと思っています。ただ、地縁団体におきましても、長がかわってしまうとわからなくなるというか、きちんと地縁団体の中で位置づけておくのが大切かと思えますけれども、やはり市に關与していただき、貸す人に安心感を与えて借りるのが大切なのではという感じを私は持っております。先ほど研究するというございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

警鐘台ですけれども、やはりさびていたりしていますと、そして消防団の方も管理を徹底するように話をしているようですけれども、そこまで回らないのでしょうか、近所の方から要らないのではないかとか、それから消防団の方も高いところに上がるのは怖いので撤去してほしいということなんかもあったようです。市はそういうものを有効利用しなければならないという気持ちがありますので、できるだけ維持管理をしながら、残すということで考えるべきではないかと思えます。

先ほど、ほかの町の例を出しまして、低いところに設置すべきではないかと申しあげました。これは消防団の議論を待つところかと思えますけれども、やはり消防団ばかりではなく、我々もすぐたたけるような場所が私はいいのではないかと思えますし、むしろ農村部だけではなく、町部の方においても町内会なんかを中心に、密集している地域の低いところに鐘を下げて、防火意識を育てていくのは、大変いいことではないかと思えます。なかなかその辺までいかないと思えますけれども、低いところですから、そう金はかからないという面もありまして、設置するのに市でも助成するということがあればいいのかなと思ったりしたところであります。

以上を申しあげまして、私の 3 問目を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

楳津博士議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 12 番、13 番について、 4 番楳津博士議員。

〔 4 番 楳津博士議員 登壇 〕

楳津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について御提言くださいました市民を代表して、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたびの統一地方選挙寒河江市議選におきまして、告示直前の定数 3 名の削減の決議を知り、正直不安を覚えた 1 人でありました。しかし、当選の栄を受け、活躍のステージを与えていただいた以上、バブル崩壊後の長引く経済の低迷、少子高齢化対策、特養などの福祉の充実、さらには青少年の健全育成など、これまで山積する問題を解決するため、真摯に取り組んでまいります。

また、これから加速して検討しなくてはならない市町合併における諸課題にも協議を重ね、地域に根づいた伝統を生かしながら、住民本位の明るく豊かな町のビジョンを構築し、山形県のど真ん中、寒河江のさらなる発展に精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告番号 12 番、完全学校週 5 日制についてであります。これまで幾度か取り上げてこられたようですが、平成 14 年度から実施されましたこの制度について、述べさせていただきます。

完全学校週 5 日制が導入される背景には、次のような点がありました。子供たちの生活は忙しく、学校では授業の後の部活動、家に帰っては塾通いに追われ、自分で使える時間は大変少なくなってしまいました。また、校則の厳しい学校では細かい行動まで縛られて、息苦しいまでになっていたところもあるようです。一方、子供のさまざまな発達のゆがみ、体の機能低下、退化現象があらわれ、伸びやかさがなく感性に欠けることや、言葉の貧しさなども指摘されております。これらの原因には複雑なものがありますが、余りにもゆとりがなく、人間として成長するために必要な生活のリズムが壊されているのが大きな要因ではないでしょうか。

このようなことから、子供たちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力をはぐくむために実施されたものであります。

この制度の導入は、明治以来の日本人が抱いていた学校とはこういうものという既成の学校観を根底から改め、学校文化の持つイメージの大きな変更でありました。その改革とも言える変更点の理解を、教職員と父母、そして子供たち、また、地域の人にも今も強く求められております。完全学校 5 日制導入については、次の課題に留意し、進めてこられたと思うのですが、確認の意味で述べさせていただきます。

月曜日から金曜日の 5 日間で子供たちの学力低下を避けるために、教育内容を精選するとともに、教育課程を抜本的に見直す作業を行い、子供の自主的な活動が多く取り入れられ、ゆとりのある豊かな学校生活が過ごせるような教育課程の編成がなされたはずですが、そして、教職員は子供にとってわかりやすい授業を心がけ、子供の個性に対応した個々の子供の育成に向け、今日までの知識を集団を対象として伝達する教育から、個別指導をより重視した学習に変わりました。

また、子供たちの学力を高めるためには、教育条件を整備する必要があります。その最も重要な課題は、教職員の定数改善であります。いわゆる少人数制の導入で教職員の配当率を高めることによって教材研究の時間を初め、自主的な研修が行えるようになります。この点につきましては、県の教育山形さんさんプランにのっとり、小学校で実施段階に入っていることは大変意義があり、期待しているところであります。

このようなことを踏まえ、教育関係者の方々の並々ならぬ努力のもと、完全学校週 5 日制が導入されてから、

はや1年が過ぎ去りました。そこで、関連いたします事項についてお伺いいたします。

完全学校週5日制に伴い、教育課程の再編がなされたと思いますが、実施に伴う課題が多く、それぞれを満足させるため、逆に窮屈になってしまったことはなかったか大変心配しております。もしあるとすれば、どのようなことか実態を御報告いただき、その問題について、今後どのように対応していかれるのかをお聞かせください。

また、学校5日制になってからの休日の過ごし方について、小学校のアンケート結果によりますと、学年によって多少の違いはあるもののテレビゲームや寝る時間がふえてよかった、また友達と遊ぶ時間がふえたということが大半でした。このようなことから、本来の目的達成に向かって進むべき方向にずれが生じているように感じます。確かに遊びを通して友達や地域での触れ合いにより、子供たちの心にゆとりが生まれているという点について、一概に否定はできません。しかし、全国的に学力の低下を招き、将来を悲観する声が高まっているのが現状であります。

このようなことから、寒河江の現況のデータがあれば、過去のデータとの比較、参考のため、他市町村の現況はどのようになっているかをお聞かせ願いたいと思います。さらに、学力の低下などがあらわれているのであれば、今後の対応についても御所見をお伺いします。

続きまして、寒河江市は山形県と連携をとり、教育山形さんさんプランにより少人数学級制を実施されていることは、先ほど述べさせていただいた個別指導を重視した質の高い教育という観点から、大変期待しているところであります。これらのことにより、中学校への実施に向けて、現段階でどのように計画されているのかお伺い申し上げます。

続きまして、通告番号13番、総合的な学習の時間についてであります。

私は、学校と外部をつなぐ大きな役割を果たしている総合的な学習の時間は、今後も子供たちの教育課程において、大変意義のある重要な学習になると考えております。これまでの近代国家間での産業競争枠組みの中では、国際理解よりも国際競争、環境との共生よりも自然の支配が、福祉や健康を犠牲にしても生産性を向上させることがひたすら進められてまいりました。そして、学校においては、学校教育の伝統的な学習様式で教師と教科書と子供の閉塞的な三角形の中で行われ、学校という抽象的な空間の中で教科書ごとに配列された系統的な知識を伝達され、集団生活に必要な規律、訓練を受けてきたのでした。

それが、多文化共生社会への時代の転換期に入り、競争から共生へ、効率から対話へ、ものの豊かさから心の豊かさへ、そして上からの中心統合的な改革から私たちの暮らしの場からネットワーク型へ変わりつつあります。それは、社会の中の特定の状況に限定されるものでも、学校という空間の内部に隔離されるものでもなく、学校を基地としながら、社会の中のさまざまな人や場やネットワークに開かれるものであるべきです。

子供たちの学びの場にこれまで居合わせなかった異文化の人たち、経験を積んだお年寄りたちが集い合い、教師、父母、市民、行政がこれまでの敷居や垣根を超えて、自分たちの生き方や社会のあり方を問い直し合うような学びの広場をつくり出すことが大切なのです。教え育てる教育から、地域の人とともに学ぶ教育へ、学校に加えて地域社会と家庭の教育力が上がったとき、子供たちは豊かに育っていくと私は確信いたします。

このような観点から、学校は地域に開かれていくべきですし、開かれているように見えるのですが、まだ敷居や垣根が高いように思われます。よく地域の受け皿と言われていますが、受け皿を差し出しても、それを有効に活用してもらえないように感じます。確かに受け皿が先生方や子供たちのニーズに合わないこともあるでしょうが、学校主導で総合学習の内容の取り決めを行っているのが大半のようです。

先生方も年間計画の作成に苦労されていることはよくわかりますが、教師と父母だけの話し合いではなく、それに地域の人や諸団体などが積極的に参加できるような体制をとっていただきたいと思っております。子供を社会全体で育てるという子育ての社会化、共同化を図っていく上で、もう少し地域や諸団体と話し合い、かわり合いを持っていただくべきだと考えます。日本の学校の抱え込み過ぎている教育分野を、家庭と地域に

分かち合う意味でも大切なことではないでしょうか。

以上のことから、関連いたします事項についてお伺いいたします。

学校と外部、すなわち地域個人、諸団体との連携を重視して、子供たちにさまざまな体験をしてもらい、感性をはぐくむためにも、なお一層地域とのかかわり合いを推進しなくてはいけないと考えます。その地域との連携について、現況はどのように進められているのでしょうか。

また、これらのことをさらに発展させるためにもモデル地区を選定し、行政側でもバックアップすべきと考えますが、いかがでしょうか。地域の人でも子供のために何かできないか、役に立ちたいと思っている方がたくさんいらっしゃいます。しかし、何をどのように取り組めばよいか考えあぐねているのが現状であります。その方々の相談や、さらに開かれた学校を目指すために、個人や諸団体の受け入れ窓口を明確に設け、学校との橋渡しを確実にすべきではないでしょうか。以上、教育委員長の御所見をお伺いいたしたく、第1問とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新宮征一副議長 教育委員会委員長。

大泉慎一教育委員長 学校完全週 5 日制の実施経過についてお答えいたします。

学校週 5 日制は学校、家庭、地域が連携する中で、子供たちの生活にゆとりを持たせ、家庭や地域社会での生活経験や自然体験、社会体験、文化スポーツ活動など有意義な活動や体験を行うことを保障し、子供たちにみずから学び、みずから考える力や豊かな人間性など生きる力をはぐくむために実施されたものであります。

この完全学校週 5 日制とともに実施された新学習指導要領には、一定の準備期間がとられておりましたことから、各学校ではそれらに対応した新学習指導要領に基づく学校教育目標の設定、指導内容や授業時数等、創意工夫された特色ある教育課程の編成ができたものと考えております。

お尋ねの、新たな課題として P T A や地域とのかかわりで、これまで土曜日に実施していた行事の日程調整が難しいことや、月曜から金曜までの授業が週当たり 1 時間ふえたことで、放課後の生徒会活動や教職員の会議等の設定に苦慮しているなど、各学校ごとに課題があると報告をいただいております。それらの課題の中には、週の時間数など学校独自ではすぐには解決できない項目もありますが、対応策として教育委員会といたしましては、教育課程を編成する主体者である校長を通じて、学校行事を含め年間を見通した指導計画など、児童生徒、学校、地域の実態に応じ、ゆとりと特色ある教育課程づくりに向け、さらなる研究と改善を図るよう指導してまいりたいと考えております。

次に、週 5 日制と新学習指導要領の完全実施に関し、学力を示すデータの有無や他市町村の状況、学力低下の懸念に関することにお答えします。

新学習指導要領が実施されたことと、学校週 5 日制の完全実施にかかわって学力を比較できるようなデータは、現在のところございません。このことは、本市のみならず全国でも同じ状況でございます。学校では、今求められている生きる力をはぐくむための確かな学力の習得を図るため、基礎基本の習熟とともに、体験や問題解決的な学習を取り入れ、学ぶことの楽しさ、わかる授業を目指しております。特に中学校では、生徒の興味、関心に応じた選択教科を実施するなど創意と工夫により授業の改善に努めているところであります。教育委員会といたしましては、今後もより一層その充実が図られるよう、学校を支援していきたいと考えております。

次に、山形教育さんさんプランに関してお答えします。

少人数学級編制推進事業は、個に応じたきめ細かな指導により、基礎基本を徹底するとともに、いじめや不登校問題など今日的な教育課題を解決することを目的とし、多人数学級を解消するために、平成 14 年度から山形県が全国に先駆けて独自に実施したものである山形教育さんさんプランと称していることは、御案内のとおりであります。この事業は、小学校において少人数学級編制を 3 力年計画で進めようとするもので、平成 16 年度には全学年で実施しようとするものであります。

本市教育委員会といたしましても、児童のよりよい教育環境の整備を図る観点から、教室の確保に苦慮しながらも、少人数学級編制を実施するため対応を進めてきたところであります。空き教室の利用や特別教室の転用、オープンスペースの活用を初め、校舎増築の対応も行った結果、現在寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校の学級増加が図られております。

そこで、お尋ねの中学校に関する少人数学級編制推進のための計画であります。現在のところ、県教育委員会からは「現在実施されている小学校の成果と課題を見きわめながら、中学校 40 人を下回る少人数学級編制の導入を目指して内部検討に入りたい。実施に当たっては、これまで以上に市町村と連携を密にしていく」との方針が表明されたのみであり、その導入時期や内容など具体的な説明はございません。今後、県教育委員会の検討の動向や発表を見守っていく考えであります。現段階ではその計画について申しあげる状況ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

次に、総合的な学習活動における地域の方々や諸団体との連携による学習の現状についてお答えします。

総合的な学習の時間は、新学習指導要領で新設されたもので、子供たちの興味関心などに基づき、みずから学び、みずから考える力など生きる力をはぐくむため、教科の枠を超えた横断的、総合的な学習を目指したものであります。そして、体験を通しながら自分で課題を見つけ、自分で考える力を育成し、学び方や調べ方、まとめ方、発表の仕方などが身につくような授業が求められております。

そこで、質問のありました地域や個人、諸団体との連携などの現状についてですが、本市の小中学校におきましても、校外に出かけての体験学習や地域の方々の協力を得た学習活動に積極的に取り組んでおります。中でも、市内各地のすぐれた技能、知識を持つ方の指導力を学校教育の場にも積極的に活用しようと、人材バンク一覧表を作成している学校が数多くありますし、それらの方々に学校に招いたり、子供たちと教師が訪問したりして御指導いただくなどの学習活動が実践されているところであります。

幾つかの具体的な例を挙げますと、農作物の指導、伝統行事や食べ物、障害者との交流、英語以外の外国語、職業講話や企業訪問などが行われておりますし、総合的な学習以外にも読み語りや昔話、民謡や三味線、生け花などの指導や講話をいただくなど、各学校でそれぞれ工夫と特色ある学習活動が展開されているところであります。

次に、地域との連携を深めるためにモデル地区の選定など、行政側の支援策についてであります。今お答えいたしましたように、各小中学校では地域学習や地域との連携に積極的に取り組んでいる現状でありますので、新たにモデル地区や学校を指定して支援することは、現在のところ必要がないものと考えているところであります。

なお、御提案のモデル地区指定の方法とは異なりますが、教育委員会としましては各学校の裁量や権限によって、多種多様な創意と工夫のある総合的な学習活動などを推進することができるよう、学校評議員制度を導入したり、特色ある学校づくり支援事業を講じたりして、各学校の、特に総合的な学習が充実して実施できるよう支援しているところであります。

最後に、地域の人材や諸団体を受け入れる窓口を明確化し、学校との橋渡しを確実にすべきではないかとお尋ねにお答えします。

教育委員会としまして、地域の方々が学校教育に積極的に御支援くださっていることに御礼申し上げたいと思います。また、子供たちのために役立ちたい、何かできないかと考えてくださる方々や団体が市内各地におられることにも感謝申し上げたいと思います。これからの教育で学校週5日制や開かれた学校づくりの観点からも、これまで以上に学校、家庭、地域が連携し、互いの持っているよさを交流し、その教育力を発揮しながら、互いに高めていくことが子供たちの健全な育成のためにも、ますます重要になってくると考えているところであります。

これらのことを踏まえ、学校教育と広くすぐれた知識、技能を持つ人材や諸団体の方々とが連携した活動をより一層進めることができるよう、その受け入れの役割や学校への紹介、情報提供などを教育委員会が努めていきたいと考えております。以上でございます。

新宮征一副議長 榎津議員。

榎津博士議員 詳細、丁寧な御答弁、まことにありがとうございました。

学力の低下についてなんですけれども、私の勘違いでなければ、間もなく結果が出てくるという話を前もって聞いていたものですから、学力を判断するための何かの手段を昨年中とかにやられているのかどうかだけをお聞かせ願いたいと思います。確かに 1 年足らずで子供の状況を見きわめる、また学力テストだけで状況を判断すべきではないとは思いますが。特に教育という分野につきましても、さまざまな角度から総合的に分析して判断する必要があると思っております。といいましても、やはり皆さんが懸念しているのが低下という部分でありますので、それを判断するために何かやられたのかどうかだけを、まずお聞かせ願いたいと思います。

少人数学級制につきましては、先生と生徒の距離が狭くなってきて、個と個を確立しながら、お互いに重んじ合った上で交わるようになり、より一層触れ合いの中で生徒の個性を伸ばしていけるのではないかと大変期待しております。また、少人数学級編制が行われたアンケートによりますと、学級の人数が減ったことにより、教師の丁寧な指導や評価、つまりきなどの対応など、ほとんどの学校で大変好ましい傾向を示している結果が出ているそうです。財政面や教員の人材確保など、検討すべき点が大変多くあるとは思いますが、県と歩調を合わせていただきながら、推進していくべきだと私は考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、総合学習について、農作業や地域の歴史を学んだり、地域の伝統芸能などを通じて地域の方と子供の触れ合いが広がっているということは、私も大変すばらしいことだと思っておりますし、重々わかっております。ただ、新規にそういうところに携わりたい、参加させていただきたいが、だれに相談してどうすればいいのかわからない部分がたくさんあります。実際、私もそれに参加させていただきたい 1 名だったので、教育長、県の教育委員会、西郡を考えていたものですから、1 市 4 町の教育委員会もすべて回らせていただいたら、「大変結構なことだ。ぜひ実行してくれ」と言われました。しかし、実際に学校に行ってみると、もう決まっているから、年間行事はすべて入っているからと言われて、それ以上話を進めることができなかつたのが現状であります。

そんなことから、いつどういう形でだれにそれをお伝えして、きちんとした形で受け入れていただけるようなものを実施できるのか大変不安に思ったことがありました。ぜひそういうところを、先ほど温かい言葉で窓口をつくってくださるといことがありましたので、私たちが少しでも援助していただきたいと思ひます。どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

新宮征一副議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 お答えいたします。

まず、学力のことについて、現在これまでやってきたものということではありますが、文部科学省では、教育課程実施状況調査をしております。これは、平成 14 年 1 月から 2 月に実施しており、旧、つまり古い学習指導要領の内容の調査を行っております。中身につきましては、小学校 5 年から中学 3 年生まで無作為に抽出し、国語、社会、算数、理科、英語のテストと意欲を見るアンケートなどを実施しております。

この結果が平成 14 年 12 月におおむね良好という判断で出されております。詳しい分析結果は、ことし平成 15 年 5 月、先月になりますが、公表されております。今後のことですが、文部科学省によりますと、平成 16 年 1 月に文部科学省でテストを実施する予定だと伺っております。

続きまして、総合的な学習を新たにということ、学校の対応あるいは教育委員会での対応ということではありますが、先ほども委員長の方から答弁がありましたように、教育委員会の学校教育課の方でこれから新たに御協力いただける方、支援者、協力者などにつきまして、今後情報を得ながら、各学校へ互いに情報を交換し、あるいは学校でこんな人はいないのかというような要望につきましても、これからいろんな場で情報を交換しながら、学校教育に生かしていきたいと思っております。以上です。

新宮征一副議長 榎津議員。

榎津博士議員 どうもありがとうございました。

これからも子供たちのため、教育委員長を初め、関係者の皆様の御尽力をいただき、すばらしい子供たちが次代を担っていけるように、御努力をいただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一副議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 11 時 10 分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 14 番について、17 番川 越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について質問し、市長の答弁を求めるものであります。

通告番号 14、市政一般について、市町合併問題の現状と課題について、住民意識の把握と行政の説明責任について伺います。

合併問題については、ここ数年多くの議員が質問しています。改めて会議録を見てもと、いずれの方々も住民に対する十分な説明の必要性を訴えており、市長もまた、合併というのは住民の意思が基本であり、それぞれの地域の実情や総意を踏まえ、十分な論議がなされるべきであり、そのためには当然として地域住民の自主判断を可能とならしめるような十分な情報提供をすべきであると答弁されてきました。また、目先のことだけではなく、行政サービスの低下をさせずに、50 年後、100 年後を見通したまちづくりを考えていくのが合併に対する考えであるとも言われております。

本市の合併の動きは、昨年 11 月に西村山広域事務組合の中に設置された西村山広域行政圏市町合併調査研究会より、合併の枠組みは西村山の 1 市 4 町とし、合併の時期は特例期限内を検討すべしとの報告を受け、理事者で協議がなされました。その結果、本年 2 月に大江町、河北町を除く寒河江市、朝日町、西川町の 1 市 2 町が、合併を目指して任意協議会準備会を設置し、合併に向けた準備を進めることが確認されました。その後、住民座談会が開催されるなど、具体的に動き出していますし、5 月 15 日には準備会事務局も開設されました。

議会における市長答弁や座談会で配付された資料を見ますと、合併を進める背景として、一つに地方分権の進展、二つには日常生活圏の拡大、三つには少子高齢化の到来、四つには厳しい財政状況とあり、つまりスケールメリットを生かした合併の必要性が強調されております。

地方分権の改革は、国と地方自治体の関係が上下、主従の関係から、横の対等平等の関係にかわり、権限についても国から地方自治体に移譲されるなど画期的なものであります。ところが、権限移譲に伴う財源の移譲がまだなされず、懸案事項となっているのは御案内のとおりであります。

市長は、全国市長会を通じて、これまでも国から地方への財源移譲や地方交付税所要総額確保などを重ねて要請しているが、いまだ十分な成果が得られず見通しが立たない状況であり、そういった財政環境の変化にどう対応していくのかの観点から合併を判断すべきものとも言われています。財源の移譲は、本来地方分権とセットのはずであり、地方交付税額確保の関係についても、国と地方自治体が対等、平等と言いながら、実態は改革以前の国で財政を握って放さないという古い体質を示しているものであって、これらは合併をする、しないにかかわらず、まさに国と地方自治体が対等な関係の中で解決し、確保されなければならない課題であって、これを合併の最大の口実にするには異論があります。私は、住民が自主的に判断できるようにするためには、どういった進め方をすべきかという観点から、幾つかの点について伺いたいします。

まず最初に、分権時代における寒河江市の適正規模をどのように考えておられるのかお伺いいたします。スケールメリットを考えるならば、大きければ大きいほど効率もよく適正と考えておられるのか。地方分権を住民自治の観点から見た場合、住民参加の視点が重要となります。したがって、面的な要素、いわゆる広さについてもどのように考えておられるのかも含めて御見解をお伺いいたします。

次に、今日の財政状況の悪化が起こった原因及びその解決策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。そもそも自治体財政悪化の最大の原因は、警鐘が鳴っているにもかかわらず、「赤信号みんなで渡れば怖くない」方式で、バブル崩壊後の国の景気浮揚政策による公共事業を安易に受け入れたことや、見通しの立たない大型プロジェクトを強引に推し進め、借金の増加を来してきたことだと思えます。まさに外的な要因だ

けによるものだけでなく、自治体経営に問題があったと思うのであります。そして、その手法が合併まで余儀なくされている今日でも、いまだその延長線上にあるということでもあります。

したがって、その解決策は、合併で事が済むというものではなく、合併は対策の一方策にすぎないと思うのであります。でなければ、寒河江市が今合併をしようとする6万や9万の規模では、10万以上の都市や25万、30万の都市は財政悪化は起こさないはずであります。さまざまな対策の中で、従来のやり方の見直しをも含め対応すべきだと思うのですが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、合併すると借金がなくなるのでありましょうか。資料によれば、合併すると人件費だけでも9億6,000万円削減されるとなっております。それでは住民の税負担が軽減されるのでしょうか。

また、今回配布されている資料について申しあげているんですが、合併すると年間40億7,200万円削減されるとなっておりますが、その金はどこに回されるのでありましょうか。地元におりる金が40億7,200万円も減っても、地域経済への影響はないとお考えなののでしょうか。以上のことについても、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、スケールメリットとして人件費削減が強調されています。特別職を除く一般職が465名から378名へと87名、金額にして7億1,000万円余が削減されるとされています。自然退職、後補充なしとした場合、この法定等人数になるのは何年後なのかお伺いいたします。それに378名の法定等人数には、教育委員会、病院、水道、下水道などの職員は含まれていません。実際どうなるのかもあわせてお伺いいたします。

次に、合併すると地域のイメージアップにつながり、企業の進出や重要プロジェクトの誘致が期待できると言われています。今寒河江市が進めているチェリーパーク建設などは、今後どういう扱いになっていくのかお伺いいたします。

次に、合併に伴う市立病院の整備計画について伺います。市立病院整備に向けて、土地開発公社が周辺の土地を先行取得しております。さらに、以前から人工透析の強い要望がありまして、この点については再整備計画の中で導入が予定されておりました。昨年示された実施計画では、14年度に病床計画の策定、15年度に基本計画の策定、16年度に基本設計の策定が組まれておりました。今年示された実施計画からは除かれておりますが、合併に伴って、今後どのようにしていくのかお伺いいたします。

次に、なぜ広域事務組合での調査研究結果に基づく1市4町でなく、大江、河北を除いた寒河江市、西川町、朝日町の1市2町で合併を急ぐのでありますか。もしかして、寒河江市、西川町、朝日町が公立病院を抱えていることから、病院問題をまず当事者間で整理して、2段階発車を想定されているのかお伺いいたします。

また、門戸をあけていると言っていますが、今後大江町や河北町が合併に参加した場合、対等合併となるのか、それとも編入合併となるのか。その分岐の時期はいつなのか示していただきたいと思えます。

次に、住民の意思を把握するための住民投票や住民アンケートの実施時期も含め、今後のスケジュールを示していただきたいと思えます。

次に、各資料の提供は、当局側からに限らず、住民からの求めがあった場合も、積極的に行うべきと思えますが、このことについての見解もお伺いいたします。

次に、短期間で合併したケースとして、大船渡市、三陸町を視察されているようでありますが、どういう条件のもとでの合併であったのか、その概要をお伺いいたします。

以上、質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、適正規模のお尋ねがございました。行政を運営する上で、一定の行政水準を維持するためには、小規模な団体であっても一定の人的体制、事務的経費、施設整備費などの固定的な経費が必要になります。したがって、一般的に規模の小さな市町村においては、人口等に比して行政経費が割高になり、逆に規模の大きな市町村においては割安になる傾向がございます。規模の利益、つまりスケールメリットが働くと言われております。

旧自治省の市町村合併研究会報告書において、また総務省の合併後の人口規模等の類型においても、すべての市町村を一律の基準で画することはできないが、地域の実情に応じて市町村の望まれる人口規模を示すことは可能であるとしておりまして、地方圏におきましては、複数の地方中核都市が隣接している場合は人口 50 万人超。地方中核都市と周辺の町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 20 万人から 30 万人程度。人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 10 万人前後。隣接している町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 5 万人前後。それから、中山間地域等において、同一の谷筋でのまとまりなど複数の町村が隣接している場合は、人口 1 万人から 2 万人程度の五つの類型を示しております。これが市町村の適正規模の一応の目安になるものと述べられております。

現在、交通・情報通信手段の発達等に伴い、住民の日常生活圏は既存の市町村の枠を超えて拡大しておりまして、行政ニーズも市町村の枠を超えた公平性の確保や土地利用、公共施設の利用へと拡大しております。加えて、環境問題や情報化の推進など、従来の行政区域の枠組みの中では十分対応し切れない行政課題も発生しており、地方分権下においては、日常生活圏の中での自己決定が求められるものと考えております。そういう意味におきまして、分権時代においては、人口規模もさることながら、日常生活圏、自然的・地理的なまとまり、歴史的・文化的なつながりを考慮したところの区域が市町村の適正規模ではないかと考えております。

それから、財政危機の問題でございます。財政危機が起こった原因とその解決策という国レベルの御質問のようでございますが、財政危機はバブル崩壊とともに、経済のグローバル化による国際競争の激化等により、所得税や法人税等の国税が減少し、極めて厳しい財政状況になったものと思っております。その解決策の一つとして、国は今後の経済財政運営及び経済社会構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を定め、その中で自立し得る自治体を確立するために市町村合併を推進し、速やかな市町村の再編を促すものとしております。

それから、合併した場合の借入金と税負担についての質問でございますが、合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の財産は、債務も含めて合併後の新市に引き継がれることがほとんどのようでありますので、借入金につきましては、合併後の新市において返済していくことになると思われれます。また、平成 17 年 3 月まで合併した場合の特例措置として、10 年間合併特例債の発行が認められますので、それらを活用しまして合併後の新市のまちづくりに取り組んでいくことになると考えております。

それから、税負担ですが、現在寒河江市、西川町、朝日町間で税率の異なるものがございます。合併した場合にどうするかは、当然問題になると思えます。合併後、5 年間は不均一課税をすることができます。税につきましては、きのう、おとといの遠藤議員の一般質問でもお答え申しあげましたように、合併協議会の中で十分協議されるものでございます。

それから、人件費の削減の問題が出ておりますし、退職者のことも御質問にございました。特に人件費削減により生ずる金の使途についてでございますが、合併を検討する大きな理由の一つには、少子高齢化社会への対応があろうかと思えます。少子高齢化社会の進展に伴いまして、今後税収入の減少が予想されますし、現在

の行政サービス水準を維持するのが難しくなることが、これまた予想されますので、合併によるスケールメリットを生かして、効率的な自治体運営を行おうとするものでございます。

合併後、何年後に職員の数が法定等人数になるのか。また、教育委員会等の職員はどうなるのかという御質問もありましたが、法定等人数につきましては、3月に実施いたしました地域座談会において試算結果を示したところでございます。その際にも説明しましたが、その試算は、人口と産業別就業人口割合で分類された職員数のモデルを用いたものであり、実際の職員の数につきましては、合併後の新市の事務組織や機構がどのようになるかで異なってまいります。合併後の事務組織や機構につきましては、合併協議会において協議していくものでありまして、教育委員会や病院、水道などの職員についても同様に合併協議会の中で検討されるものと思っております。

それから、大きな事業とか、あるいは病院の問題についての質問でございます。

チェリークア・パークについてでございますが、現在民活エリアの事業者の誘致活動を積極的に進めているところでございます。チェリークア・パークは広域滞在型観光拠点施設として整備を進めてきたものであります。市町合併によりまして各市町が有する観光資源を有機的に結合し、より有効に活用することが可能になり、クア・パークの果たす役割はますます大きくなるものと考えておりますので、今後とも民間事業者の誘致活動に努めてまいります。

それから、病院の問題でございますが、任意合併協議会設立準備会を構成する1市2町とも公立病院を保有していることは御案内のとおりでございます。合併後の三つの病院の取り扱いが大きな課題になってくるものと考えております。その病院の整備計画につきましても、合併協議会の場で十分検討されることになるものと考えております。

それから、1市2町の枠組みでやることへの御質問でございますが、これまで議会や市報、施政方針におきまして、西村山1市4町による合併が望ましいが、1市4町にこだわらず、合併に前向きな町と議論を深めていくと申しあげてまいりました。

1市2町の枠組みになったことにつきましては、3月3日の議会全員協議会において説明し、そして地域座談会でも説明いたしました。さらに、4月5日号の市報にも掲載したところでございますが、ことし2月28日の広域行政事務組合の理事会におきまして、大江町と河北町長は自立の方向で進む考えを強く示したため、17年3月を目指した1市2町による任意合併協議会設立準備会を設置することになり、このことは1市4町による広域行政事務組合の理事会で確認されたものでございます。1市4町の枠組みについては、1市4町で十分議論し合った結果、1市2町の枠組みになったものであります。

また、大江町や河北町が参加したい場合との御質問でございますが、合併の方式として新設か編入かということは、いつの時点におきましても、合併協議会の中で協議していくものでございます。

次に、合併に関する情報の提供の問題でございます。このことにつきましては、一昨日の遠藤議員の質問にお答え申しあげましたように、7月上旬の設立を目指している任意合併協議会の協議結果等につきましては、任意合併協議会だよりの発行などを行い、逐一住民に対し情報提供をしていく考えでございます。

また、住民アンケートや住民投票につきましても、遠藤議員の質問にお答えしておりますように、現実的な合併後の将来構想が示された段階で行うことが一つの方法ではないかと考えておりますが、今の段階では考えていないところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、7月上旬に任意合併協議会の設立を目指しており、任意合併協議会の中で示されることになるものと思っております。

それから、収集した各種資料の情報提供につきましては、合併協議会が市の組織でないため、合併協議会で検討すべきことではありますが、一般的に他市から提供いただく資料は、事務遂行のための内部資料として提供いただくものでございまして、提供いただいた側が第三者の求めにより情報として提供することはいかなるも

のかなと思っているところでございます。

それから、大船渡市と三陸町の短期間で合併した例についてのお尋ねもございました。大船渡市と三陸町は平成13年11月15日に合併しましたが、合併までの経過は、13年5月31日に任意合併協議会が設立され、7月13日に法定協議会の設置について議会の議決を得て、7月16日に法定協議会が設立されました。そして、8月31日に合併協定書の調印が行われ、9月6日に三陸町、翌7日に大船渡市の議会において合併議案が議決され、県議会の議決を経まして、11月15日に合併したものでございます。合併の方式は編入合併であり、47の項目について協定書が作成されておりました。以上でございます。

新宮征一副議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目に対する答弁をいただきましたが、答弁の中身が私の質問したのとちょっと違う部分などもありましたので、2 問目に入らせていただきたいと思います。順序は先ほどのものと一致しない部分もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今ずっと 1 問目の答弁をお聞きしまして、寒河江、西村山の市町の合併は、広域事務組合の中で検討してきた結果、市長も今言われているんですが、1 市 4 町が望ましいと。そして、合併の適正な規模でも国の方から示されているのは五つの枠があるということですが、そういうものを受けて西村山の広域の中で調査研究した結果、西村山の 1 市 4 町がいいであろうとなったんだと思うんです。

そうすれば、今寒河江・西村山地方のそれぞれの自治体はいろんな意味から見て、そこにいくのが一番いいのだと。しかし、それぞれの自治体が主体的にまた判断した場合に、河北町は別な道を歩むということが、この前の議会の市長の説明の中ではございました。大江町については、その枠組みはいいんだけど、時期尚早ということであったと私は記憶しているんです。会議録を見てもそうなんです。そうしたときに、1 市 4 町でいくように努力することが必要なのではないかと思うんです。

具体的にいうと、大江町がすっとんと抜けてしまうと、朝日町と合併するというわけですから、それからまた特殊事情かもしれませんけれども、財政的なものとか効率的なものという以前に、大江町と寒河江市の中では飛び地という問題がありまして、市政執行する上で、まちづくりをする上で問題になっている案件があるわけです。これについては、双方の住民も、あるいは行政にかかわる人もみんな、将来の課題として合併したときに解決するんだと思っていたの。そういうことからすれば、やっぱり努力する必要があるのではないかと思うし、なぜまざれないのか、もっと理事者の中で話を聞いて決めてほしいというのが市民の率直な声であるということ、まず申しあげたいのであります。

それから市長は、1 市 4 町が望ましいんだけど、1 市 4 町にこだわらず、前向きな町と進めていきたいと言われて、現実にそういう路線で進んでいるんです。この進め方について、実は私議員をしている関係もあるんだと思ひますが、周辺の町の議員とも話をする機会が多くあります。あるいは、役場の職員とも町民とも話をする機会があります。そうしたときに、本当は 1 市 4 町がいいんだけど、まず「する人、この指とまれ」でやる人だけ先に進むという進め方についてクエスチョンの声が聞かれる。

批判とか何かではなくて、そういう声があったから申しあげるんですが、寒河江市の進め方、例えばチェリークア・パークの進め方。土地を売買するときに、みんな買ってくれるかわからなかったわけ。だとすれば、みんな買う、開発をすると言ってから譲渡契約すると議会でもなりました。しかし、最悪の場合は買わないところがあってもしょうがない。買ってくれるところだけに売って事業を進めるといって進んだんです。そうしたら、最終段階で東京に行って、中国パールにとにかく買ってくれということになって分譲したわけですが、土地代は 20 年の延納。契約保証金は全体的に半額に減免し、中国パールについては免除した。事業計画も未発表のまましたわけです。そして、結果は皆さん御承知のとおり、今なっているわけです。

本来、もっと十分にコンセンサスを得てから進まなければならないのに、寒河江のコンセンサスを得ないでどんどん進めていくという手法についてクエスチョンなんです。議会ですういう話が出ているけれども、多数は賛成して通っていく。こういうことについてクエスチョンだという話が聞かれるんです。こういうことが周辺住民や関係する人たちの心の中に潜在的にあることを受けとめて、合併問題を進めなければいけないのではないかということ、そういう声を聞いて感じました。この点について率直に申しあげましたけれども、私はそういう声もある、そういうことも受けとめながらしていくことが、今寒河江の執行部にも、あるいは私ら議員という立場でもあるのかなということを感じているところであります。

あと、具体的な点で幾つかお尋ねしたいんですが、資料はこれまでも出すということをお言われておりますし、特例法の第 5 条で 4 点が定められています。基本的な計画と県の計画の関係はあれですけど、3 号と 4 号

について、まず3号の公的施設の統合整備に関する事項についてどういうものを入れるのか、いつ決めるのか。それはいつもの「7月に任意協議会ができてから、その中で協議をしていく」ということなのか、その前段に準備会で大まかな原案などもつくっておられるのか。いつごろそれが明らかになるのか、まずお聞かせいただきたいし、どういうものが入るのかということ。

そして、決まっていなくても、もう素案的なものから住民に公表しながら意見を求めていくという手法をとっていただきたいと思うんです。その原案をつくるためにです。最終的には法定協議会の中で全部整理され、議会の議決を得るというふうになるんだと思うんですが、その前段の任意協議会の段階で、原案をつくる課程の中での素案を、事務方の中だけでしていくのではなくて、広く住民の意見を聞きながら進めていただきたいということをお願いしながら、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、4号関係の合併市町村の財政計画の問題です。この関係も、先ほど市長からお話がありましたように、特例債が10年間、事業の総額に対して95%の充当率であります。これも数字ははっきりしたものでないと言われれば、議論もできないんですが、これで示されている1市2町、寒河江市と西川町と朝日町でした場合で出されているこの数字で、私議論しているんですが、先ほどのスケールメリット、人件費の問題も、ここに出していながら議論にならないことになっては困りますので、これで言いますと、事業の上限が191億2,000万円。それから、一体感を醸成するための基金も10年間ありますけれども、上限20億6,000万円使える。そして、そのほか今の交付金も10年間は額が保証される。このほか、これだけの新しい銭も使える。そして、10年後の5年間も激変緩和措置がとられて、段階的に新しいものに戻していくということです。

そうして見ると、今回のこの合併は、本当は1市4町でやるのが望ましいと言いながら、それもけっぽって1市2町で進んでいく。財政的に本当にどうなのかと思う。そういうことからして、協議会で示される財政計画はいつまでのものをつくるのか。これからすれば、15年後以降に、合併していった後、実質的にどうなるのかがあらわれてくるわけありますから、やっぱり最低20年間の財政計画を立てなければ、合併した後の新しい自治体の財政がどうなるかはわからないと思うの。したがって、国の方では、この4号の財政計画を策定するのに、期間の指導などがマニュアルの中にあるのかどうかお聞かせいただきたいということと、よそで合併したところの財政計画は何年先まで立てているのかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、これまでも、先ほども住民の意思が基本ですと言われてきておりますが、住民投票はしないと。計画がある程度出た段階で住民にそれをお示ししながら、住民アンケートとかで意向を聞くのはやぶさかではないという答弁をされております。

そこで、お尋ねします。朝日町や西川町はどのようにしようとしているのか。私は、西川町の前向きな対応をしたいというお話も聞いていますので、その辺まずお聞かせいただきたい。もし住民投票ではなくて、住民アンケートをとるとなった場合、対象者をどのように考えているのか。住民投票といういろいろな手続的に難しいということで、住民アンケートなら住民アンケートでも私はいいのかなと思うんですが、そうした場合に、例えば中学生以上、あるいは高校生以上の方全員を対象にしてするとか、こういうことも含めて、対象者やる場合にどういうことを考えているのか。朝日町や西川町はどのように考えで進んでいるのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

これで、まず2問にいたします。

新宮征一副議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 2 問にお答え申し上げます。

一つは、枠組みのことでございまして、1 市 2 町の枠組み、特に大江町のことでございます。大江町のことを特別に申しあげるのはいかがでしょうかと思いますが、新聞に出ておりましたので申しあげたいと思います。

大江町長の立場としては、13 年秋からつくられ、1 年間かかって 1 市 4 町の広域行政理事会でまとめてほしいということに対して、14 年 11 月初めに出てきた報告書に対し、了承しないという立場をとってきました。ことしになって 2 月 28 日に準備会設立の話が出ましたが、そのときにも大江町の言い分としましては、合併は時期尚早であると、それから、自立でいきますと。方向性を得るための勉強会にも入らないと。行政のあり方に対する哲学が違うんだということをはっきり申しあげておるわけでございます。

1 市 2 町の枠組みというのは、何も寒河江市長がやっているのではございませんで、1 市 4 町でお互いに確認し合ったことでございます。大江町と河北町は自立の道をたどるということでございますから、それでは 1 市 2 町でこれから進みましょうということになったものでございまして、その辺をはっきり皆さんにも知っていただかなければなりません。寒河江市長がリードして、1 市 2 町の枠組みで早く合併という推進役をしていると受け取られては、全く心外でございます。1 市 4 町の首長間でお互いに確認し合って、まず 1 市 2 町でいくとなったわけでございますので、その辺をはっきり知っていただかなければならないと思っております。

それに関連して、私の進め方、クアを含めての御質問があったようでございますが、私はここまで市民の信頼を得て、市民と同じ視点に立って、あるいは市民の視座で大きな事業から、あるいは小さなお仕事まで一緒になって進めてきました。それだからこそ、信頼を得て、そしてまた信託を受けてここまでやってきたと。ですから、私が事業を進めるに当たってのスタンスといいいますか姿勢というものは、市民が十分理解してくださっているものと思っております。

私も市長という立場にありますから、市民の将来を考え、市の発展を願いながら、先を見て、将来どうあるべきかという考え方で立場をとらなければならないわけでございまして、後ろから追いかけていくものではございません。やっぱり市長の考え方、理念を持って、あるいは抱負を持って、夢というものを持って進めていかなくてはならないということは、私の立場から当然のことでございます。そういう中で、今まで大きな仕事から小さな仕事まで、市民の理解を得て、そして信頼を得てここまで進んできたと言えると思っております。

それから、公共施設の問題、財政の問題をどうするのかということがございましたけれども、何回も繰り返して申しあげているように、合併協議会の中で協議される問題でございまして、今申しあげる段階ではございません。

それから、朝日町とか西川町のアンケート等々への対応というお尋ねがありましたけれども、これも私から申しあげるものではないと思っております。以上です。（「財政計画書のことについて」の声あり）

公共施設にいたしましても、合併協議会の中で協議して定めることでございまして、今私から申しあげるものではございません。

川越孝男議員 その答弁はあったんだけど、そうではなくて、中身はこれから協議会でだけれども、20年のスパンで考えるのか、あるいは国の方からの指導などどういうふうになっているんだということと、よそでやっているところは何年ぐらいのをつくっていましたかと聞いたのに、それに対する答弁がないんです。

新宮征一副議長 それも含めての今の答弁だと思います。これからの協議という答弁だと思います。川越議員。

川越孝男議員 国からの指導があるか、ないかだけだから、私が聞いている部分はこれからの協議の問題ではないと思うんですが、議長。3問目に入りますけれども、2問目の答弁漏れがあって、議長がそういうふうにおっしゃいましたので、あえて言うんです。したがって、私は立たないで、答弁漏れだったから聞いておったんです。

まず3問目に入りますが、今の関係で、確かに財政計画をどういう内容にするかというのはこれからだと思います。しかし、15年間はそういう形になるから、国の方からの合併の際のマニュアルや何かではどうなっていたのかというのは、指導がないならないとか、あるならある、どういうふうになっているとか、そういうことは答えられることなんです。先ほど合併する市の適正規模はどうですかと聞いたら、国の方では5ランクがありますと。これと同じように、国からあるのかないのかを聞いているわけですから、それについては議長が余り口を挟まないで、質問した人と答弁者との間のことですので、きちっと受けとめていただきたいということを、まず申し上げておきます。

それで、その関係をどうなっているのか再度お尋ねします。それから、これまで合併したところの財政計画は、何年先までのものをつくられているのかということも聞いていますので、これらについても答弁がなかったので、お答えをいただきたいと思います。

それから、今こういう形で合併を提案していながら、寒河江・西村山の市町合併を考えるというのを見ると、中で「こういうメリットがあります」と提起しているわけです。私はこれに基づいて、もちろんこの数字ははっきりしたものではないと当局も言っていますが、ここでは引き出された数字については、こういうわけだという説明があってしかりだと思うんです。ところが、すべて「協議会で」と言われると「住民が基本的に判断する」とおっしゃいながら、議会の中で住民の代表、市民の代表という立場で質問したことについて、「それは合併協議会の中で」と言われたら、もう何かむなしい思いをしますし、それはいかなものかと思うんです。

私は1問目でも申し上げたんですが、市長は「目先のことでなくて50年後、100年後のまちづくりをどうするかなんだ。そういうことで合併問題は議論しましょう」と言っているんです。そうすれば、そういう視点での議論がなされなければならないと思うんです。だって、合併すると交付税は今のものを10年間保証します。合併特例債は先ほど申しあげましたように、1市2町でした場合には使える枠が百九十億ある。基金は20億円あるという話です。どういうものをつくっていくかという議論ができなくて、そしてこれからまたその金を使ってどんどん借金を利用するような形での市政運営をやっていったら、今までと同じようなことになるんじゃないかと心配です。

今回、1市4町が一番効率的だと言われながら、まず1市2町で進んでいくことなどもあわせ考えますと、市民が心配している、合併してどういう町をつくるかというよりも、合併して特例債やなんかを利用して10年間進んでいくと。今はもう合併しないと財政的にも大変だけれども、合併することによって、また借金する枠が認められる。したがって、10年間それを使ってやっていくという形にしか見えないとおっしゃっている市民の方もいます。私は、そんなことではないと思うものですから、その裏打ちを、不安がないということをも市民の皆さんにも言えるように、執行部の見解をお尋ねしているんです。そうあるべきではないかということも申し上げているんです。それに答えなくて、「住民が基本だ」なんて言っても、それは言葉だけで、市民の

胸には響かないと私は思うんです。

したがって、あえて先ほどの点についてもう一度お尋ねしたい。そうでないと、寒河江市も財政的に大変になってこっちもさっちもいかない。合併特例債で向こう10年間、また金を借りる道を選択してやっていくとなったら、その15年後、市民はもっとその負担を強いられる形になる。そうでないと言うのであれば、そうでないような方策を、今言える段階でのものをきちっと言っていくことが私は必要だと思いますし、任意協議会で案をまとめるにも、最終的には法定協議会の中での確認になりますけれども、その原案作成する段階でも、素案的なものを住民に開示しながら一緒にやっていくべきではないかと申しあげているんですが、それだって今度「そうやるかやらないかは合併協議会の中の問題だ」と言われたら、何ともしようがない。

だとすれば、今は準備会ですか、準備会の委員長の助役から見解を求めたいと思います。市長が答えられないのだったら、今の2問目でお尋ねしたことについて、準備会委員長から答弁をいただきたいと思います。通告はもちろん市長にしているんですが、それが別だとなれば、ここにいらっしゃるわけですから、そういう重要なことは、とすら言いたくなります。したがって、まず市長の方から、先ほど申しあげたようなことについて、再度お答えをいただき、そして今申しあげたようなことをぜひ受けとめていただいて、市政執行に当たっていただきたい。

市長はもちろん選挙で選ばれて市長になっているわけですから、それについてどうこうとっていません。しかし、先ほど申しあげたチェリークア・パークの進め方について、既成事実だけを積み上げて、そういうふうに見ている方がいらっしゃるんだと。もう少し話をしてから進むことはできないか。そういう手法についてクエスチョンをお持ちの方がたくさんいらっしゃるのです。

そして、今回の合併の進め方についても、同様にそういうクエスチョンになっていたら困るなと思いますし、2問目でも申しあげたように、大江とは飛び地の問題もあります。大江の町長さんからあったに当たって、市長が言うように本当に50年後、100年後の寒河江の将来を考えたら、もっと努力すべきなのではないかと申しあげたわけでありまして。市民の皆さんがそういう気持ちで受けとめているわけですので、私もそういう立場に立ってお尋ねしたわけでありまして。以上で3問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国からの指導があるのかないのか、それからほかに合併した市の場合、どのようになっているのかは、担当の方が了知しておれば、担当の方から答弁させます。

それから、どう決めていくのか、それから 1 市 2 町の将来像については、何回も同じことを言いますけれども、協議会の協議の内容に入り込んでしまうわけですから「答えない」のではなく「答えられない」のでございます。私から今の段階でとやかく申すものではございません。

それから、特例債を使って、借金をまたふやすのではないかというお考えのようでございますけれども、こういう厳しい市町の状況をどう切り抜けていくか、どのようにしていくかは、全国の自治体が考えていることでございます。何もこれを使って借金をふやそうとか、あるいはまた箱物をつくるとか、そんなことを念頭に置いているわけではございません。

どう切り抜けて、将来の 50 年後、100 年後の自立できる町をつくっていくかと。今自治体は、地方分権と言われている中で、非常に厳しい状態に置かれ、存立そのものをどうのこうのと言われている段階でございますから、その状態の中で市民の幸せを願って、地域の発展を考えていくことではないかと思っております。ですから、議員のように「特例債を使って借金をふやすのではないか、それどうするんだ」という見方は私はしておりません。

それから、先ほど申しあげましたけれども、多くの市民の方は、これまでやってきたプロジェクトにしましても、何にしましても、市長のやり方に信頼を置いているということは、私もじかに接して話を聞いておりますし、これからも間違いのない選択という希望を話されておりますから、そういう声を聞いて、これまでずっとやってきたということでございます。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

新宮征一副議長 助役。

安孫子・也助役 今、準備会の話がありましたけれども、準備会につきましては、あくまでも任意合併協議会の規約、あるいは構成メンバー等を定めるものでありまして、合併の内容までは協議いたしておりません。

新宮征一副議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 合併市町村の財政計画の件でございます。合併特例法の中に市町村建設計画策定の義務がございます。その市町村建設計画、いわゆる新しい市の将来構想の中で財政計画も策定しなければならないと規定されております。ただし、法律上、この財政計画の期間を何年間策定しなければならないということは、規定されておられません。そういうことで、ただいま市長も答弁の中で、その期間についても合併協議会で協議されるべきものとお答えしたと思っております。

なお、国の指導ということでありましてけれども、財政計画の期間について直接の指導はございませんけれども、物の本によれば、最近の合併の事例をしてみると、財政計画の期間はおおむね 5 年から 10 年というのが多かったようです。ただし、近年の財政計画の期間は、合併特例法の改正にも関係しております。まず一つは、特例債が受けられる事業は 10 年間となっております。それから、交付税の算定の特例も合併特例法の改正で 5 年から 10 年と変わっております。という観点から、近年は 10 力年の財政計画をつくる団体が多いようでございます。ただし、本によれば、10 年の場合、年を経るごとに乖離が大きくなる可能性があるということで、前期と後期に分ける方法もあるのではないかというようなことが書かれております。以上です。

内藤 明議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 15 番、16 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しておりますそれぞれの質問事項について、市長に質問いたします。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、特別養護老人ホームの待機者解消についてお尋ねいたします。

さて、基礎的な自治体を保険者に 2000 年 4 月から始まった介護保険制度は、だれもが住みなれた場所で、安心して暮らし続けていけるようにすることを実現するための手段の一つとして誕生しました。地方自治体の役割は、家族や地域社会の自然な協力だけでは補えない、暮らしを支えるサービスを人々が負担し合って、必要としている人たちに届けるということでありました。

この介護保険制度が動き出して 3 年余り。本市においても、去る 3 月、第 2 期介護保険事業計画を策定し、老人保健福祉計画も見直しが見直しがなされております。率直に言って、制度を安定的に運営しようとしている余り、高齢者の生活自体を、この仕組みに合わせようとしていないだろうかという心配があります。確かに生活を支えるサービスのすべてを、この保険制度で抱え込もうとすれば、破綻してしまいます。だからこそ、この制度でできていること、できていないことを率直に示し、さらなる手だてを考えることこそが必要なことだと思います。

ところで、介護保険は「施設から在宅へ」をスローガンにしているとおり、高齢者が住みなれた自宅で自立して暮らすのを社会で支え合うというのが介護保険成立のねらいでありました。しかし現実には、施設から在宅への流れはほとんど生じておりません。そればかりか、特養などの介護老人福祉施設の待機者数は全国的に増加しており、制度の目的とは全く正反対の展開になっているのであります。

そこでお尋ねいたします。本市においても例外なくそうした状況にあることは、容易に予測できます。本市の特別養護老人ホームの待機者数は 130 人となっておりますが、待機日数についてはいかにほか。制度実施以前と比較してどうなのか、まず伺いたいと思えます。

また、同施設については、本年度の重要事業の要望書でもわかりますが、17 年度に 50 床を新設する目標を掲げております。しかし、慢性的な施設サービスの不足の深刻さからすれば、焼け石に水に等しく、これでもなお不足するものと考えます。どうせやるなら、将来をもう少し確に予測し、それに即して対応すべきことと思えます。本来なら、介護老人福祉施設のベッド数は自治体独自で判断すべきことだと思いますが、仄聞するところによりますと、19 年度までの国の目標値があって、参酌標準があるからということもささやかれております。実際にそうしたものが現存して、それが下地になっているのかどうかお答えをいただきたいと思えます。

さらに、こうした慢性的な施設不足に対して、厚生労働省は昨年 8 月特養待機者の困窮度に対応した入所基準の見直しを発表しましたが、私は利用者の自己選択という原則からすれば、解決する道はただ一つ、新設や増床に尽きるものと思えます。この見直しは、必要度の高い希望者が優先的に入所しやすくなる反面、例えば入所を希望しても「あなたよりもっと必要度の高い人がいるのだから」として、例えば入所を希望しても入所ができなくなる人が出てくることになって、これでは「必要な人が必要なときに」としている介護保険制度の本来の趣旨に反するやり方であると言わなければなりません。希望者の入所順位について本市の現況はどのようになされているのかお尋ねし、厚生労働省の見直し基準についてはどのようにお考えになっているのか、あわせて伺いたいと思えます。

次に、福祉バスの運行についてお尋ねいたします。

私は、平成10年3月にも低床式の市営コミュニティバスの運行について質問しておりますので、多分おわかりになっていると思いますが、本市で配備している福祉バスと称するものとは少し趣が違いますので、あらかじめお断りしておきたいと思っております。

近年、障害者や高齢者の社会参加を促進するために、移動支援としてリフト付福祉バスや市営バス、町営バスが近隣の自治体においても運行されております。既に先進地においてはノンステップバスも運行する事業が実施されております。本市の第4次振興計画の中で、福祉のまちづくりの現況と課題ということで、次のように記されております。

「人生80年時代という長寿社会の到来に伴い、高齢者の自立と生きがいづくりを推進し、社会参加をさらに促していくことが必要です。また、高齢者のひとり暮らし世帯の増加が予測されることなどから、互いに地域で支え合う体制づくりも課題となっています。また、慢性疾患への疾病構造への変化や高齢化の進展の中で、何らかの障害を持って生活を営んでいる人が多くなっていますが、すべての人々が障害の有無にかかわらず、地域の中でともに求められています。これまで、障害者に配慮した生活環境の整備や障害者に対する意識の啓蒙を図ってきましたが、今後とも多様な障害者のニーズに対応して、障害者の自立と社会参加を促進するために、より一層の生活環境の整備と在宅サービスの充実、意識の啓蒙を図っていくことが必要です。」

この事業は、都市計画マスタープランの全体構想でいうコミュニティバスの導入と、私は軌を一にしているものと考えます。年を重ねるにしたがって、どうしても家の中に閉じこもりがちになります。そのことが、体力の衰えや痴呆症などを進行させる原因になっていることを多くの医療関係者が指摘しております。健康な老後を過ごすには、高齢者が地域や社会の中で活動していく場を提供することであります。私は、高齢者だけでなく障害を持つ人の社会参加も促すため、名称はどうかであれ、できればノンステップの福祉バス、あるいはコミュニティバスを運行し、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることが必要かと思っております。多くの市民の願いを込めて、改めて市長の見解を求めたいと思っております。

続いて、私道の除雪についてお尋ねします。

先日来ありますとおり、本市の冬期間の雪は、全国有数の豪雪地には及びませんが、雪が数日間降り続くものなら、家族総出で1日何回となく雪かきや雪投げをしなければならず、相当の労力を費やさなければなりません。まさに闘いそのものであります。

降雪期になると、比較的恵まれていると思われる除雪の対象になっている市道や国・県道の沿線の住民からさえ、除雪のために玄関前に雪が置かれていくとか、除雪機を同じ方向からだけでなく、交互に反対側からも来るようにして、向かい側にも雪を置くようにしてくれというような苦情が聞かれます。いつもなら、世話になるのは遠い親戚より近所だものということで、隣近所を持ち上げている人でさえ、数年前のような豪雪になりますと、雪をめぐってけんかさえ始めるのであります。

さて、本市では管理する市道以外にも、私道についても一定の手続を踏めば除雪をする制度があります。市民がその道路について除雪を要請する際は、当日の朝8時半まで担当課に連絡をすれば、市道の除雪が終わり次第、除雪機を要請のあった私道に入れるというものであります。しかし、この制度は朝の出勤時まで間に合わないばかりか、私道については市で所有している除雪機に限定しているため、先ほど申しあげましたように、雪が数日間降り続けようものなら、なかなか即応できないのが現状であります。せっかく除雪機を入れても、既に家族総出で除排雪が終わった後だったりして、市民の不満はうっせきするのであります。

私は、除雪は原則的に道路を管理している者がするという理解できないわけではありませんが、市民サイドに立ってみれば、私道については、市道として認定されているかどうかの違いだけで、同じ税負担をしているのにという思いから、市道と同じように対処すべきということを時折訴えられます。私道とて同じ地域なら積雪も同じなわけで、何らかの改善を図るべきだと思います。だれがどこの私道を担当するかは別にしても、委託業者をフル出動すれば、もう少し早く対応できるものかと考えるのは私だけではないと思っております。

そこでお尋ねしますが、市道と同様な私道の除雪体制をとるためには、どのような問題があるのか、まず伺いたいと思います。また、既に要望が出されている私道の総延長と箇所数はいかほどか。さらに、それに要する除雪費用の概算もあわせてお示しいただきたいと思います。

次に、通学路の歩道除雪についてお尋ねいたします。

通学路についても、原則的には管理者が除雪すべきことは、これまた言うまでもないことではありますが、通学路に指定した国・県道の歩道については、必ずしも除雪の対応がなされていないところがあります。こうしたところでは地域住民は危険と隣り合わせになっていて、除雪がなされないために歩くことに支障があれば、危険を承知の上で車道に出なければなりません。通学する子供たちを初め、交通弱者と言われる人々の危険性は、この上ないものがあります。

私は、こうした歩道についての除雪は、先ほど述べましたように、第一義的には管理者が行うべきことと思いますが、もしその管理者が対応しないときには、そこが通学路である場合、学校やその通学路を持つ行政の長として何らかの対応をすべきでないかと考えますが、市長の御見解を求めたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、福祉施策の問題でございます。特別養護老人ホーム待機者の問題等が述べられました。

介護保険制度は、できる限り住みなれた自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、真に必要な介護サービスを提供しようとするもので、多くの高齢者が希望する在宅での介護を主体としておりますが、一方では施設入所に対するニーズも高く、要介護者の増加や制度の浸透に伴い、待機者は少しずつ増加してきている現状でございます。

平成 15 年 4 月末日現在の特養待機者数を申しあげますと、複数施設への申し込み分を整理した結果 145 人の待機者数となっております。しかし、その内訳を見ますと、とりあえず申し込みだけしておこうというような方など、あきが出て入所を打診しても入所しない待機者や、長期入院のため、現実的に入所できない方もおられます。そんなことで、実際の待機者数はこれより少ないのではないかと考えております。

待機日数でございますが、最近の入所状況を見てみますと、最も長い待機者は 13 年 1 月の入所申し込みで、最も短い方は 14 年 3 月の申し込みでございます。現状では一、二年程度待つ必要がある状態となっているようでございます。

御案内のとおり、本市には二つの特別養護老人ホームと一つの介護老人保健施設が設置されており、特養分が 160 床、老健分が 100 床、合計 260 床となっております。この整備実績を踏まえ、今後の介護需要を見ながら、第 2 期介護保険事業計画において、平成 17 年度まで 50 床分の施設整備を計画したものでございます。

国の施設設置目標についてでございますが、平成 11 年度に策定されたゴールドプラン 21 では、平成 16 年度における介護老人福祉施設による介護サービス提供量を 36 万人分としているようですが、平成 19 年度までの目標として具体的に定められているものはないようでございます。しかし、第 2 期介護保険事業計画策定に当たっての国の基本方針では、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準を示しており、これを参考にしながら、地域の実情に応じて定めることが必要とされております。

施設サービス利用者数については、高齢者人口のおおむね 3.2% となっておりますので、本市ではこの参酌標準から見て床数が少ないこととなりますが、現在民間事業者による有料老人ホームが建設中であり、ほかに 50 床分の民間社会福祉法人による計画もありますので、これらが整備されれば、現在の施設介護の需要は、ベッド数においては、ほぼ満たされるのではないかと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所基準についてであります。特別養護老人ホームの入所につきましては、御案内のとおり、介護保険制度発足以来、要介護認定を受けた方が施設に直接申し込み、契約して利用することになったわけですが、基本的には申し込み順どおりの入所となっております。そのため、緊急度の低い人が高い人よりも早く入所する場合もあり、全国的に問題視されてきたものでございます。

このことから、平成 14 年 8 月に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正がなされ、新たに介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申し込み者を優先的に入所させるよう努めなければならないとの 1 項が追加規定されました。

市内の施設においては、従前から施設の職員等で構成する入所判定委員会を独自に設置しており、名簿の申し込み上位に登録されている一定数の方について、身体状況や家族の在宅介護の可否などを勘案し、優先順位を定めて入所者を決定してきておりますので、格別問題はないものと思っておりますが、国の基準改正を受け、本年 5 月に県の入所指針が定められたことから、この指針を参考にしながら、公平かつ施設間の均衡を失する

ことのないよう、共通の入所基準の策定等について、早急に各施設と協議したいと考えております。

次に、福祉バスの運行についてでございます。

県内各市町村の循環バスの運行状況を調べてみますと、運行形態は一様ではありませんが、8市15町3村の26自治体で実施しているようでございます。そのうち近隣市町では天童市で6路線、中山町1路線、河北町6路線、西川町21路線、朝日町6路線、大江町1路線の運行を実施しているようでございます。

以前にも福祉バス等の運行に係る質問に答えているところでございますが、高齢者や身体に障害を持っておられる方々の交通手段の確保や利便性の向上は、生活圏の広がりや社会参加の促進や疾病の適正な治療など自立促進につながるものであると思っております。

しかし、福祉バスを運行するに当たっては、今日のモータリゼーション社会の中で、年々高齢者の自動車免許取得者が増加し、高齢者においても自家用車が日常生活行動の主流となっており、このような状況が今後どのように変化していくのか。さらには、ひとり暮らしや老人世帯の増加等も踏まえ、日常生活に支障を来すような高齢者や障害者にとって、本当に喜んで利用してもらえる方法を見出していくことが肝要であると考えております。

また、路線バス業者の動向等を見きわめるとともに、本市のまちづくりの上で欠かすことのできない拠点エリア、いわゆるクア・パーク、駅前中心市街地、チェリーランド、慈恩寺を結ぶ交通アクセス手段も含め、全体的な視点に立って考えていく必要があると認識しております。

これまで、本市の高齢者や障害者の移送サービスについては、福祉バスを配備し、福祉団体等の育成強化や市民各層からなる地域福祉活動の推進を図るべく、各種行事への参加者の送迎を行ったり、老人福祉センターにもバスを配備し、利用する老人クラブなどの皆様の無料送迎を行っているところでありますし、また身体に障害を持つ方へは、リフト付福祉バスやワゴン車を配備し、リハビリやデイサービスのため、通われる方に利用していただいております。

また、福祉タクシー利用助成や給油費助成を行うなど多くの方に利用していただき、交通手段の確保や移動支援の充実に努めてきたところでございます。

さらには、これまで中心市街地や主要施設に対するアプローチ、そしてアクセスする生活関連道路の整備を積極的に進めてまいりました。昨年は、内回り幹線道路の島落衣線の洲崎地内や駅前の南北線が開通しましたし、現在も平成16年度完成を目指して、駅前の区画整理事業で進めている道路網の整備、そしてフローラ・SAGAEの県道からの進入路など、住みやすく安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めているところでございます。いずれにいたしましても、福祉バスの運行については、もう少し研究や検討が必要であると考えているところでございます。

次に、私道の除雪についてお答え申し上げます。

まず、本市で実施しました平成14年度の除雪状況について申し上げます。市道総延長303キロメートルのうち、冬期間閉鎖となる路線等を除いた257キロメートルについて除雪計画を策定し、市の除雪車10台、業者の委託除雪車50台の総数60台体制をとり対処したところでございます。特に一斉除雪につきましては、午前4時から実施します早朝除雪は8回、積雪や天候の状況により実施します日中除雪は4回実施し、市民が安全で安心に通行できる冬期交通網の確保に万全を期してまいりました。平成14年度における業者に委託した除雪経費は7,800万円ほどになっております。また、排雪場所として最上川河川敷の皿沼地区、寒河江川河川敷の三泉地区と醍醐地区の3カ所を確保し、対応した次第でございます。

私道の除雪についてでございますが、私道とは公道である国道、県道、市町村道などとは違い、一般の個人または会社などが所有し、または管理している土地で、道路として通行の用に供しているものとなっております。登記簿上は公衆用道路の地目で表示されているものや、宅地、山林、農地、雑種地など、さまざまな地目で表示されているものもあれば、中には抵当権や仮登記などの権利が設定されているものもあり、私権が伴う

ものでございます。

以上のことから私道の維持管理は、所有者において行うものと考えております。私道の現況は、狭隘な道幅や行きどまりの袋小路となっていてところが多いので、除雪する場合、除雪機械の操作については、道路構造物の損傷防止や人身事故の防止のため、慎重かつ高度な運転操作技術が要求される状況となっております。

このため、私道除雪の際には、まず私道除雪路線として申請していただきます。この申請者については、申請箇所の町会長として、受益戸数が3戸以上で雪捨て場が確保され、かつその雪捨て場に砂利等が入ったときは町会で片づけること、除雪に際して誘導員を配置することなどの必要実施条件を満たす場合に受け付けしております。

除雪の申し込み時間は、一斉除雪が終了した午前7時から午前9時までとしており、市の除雪車により除雪しておりますが、豪雪期においては、道路パトロールや日中の申し込みがあった場合についても状況に応じて対応しております。平成14年度、私道除雪路線で受け付けされているものは194路線、総延長19.7キロメートルとなっており、市内全域に点在しております。

私道除雪における諸問題でございますが、まずその私道が狭隘のため、除雪の際に道路や個人の構造物を誤って破損した場合の賠償問題、それから寒河江市保有除雪機の道路幅員による稼働能力の問題と、そのオペレーターの人的配置の問題、排雪場所の確保の問題、除雪機械の重量により陥没した場合の補償問題等があるかと思えます。

次に、要望が出されている私道除雪路線の除雪費用についてでございますが、194路線それぞれの幅員、形状、排雪場所が異なるため、それぞれの路線について除雪機械の稼働時間、機械の運搬費用、オペレーターなどの人件費等を積算する必要があります。積算はしておりませんが、私道除雪については市直営で実施しているため、平成14年度において要した人件費、燃料代、機械修理代、消耗品、保険料の総額を市で除雪しているキロ数で割り算し、受け付けされている私道除雪路線の総延長キロ数に掛ける簡易計算により算出した経費では、全体で830万円ほどかかる計算になりました。ただし、この計算には除雪機械の減価償却費、現場監督者の人件費、機械移動費などが加味されておりませんので、あくまで概算とさせていただきます。

これらのことから、御質問の市道と同様の除雪体制についてですが、まず公道としての市道の除雪が終了した後と考えており、私道除雪については現状のままに対処してまいりたいと考えております。御理解願いたいと思えます。

次に、通学路の除雪についてでございます。

平成14年度における市道の歩道除雪、通学路の確保について申しあげますと、42路線、総延長22キロメートルの除雪計画を策定し、市の除雪車6台、民間の委託除雪車1台の計7台により早朝一斉除雪にあわせて通学前に実施し、通学路の確保を図ってまいりました。歩道のないところや歩道幅が狭いために機械除雪ができないところについては、道路パトロールを実施し、危険箇所については、日中幅出し除雪や人力による除雪で対応しております。特に通学路の安全確保につきましては、教育委員会と連携を密にし、また学校、PTA、町内会などの要請があった場合には、速やかに対応することとしております。

また、御質問の市が通学路に指定している国道や県道の歩道の除雪について、通学前に除雪がされていない場合、管理区分にこだわらず市において除雪という問題がありましたが、市で除雪する場合、歩道や構造物を破壊したときの弁償問題、人的事故などの賠償問題、また市除雪車の保有代数による物的問題やそのオペレーターの人的問題等々がありますし、また国道を管理する国土交通省や県道を管理する村山総合支庁が作成した除雪計画に通学路の除雪が入っておりますので、市で対応することはないものと考えております。

降雪期に入る前、国道、県道、市町道の除雪について連携を図り円滑に実施するため、主要国道を管理する国土交通省、一般国道や県道を管理する村山総合支庁、市道、町道を管理する西村山の市町などで構成する除雪会議が開催されております。この会議において、御指摘のような通学前の歩道除雪がなされていないなどの

ことについては、今年度要請してまいりたいと考えております。

また、降雪期において、御指摘のように除雪がなっていない等の状況があった場合には、速やかに管理機関に対し要請してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

新宮征一副議長 内藤議員。

内藤 明議員 いつになく丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2 問目に入りますが、待機者数と特養のベッドの数で、新たに新設 50 床が出され、また民間の有料老人ホームも計画されているということがありました。3 月の計画の見直し内容を見ますと、民間については 45 床となっているようですが、合わせても新たな部分については 95 床となるのではないかと思います。先ほどありました 145 人、それから若干減ると思いますが、約 130 人としましても、まだ足りない状況になっていると思います。

それで、さもそれを解消するような厚生労働省の入所基準の見直しが出されました。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、ちょうどタイミングよく、きのう、県の指針が新聞に出ておりましたが、こうしたやり方で待機者の解消が本当に図れるのかということ、先ほど 1 問目でも申しあげましたけれども、希望する者がすべて入るということではなくて、今の現数でできるだけ必要度の高い者を早目に入れていくということだけであって、介護保険の設立された目的、あるいは趣旨からすると相当かけ離れていると思います。

要するに、予算の関係もありますけれども、先ほどの一定の基準というのは、国の参酌標準があると私は聞いておりましたので、それがいいのかとお聞きしましたところ、決まったものはないと言われました。だとするならば、もう少し将来を見通した計画であってほしいと思いますし、これからますます高齢化社会が進むと言われているわけですから、そのところを十分踏まえる必要があるのではないかと思います。そうしたところについてのさらなる御見解をいただきたいと思います。

また、どうして施設入所が多くなるのかについても検討を重ねる必要があるのではないかと思います。そうしたところについて市長はどういう御見解をお持ちなのか、改めて伺いたいと思います。

それから、福祉バスのことについてお尋ねしましたところ、10 年 3 月もそうだったと思いますが、もう少し検討したい、研究したいということであったわけでありまして、今回もまたもう少し検討して研究する必要があるということでありました。

合併を視野に入れられておるのかどうか私はわかりませんが、既に今市長から答弁があったように、西川町や朝日町ではこうした制度を設けられ、実施されております。いや応なしに協議会の中でそうしたものが詰められるかどうかわかりませんが、これは検討課題になると思うんです。そうする前に寒河江市としてのきちとした方針というか、合併問題は別にして、示しておくべきではないのかなと思っております。

特に今免許の話がありました。確かに高齢化しても、なお運転される方が大勢いらっしゃいますし、中には大変運転の上手な、若い方よりもむしろ丁寧な運転をなさる方もおりますけれども、概して言うならば、年を重ねるにしたがって大変危なっかしい状況が随所に見られるわけでありまして。そういう点からすると、その免許についてここで云々するのはどうかと思いますが、むしろこうした事業を実施して、そちらの方に移行していくことの方が、私は交通安全上からも、あるいは高齢者の例えばひとり暮らしの老人であるとか、障害者の社会参加を促すためには、むしろこちらの方も積極的に進めるべきではないかと思います。こうした事業は国の方でも奨励しておりますが、そうしたことについて市長の御見解があれば、改めてお伺いしたいと考えます。

それから、私道の除雪に関してであります。多分冬期間になると市長もいろんな市民から除雪の問題での苦情をお聞きになっていると思います。一般的に言われた、私的所有の物件になるわけですから、補償の問題などもあるかと思いますが、現行でやられているところからすれば、それもできないことはないと思います。そうしたことをクリアしながら、市民の利便性にきちんと対処すべきことではないかと思います。公衆用道路として使われていることに限定して、そうすべきではないかと思います。

繰り返すことになりましたが、市民の皆さんは、道路に色分けしているわけではありませんから、「これは市道ですから除雪しますよ、あなたのところは別の色だからしませんよ」なんて言ったって、なかなか「はい、

そうですか」というわけにはいかない。したがって、税負担の問題だけで云々するのはどうかと思いますけれども、「私たちも同じような税金を負担しているんだよ」ということを言われますと、そのぐらいの市民サービスといたしますか、体制をとっていただいてもいいのではないかと私は思います。

確かに言われるとおり、困難な問題も幾つかあるだろうと思いますが、それは今やられている事柄の内容で対処すれば、幾つかの点については解消できるのではないかと思います。改善策について、経費がかかるのが最大の理由だと思いますけれども、市直営だけでやられているものを、委託業者にさらに時間的に延長する中で対処すれば、技術的に大変なこともあると思いますが、それは検討を重ねることによって解決できるのではないかと思います。さらに、市長の御見解を賜りたいと思います。

それから、通学路の除雪については、快く理解させていただきました。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 福祉施設の問題でございますが、寒河江市の場合には 65 歳以上が 1 万 500 人おりまして、参酌すべき標準は、先ほど申しあげましたように 3.2 でございますから、これに乗じますと 335 人になります。現在施設が 260 でございますから 75 不足しておりますが、先ほど申しあげたように、民間による有料老人ホーム、それから民間の社会福祉法人が計画しているものも考えれば、大体満たされるのではなかろうかと思っております。

寒河江市だけの問題ではなくて、いわゆる出入りがございます。寒河江市の人間が山辺町に行ったり、西川町に行ったり、あるいは大江町に行ったり、また大江町の人間がこちらに参りましたり、西川町の人間が来たりということがありますから、そういう出入りを計算しても、現在このような状況になっておりますけれども、何とか今計画されているものが整備されることになりますれば、ほぼ満たされるのではなかろうかと思っております。

それから、不足の見解についてでございますが、今利用しなくても利用することがあろうかなということで申し込んでいる方、あるいは入院されて申し込まれている方もいらっしゃいますから 145 人という数字が出てくるわけでございまして、それから差し引きましても 130 人ぐらいの数字になりますけれども、やっぱり介護保険制度が啓蒙され、また施設介護が順調にスタートしているということを知ると、家族での在宅介護より、あるいは家族の面倒を見るよりも、施設の方にお任せしましょうかとなっていくのではなかろうかと思っております。

御案内かと思えますけれども、施設介護を利用すればするほど介護保険料がアップすることや、介護保険の財政負担になることは、割とわかっていらっしゃるのではないかと思います。これが介護保険財政制度の中で負担しなくてはならないということも、ですから何も施設介護にお任せするなと私は言っておりませんが、そういうことも知っておいていいのではないかと思っております。

それから、福祉バスでございますけれども、先ほど申しあげた自治体の数は循環バスの運行状況でございます。これが福祉バスの役割も若干は担っているかなと思えますけれども、私の方には福祉バスがあります。それが団体の研修とか、ミニデイサービス等々に使われております。それから、老人福祉センターのバスがございまして、センターの利用者とか、あるいはゲートボール等々の利用に使われております。そしてまた、リフト付の車がございまして、これはハートフルでの機能訓練の利用者の送迎等に使われておりますし、あるいはワゴン車がございまして、同じくハートフルの機能訓練の利用者等に使われております。特に細い道路等ではこれが利用されてございまして、これらをやりながら、そしてまたガソリン券というものもお上げして、福祉のために行動範囲が大きくなる、あるいは生活をエンジョイできるようなことに留意しているということもございまして。

それから、除雪のことでございますけれども、私のところには 1 件も苦情など来ませんでした。ですから、やっぱり直営と除雪協力隊をお願いしているうちの除雪体制がうまくかみ合っていてスムーズに、そして上手に除雪なされているなと思っております。

私道は、先ほど申しあげましたように非常に狭隘でございますし、袋小路等々もありますし、もし万一が起きた場合には補償等があるわけでございます。そして、私道は市の直営でやっている状況でございますから、一般道路が終わった時点で私道に入るという状態にしてございまして、申請があればそれに応ずる体制ということで除雪していますから、今後も今までどおりの体制を考えているところでございます。

以上でございます。

新宮征一副議長 内藤議員。

内藤 明議員 老人福祉施設の関係について申し上げますと、私と市長は少し違う考え方を持っているのかなと思えてなりません。確かにそうした施設を使えば、財政的に持ち出しがなされることはよくわかります。しかし、市長、もう 1 回介護保険制度の成り立ちを考えていただきたいと思うんです。そうした施設について、必要とされるから入所希望者があるわけでございまして、そのことを前提に対処すべきだと思いますし、何で在宅から施設の方に流れるかという、まず第一に料金についてもあります。これは今回厚生省で見直しされたようですけれども、例えばひとり暮らしの高齢者世帯ではもちろん、2 人であっても要介護 2 あるいは 3 以上の高齢者がいるとすれば、在宅で介護するのに非常に難しい状況がございます。

介護保険の要介護度の利用限度額いっぱいを使ったとしても、家族の介護を前提としたものになっていないということであって、要するにホームヘルプサービスや、あるいはデイサービス等を利用した場合でも、その間に家族が介護するというサービスの時間的空間ができて、それを埋めるのが家族介護ということになるわけですから、高齢者の夫婦、あるいは 2 人だけの世帯では、老人が老人を見るような介護になってしまいます。それが長期間に及べば、大変つらい介護をしなければならないですし、一方の介護をしている方が倒れてしまったり、あるいはそうした夫婦の場合、例えば収入が少ないということがありますと、利用料の負担との関係で限度額いっぱいを使わないケースが多分にあるだろうと思います。そういうことになれば、老人が老人を介護するような中身は一層深刻になります。

それから、先ほど言いましたように、在宅介護に比べて施設介護の方が割安感があると言われております。例えば特別養護老人ホームに入所すれば、食費を入れても 5 万四、五千元という負担であります。それで 24 時間介護を受けられます。要介護度が高い、例えば要介護度 5 あたりの高齢者が在宅介護を受けた場合は、利用限度額いっぱいのサービスを使った場合でも、食費や水光熱費を含まないで 3 万五、六千元かかることから、在宅から施設へ流れると言われておりまして、これからますます二人暮らしあるいはひとり暮らしが多くなりますと、その方向性が一層進むのではないかという気がします。

確かに厚生労働省では、こうした老人ホームについて、個人から利用負担を取るような形で進めておりますが、割高感のある方に合わせて在宅から介護へ向かわせようとするのは、私はいかがなものかなと思いますし、それだけでは問題は解決しないと思います。

繰り返すことにはなりますが、確かに施設としては、財政的に持ち出しがなされますから厳しいものがありますが、それは社会的状況があって、そういう対応をせざるを得ないということが前提にありますから、そのことを理解すべきではないのかなと思っております。したがって、民間の数を入れれば、それでほぼ間に合うという見解がありましたが、私はそれでもなお不足するのではないかと思います。ただ、それは見解の相違でありますから、それ以上私は詰めようとしませんが、これだけは申し上げておきたいと思っております。

それから、福祉バスの件もありました。私は名称はどうでもいいんです。要するに、例えば寒河江市都市計画マスタープランの中で言われておりますように循環するなり、あるいは拠点をつなぐなり、そういう形で運行すべきであるということを言っているわけでありまして、1 問目で申し上げましたとおり、福祉バスとは趣が異なりますよとあらかじめ申し上げておりますから、それは御理解いただけるものと思います。ぜひ、急いで御検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、私道の除雪についてであります。苦情については市長の耳に 1 件も入ってこないということがありました。多分同僚議員の皆さんは、ほとんどそうした苦情について耳にしているのではないかと私は思います。もしそうしたことが入らない議員であれば、選挙のときだけではなくて地域をもう少し回って、いろんな苦情も耳にすることが大変重要なのではないかとと思いますが、ほとんどの皆さんがそうした苦情を耳にしているものと思います。議員をみんな合わせれば、耳の数は確かに市長より多いわけですから、そのこと

を御認識いただきたいと思います。苦情はあるんです。同じ税を負担しておいて、なぜここだけしてもらえないんだということなんです。

もう少し研究して、そうした道路についても不満などを和らげていくように、現行制度でやりたいと突っ張ることでなくして、本当に降雪時期になって毎日雪が降りますと、市で直営している部分だけでは、その日は掃いてもらえないんです。翌日になったり、あるいは翌々日になったりしますから、その間市民の間では、先ほど言ったように家族総出で除雪や排雪をするわけでありまして。せっかく行ったときには、既に後の祭りであって、みんなやり終わった後だったということで、なお不満が募るわけです。ですから、そうしたことがないようにその日のうちに、できればできるだけ早い時間にと私は申しあげているのであります。

それから、一たん申請すれば、毎回毎回9時までですか、御答弁がありました。そこに連絡を入れてお願いするというのは、市民にとって非常に苦痛といえますか、大変なことらしいんです。特に役所をお願いするのはなかなか容易でないとされておりまして。そういう意味では、除雪に出動しなければならない地域は、大体同じ積雪があるわけですから、そうした手順を踏まなくても、1回申請が出されれば、出動した地域には黙っていても除雪車が回るような対応ぐらいは、せめて必要なのではないかと思います。

補償の問題などいろいろ申されました。しかし、現行でそうしたものをクリアしている部分があるわけですから、それを新たなものについても同じようにすれば、そんなに問題はないのではないかと思います。少し積雪が多い地区にいきますと100万円近くする除雪機なんかを入れている方も大勢いらっしゃいます。それはなぜかという、毎日雪が降り続きますと、なかなか対応していただけないために、そうしたものに多大な出費をしても個人的に持たなければならない状況になっているわけで、その点も踏まえなければならないのではないかと思います。

そういうふうに言いますと、市長からは「個人の道路だから、そのぐらい持つのが当たり前だ」という御答弁があるかもしれませんが、そんな答弁はしていただきたくないと思いますけれども、先ほど言ったような形で、現行制度をさらに市民が利用しやすく、あるいはできるだけ不満のないように、一刻を争うわけでありまして、そうしたところについても配慮しながら、ぜひ私道の除雪に当たっていただくことをお願いして、御見解があれば承って、私の質問を終わりたいと思います。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私は、施設サービスのことで、施設に入れないで在宅で介護していただきたいと言っているのではございません。これは誤解のないようにさせていただきます。

私としましては、制度がスタートしてから、当初考えた以上に施設サービスに対しての需要が多くなってきているわけでございます。ですからこそ、本市の施設サービスというか、歴史的にもそれなりに古くからあったわけですし、そしてまたそれからの経過を見ましても、新設されまして、増床もあって今の状態になっております。それらに対して市の助成、補助も大変な額になっていることは御存じかと思えます。今また、新しく民間で起こそうとしているものに対しましても、それなりの助成が出てくるのではないかということが考えられます。ですから、在宅サービス、施設サービス、あるいは家族の介護をうまく連携させて、お年寄りに対応してまいらなくてはならないと思っております。

それから、私道の除雪で苦情の話があったようでございますが、私のところにもありませんし、除雪協力隊等々へもほとんどないと聞いております。これは、答弁申し上げておりますとおり、いつもスムーズに足の確保がなされているということであろうかなと思っております。

それから、私道の除雪に対して、いみじくも私の答弁まで用意してお話しいただいたようでございますが、基本的には私道の管理責任は個人にあります。ですから私道は、先ほども申しあげましたように、いろいろな問題を含んでおりますので、申し込みしていただいて、それに応じて除雪する体制がベターなのではないかという思いをいたしております。ですから、町内会長あるいは受益者の方々、面倒でもこういう状態だから掃いてくれという申し込みをしてもらわなくてはならないと思っております。

議案上程

新宮征一副議長 日程第 2、議 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

議案説明

新宮征一副議長 日程第 3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地域住民を対象とする健康診断、健康教育などや地域疫学研究をするため、山形大学医学部教授や地方公共団体等が設立する第三セクター株式会社 COME センターの設立出資金 50 万円を計上するものであります。

これに対する歳入については、繰越金 50 万円に対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 139 億 1,050 万円となるものであります。

以上、補正予算の大要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

新宮征一副議長 日程第 4、これより質疑に入ります。

議第 36 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

新宮征一副議長 日程第 5、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 36 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 36 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

新宮征一副議長 日程第 6、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その 2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議第 3 6 号

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

散 会 午後 2 時 3 9 分

新宮征一副議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成15年6月9日(月曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第2回定例会

平成15年6月9日(月)

午前9時55分開議

再 開

- 日程第 1 議第28号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- " 2 議第29号 寒河江市公告式条例の一部改正について
- " 3 議第30号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- " 4 議第31号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- " 5 議第32号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- " 6 議第33号 字の区域及び名称の変更について
- " 7 議第34号 市道路線の廃止について
- " 8 議第35号 市道路線の認定について
- " 9 議第36号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 10 請願第2号 現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書の提出を求める請願
- " 11 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- " 12 質疑、討論、採決
- " 13 議案第5号 現行の義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
- " 14 議案説明
- " 15 委員会付託
- " 16 質疑、討論、採決
- " 17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、5 月 26 日、6 月 4 日及び本日 6 月 9 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 1、議第 28 号から日程第 10、請願第 2 号まで、10 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 11、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10 番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 7 名全員出席、当局より助役初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 29 号寒河江市公告式条例の一部改正について及び、議第 30 号寒河江市手数料条例の一部改正についての 2 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 29 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 30 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「住基カードは、一般的なカードと写真を張った Bバージョンがあるが、それぞれ 500 円か。カードの有効期間はどうか」との問いがあり、当局より「写真入りも写真なしも同じく 500 円です。年数は 10 年を設定しています」との答弁がありました。

委員より「他市と考え合わせて 500 円は妥当か」との問いがあり、当局より「住基カードは市民に貸与するもので、カード代は取らないというのが基本です。住基カードは市町村行政の効率化にも資するものであり、カードの購入原価を除くおおむね 500 円程度が適当であるという総務省の指導もあります」との答弁がありました。

委員より「カードの発行に合わせて自動交付機を設置して、そのカードが使えると市民の利便性も高まる。どう考えているのか」との問いがあり、当局より「自動交付機は住基カードの発行状況を見てと考えています」との答弁がありました。

委員より「対象年齢は何歳からか」との問いがあり、当局より「年齢制限はございません。全市民に発行できるようにしております」との答弁がありました。

委員より「自動交付機設置について改めて見解を聞きたい」との問いがあり、当局より「カード発行機には用紙とか、機械でありますので故障したりしますのでメンテナンスの点などもあります。それから設置する施設の開館時間のことなどもあり、フローラと考えております」との答弁がありました。

委員より「付加価値の基本的な考え方はどうなのか」との問いがあり、当局より「オールインワンカード化に向けて考えていきたいと思っております。とりあえず全国レベルのサービスを当初行っていきたいとの考えです」との答弁がありました。

議第 30 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8 番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託なりました案件は、議第 28 号、議第 31 号、議第 32 号、請願第 2 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 28 号平成 15 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 28 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在のものは 8 月 1 日付で普通財産になるのか」との問いがあり、当局より「7 月中に引っ越しを終え、8 月から新校舎に入ることになり、既存の建物については 8 月 1 日付で普通財産になります。予定としては 8 月いっぱいまで旧校舎のプールを使用し、9 月から解体に取りかかり、11 月まで建物すべての解体を行います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 31 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「限度額引き上げにより、予想される世帯数について」問いがあり、当局より「限度額超過世帯はこれまでの 147 世帯から 97 世帯となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 32 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 2 号現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「これについてはこれまでも議会で取り上げて採択してきた経過があり、願意妥当であり採択すべき」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 2 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11 番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 33 号、議第 34 号、議第 35 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 33 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 33 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 34 号市道路線の廃止について及び議第 35 号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第 34 号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 35 号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14 番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、6 月 4 日午後 2 時 50 分から本会議場において委員 20 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

議第 36 号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

第 3 セクター株式会社カムセンターの内容についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、6 月 9 日午前 9 時 30 分から本会議場において委員 20 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 28 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

議第 29 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 29 号は原案のとおり可決されました。

議第 30 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

議第 31 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 31 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

議第 32 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 32 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

議第 33 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 33 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

議第 34 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 34 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

議第 35 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 35 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

議第 36 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 36 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 36 号は原案のとおり可決されました。

請願第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 2 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第 13、議会案第 5 号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 14、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第 5 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第 5 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第 5 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 5 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第 17、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてを議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、委員長により申し出があります。各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

閉 会

午前 10 時 18 分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成 15 年第 2 回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

寒河江市議会副議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 鴨 田 俊 一

同 上 遠 藤 聖 作